

本資料のうち、枠囲みの内容は、  
営業秘密又は防護上の観点から  
公開できません

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-939 改 9
提出年月日	平成 30 年 10 月 1 日

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 添付書類

発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

ヌ項 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備

抜粋資料

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																															
<p>又 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備の記述を以下のとおり変更する。</p> <p>(1) 常用電源設備の構造</p> <p>(i) 発電機</p> <p>又(1)(i)-①台 数 1 容量 約 1,300,000 kVA</p>	<p>第10.3-3表 発電機、励磁装置の設備仕様</p> <p>(1) 発電機</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>型 式</td> <td>横軸円筒回転界磁三相交流同期発電機</td> </tr> <tr> <td>台 数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約 1,300,000 kVA</td> </tr> <tr> <td>力 率</td> <td>0.90 (遅れ)</td> </tr> <tr> <td>電 壓</td> <td>19 kV</td> </tr> <tr> <td>相 数</td> <td>3相</td> </tr> <tr> <td>周 波 数</td> <td>50 Hz</td> </tr> <tr> <td>回 転 数</td> <td>1,500 rpm</td> </tr> <tr> <td>結 線 法</td> <td>星形</td> </tr> <tr> <td>冷 却 法</td> <td>固定子 水冷却 回転子 水素直接冷却</td> </tr> </tbody> </table>	型 式	横軸円筒回転界磁三相交流同期発電機	台 数	1	容 量	約 1,300,000 kVA	力 率	0.90 (遅れ)	電 壓	19 kV	相 数	3相	周 波 数	50 Hz	回 転 数	1,500 rpm	結 線 法	星形	冷 却 法	固定子 水冷却 回転子 水素直接冷却	<p>【常用電源設備】(要目表)</p> <p>2 常用電源設備</p> <p>1 発電機に係る次の事項</p> <p>(i) 発電機の種類、容量、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法及び冷却法並びに発電電動機の場合は、出力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <td colspan="2">発電機</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>-</td> <td>横軸円筒回転界磁 三相交流同期発電機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA</td> <td>1300000 (水素圧力 515 kPa<sup>*1</sup>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>力 率</td> <td>%<sup>*2</sup></td> <td>90<sup>*3</sup> (遅れ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 壓</td> <td>kV</td> <td>19<sup>*4</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相</td> <td>-</td> <td>3</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>周 波 数</td> <td>Hz</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>回 転 速 度</td> <td>min<sup>-1</sup><sup>*5</sup></td> <td>1500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>結 線 法</td> <td>-</td> <td>星形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷 却 法</td> <td>-</td> <td>固定子 水冷却 回転子 水素直接冷却</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: S I 単位に換算したもの。  *2: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。  *3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「0,90」と記載。  *4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「19,000」と記載。  *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「r, p, m」と記載。</p>			変 更 前	変 更 後	名 称	発電機		種 類	-	横軸円筒回転界磁 三相交流同期発電機		容 量	kVA	1300000 (水素圧力 515 kPa <sup>*1</sup> )		力 率	% <sup>*2</sup>	90 <sup>*3</sup> (遅れ)		電 壓	kV	19 <sup>*4</sup>		相	-	3	変更なし	周 波 数	Hz	50		回 転 速 度	min <sup>-1</sup> <sup>*5</sup>	1500		結 線 法	-	星形		冷 却 法	-	固定子 水冷却 回転子 水素直接冷却		<p>設置変更許可申請書（本文）第五号又項において、工事の計画の内容は、以下の通り整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文）の又(1)(i)-①は、添付図面第 1-4-1 図「単線結線図（1／5）」に示す。</p>	
型 式	横軸円筒回転界磁三相交流同期発電機																																																																		
台 数	1																																																																		
容 量	約 1,300,000 kVA																																																																		
力 率	0.90 (遅れ)																																																																		
電 壓	19 kV																																																																		
相 数	3相																																																																		
周 波 数	50 Hz																																																																		
回 転 数	1,500 rpm																																																																		
結 線 法	星形																																																																		
冷 却 法	固定子 水冷却 回転子 水素直接冷却																																																																		
		変 更 前	変 更 後																																																																
名 称	発電機																																																																		
種 類	-	横軸円筒回転界磁 三相交流同期発電機																																																																	
容 量	kVA	1300000 (水素圧力 515 kPa <sup>*1</sup> )																																																																	
力 率	% <sup>*2</sup>	90 <sup>*3</sup> (遅れ)																																																																	
電 壓	kV	19 <sup>*4</sup>																																																																	
相	-	3	変更なし																																																																
周 波 数	Hz	50																																																																	
回 転 速 度	min <sup>-1</sup> <sup>*5</sup>	1500																																																																	
結 線 法	-	星形																																																																	
冷 却 法	-	固定子 水冷却 回転子 水素直接冷却																																																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																				
(ii) 外部電源系 <u>275 kV</u> 2回線	<p>第 10.3-1 表 送電線の設備仕様</p> <p>(1) <u>275 kV 送電線</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備</li> </ul> <table> <tr><td>電 壓</td><td>275 kV</td></tr> <tr><td>回 線 数</td><td>2</td></tr> <tr><td>導体サイズ</td><td>ACSR 810 mm<sup>2</sup> 2導体</td></tr> <tr><td>送 電 容 量</td><td>約1,138 MW／回線</td></tr> <tr><td>亘 長</td><td>約17 km (東京電力パワーグリッド株式会社那珂変電所まで)</td></tr> </table> <p>(2) <u>154kV 送電線</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備</li> </ul> <table> <tr><td>電 壓</td><td>154 kV</td></tr> <tr><td>回 線 数</td><td>1</td></tr> <tr><td>導体サイズ</td><td>ACSR 610 mm<sup>2</sup> 1導体</td></tr> <tr><td>送 電 容 量</td><td>約269 MW</td></tr> <tr><td>亘 長</td><td>約9 km (東京電力パワーグリッド株式会社茨城変電所まで)</td></tr> </table> <p><u>△(1)(ii)-①発電機、外部電源系、非常用所内電源系、その他の関連する電気系統の機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流に対し、検知できる設計とする。</u></p>	電 壓	275 kV	回 線 数	2	導体サイズ	ACSR 810 mm <sup>2</sup> 2導体	送 電 容 量	約1,138 MW／回線	亘 長	約17 km (東京電力パワーグリッド株式会社那珂変電所まで)	電 壓	154 kV	回 線 数	1	導体サイズ	ACSR 610 mm <sup>2</sup> 1導体	送 電 容 量	約269 MW	亘 長	約9 km (東京電力パワーグリッド株式会社茨城変電所まで)	<p>【常用電源設備】(基本設計方針)</p> <p>1. 保安電源設備</p> <p>1.2 電線路の独立性及び物理的分離</p> <p>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。</p> <p>設計基準対象施設は、送受電可能な回線として <u>275kV 送電線</u> (東京電力パワーグリッド株式会社東海原子力線) 1ルート 2回線及び受電専用の回線として <u>154kV 送電線</u> (東京電力パワーグリッド株式会社村松線・原子力1号線) 1ルート 1回線の合計 2ルート 3回線にて、電力系統に接続する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.3 発電用原子炉施設への電力供給確保</p> <p>設計基準対象施設に接続する電線路は、いずれの 2 回線が喪失した場合においても電力系統から発電用原子炉施設への電力の供給が停止しない設計とし、<u>275kV 送電線 2回線</u>は起動変圧器を介して接続するとともに、<u>154kV 送電線 1回線</u>は予備変圧器を介して接続する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1. 保安電源設備</p> <p>1.1 発電所構内における電気系統の信頼性確保</p> <p>1.1.1 機器の損壊、故障その他の異常の検知と拡大防止</p> <p>安全施設へ電力を供給する保安電源設備は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機、外部電源系及び非常用所内電源系から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、<u>△(1)(ii)-①発電機、送電線、変圧器、母線等に保護継電器を設置し、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、異常を検知した場合は、ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器が動作することにより、その拡大を防止する設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>		工事の計画の△(1)(ii)-①は、設置変更許可申請書（本文）の△(1)(ii)-①と、文章表現は異なるが、内容に相違はないため整合している。
電 壓	275 kV																							
回 線 数	2																							
導体サイズ	ACSR 810 mm <sup>2</sup> 2導体																							
送 電 容 量	約1,138 MW／回線																							
亘 長	約17 km (東京電力パワーグリッド株式会社那珂変電所まで)																							
電 壓	154 kV																							
回 線 数	1																							
導体サイズ	ACSR 610 mm <sup>2</sup> 1導体																							
送 電 容 量	約269 MW																							
亘 長	約9 km (東京電力パワーグリッド株式会社茨城変電所まで)																							
<u>154 kV</u> 1回線																								

設置変更許可申請書（本文）		設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項					工事の計画 該当事項		整合性		備考	
(iii) 変圧器		第10.3-4表 変圧器の設備仕様					【常用電源設備】（要目表）					
a. 主要変圧器	台数	名称	主要変圧器	所内変圧器	起動変圧器	予備変圧器	2 常用電源設備		2 変圧器に係る次の事項			
台数	1	型式	屋外用三相二巻線外鉄無圧密封式	屋外用三相三巻線内鉄無圧密封式	屋外用三相二巻線内鉄無圧密封式	屋外用三相二巻線内鉄無圧密封式	(1) 変圧器の種類、容量、電圧（一次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するものは、電圧調整範囲及びタップ数を付記すること。）、相、周波数、結線法、冷却法、個数及び取付箇所並びに電気事業の用に供するものにあっては、常用及び予備の別					
容量	約 1,300,000 kVA	台数	1	2	2	1						
電圧	18.525 kV / <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">(1)</span> (iii)-① 275 kV (一次／二次)	容量	<u>約 1,300,000</u> kVA	<u>約 50,000</u> kVA / 台	<u>約 50,000</u> kVA / 台	<u>約 38,000</u> kVA / 台						
b. 所内変圧器	台数	電圧	18.525 kV	18.525 kV	275 kV	147 kV						
c. 起動変圧器	台数	相数	3	3	3	3						
d. 予備変圧器	台数	周波数	50 Hz	50 Hz	50 Hz	50 Hz						
容量	約 50,000 kVA	結線法	三角	三角	星形	星形						
電圧	275 kV	相数	星形	星形、星形	星形、星形	星形						
		冷却方法	導油風冷式	油入風冷式	油入風冷式	油入風冷式						
（終き）												
							変更前 <sup>*3</sup>		変更後			
		取付箇所	個数	常 用	—	—	1					
			予 備	—	—	0						
			系 統 名 (ライン名)	—	—	主要変圧器						
			設 備 床	—	—	屋外 EL. 約 8 m <sup>*2</sup>						
			溢水防護上の区画番号	—	—	—						
			溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	—						
注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「18,525V」と記載。 *2: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。 *3: 記載内容は、既工事計画書（平成23年11月4日付け審査令第298号工事計画届出書）による。なお、本工事計画書は、届け出した工事計画に対して基本設計方針の変更を行うことに伴い申請するものである。												

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																				
<p>(2) 非常用電源設備の構造</p> <p>(i) 受電系統</p> <p>275 kV 2回線 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">(2)(i)-①</span> ([又(1) 常用電源設備の構造]と兼用)</p> <p>154 kV 1回線 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">(2)(i)-①</span> ([又(1) 常用電源設備の構造]と兼用)</p>	<p>第 10.3-1 表 送電線の設備仕様</p> <p>(1) 275 kV 送電線 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>電圧</td> <td>275 kV</td> </tr> <tr> <td>回線数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>導体サイズ</td> <td>ACSR 810 mm<sup>2</sup> 2導体</td> </tr> <tr> <td>送電容量</td> <td>約1,138 MW／回線</td> </tr> <tr> <td>亘長</td> <td>約17 km (東京電力パワーグリッド 株式会社那珂変電所まで)</td> </tr> </table> <p>(2) 154kV 送電線 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>電圧</td> <td>154 kV</td> </tr> <tr> <td>回線数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>導体サイズ</td> <td>ACSR 610 mm<sup>2</sup> 1導体</td> </tr> <tr> <td>送電容量</td> <td>約269 MW</td> </tr> <tr> <td>亘長</td> <td>約9 km (東京電力パワーグリッド 株式会社茨城変電所まで)</td> </tr> </table>	電圧	275 kV	回線数	2	導体サイズ	ACSR 810 mm <sup>2</sup> 2導体	送電容量	約1,138 MW／回線	亘長	約17 km (東京電力パワーグリッド 株式会社那珂変電所まで)	電圧	154 kV	回線数	1	導体サイズ	ACSR 610 mm <sup>2</sup> 1導体	送電容量	約269 MW	亘長	約9 km (東京電力パワーグリッド 株式会社茨城変電所まで)	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>2. 交流電源設備</p> <p>2.1 非常用交流電源設備</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">(2)(i)-①</span>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。 ＜中略＞</p> <p>【常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>1. 保安電源設備</p> <p>1.2 電線路の独立性及び物理的分離</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">(2)(i)-①</span>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。 設計基準対象施設は、送受電可能な回線として 275kV 送電線（東京電力パワーグリッド株式会社東海原子力線）1ルート 2回線及び受電専用の回線として 154kV 送電線（東京電力パワーグリッド株式会社村松線・原子力 1号線）1ルート 1回線の合計 2ルート 3回線にて、電力系統に接続する設計とする。 ＜中略＞</p>	<p>設置変更許可申請書（本文）の<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">(2)(i)-①</span>は、電力系統に連系した送電線について、常用電源設備と非常用電源設備で同じ設備を表しており、工事の計画においては、常用電源設備と非常用電源設備の基本設計方針にそれぞれ記載しており整合している。</p>	
電圧	275 kV																							
回線数	2																							
導体サイズ	ACSR 810 mm <sup>2</sup> 2導体																							
送電容量	約1,138 MW／回線																							
亘長	約17 km (東京電力パワーグリッド 株式会社那珂変電所まで)																							
電圧	154 kV																							
回線数	1																							
導体サイズ	ACSR 610 mm <sup>2</sup> 1導体																							
送電容量	約269 MW																							
亘長	約9 km (東京電力パワーグリッド 株式会社茨城変電所まで)																							

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																		
<p>(ii) 非常用ディーゼル発電機</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機</p> <table border="1"> <tr><td>台数</td><td>2</td></tr> <tr><td>出力</td><td>×(2)(ii)-① 約 5,200 kW/台</td></tr> <tr><td>×(2)(ii)-②起動時間</td><td>約 10 秒</td></tr> </table> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <table border="1"> <tr><td>台数</td><td>1</td></tr> <tr><td>出力</td><td>×(2)(ii)-③ 約 2,800 kW</td></tr> <tr><td>×(2)(ii)-②起動時間</td><td>約 10 秒</td></tr> </table>	台数	2	出力	×(2)(ii)-① 約 5,200 kW/台	×(2)(ii)-②起動時間	約 10 秒	台数	1	出力	×(2)(ii)-③ 約 2,800 kW	×(2)(ii)-②起動時間	約 10 秒	<p>10.1.1.3.3 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、外部電源が喪失した場合には発電用原子炉を安全に停止するために必要な電力を供給し、また、外部電源が喪失し同時に原子炉冷却材喪失が発生した場合には工学的安全施設作動のための電力を供給する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は多重性を考慮して、3台を備え、各々非常用高圧母線に接続する。各非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、耐震性を有した原子炉建屋付属棟内のそれぞれ独立した部屋に設置する。</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>2.1 非常用交流電源設備</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、非常用高圧母線低電圧信号又は非常用炉心冷却設備作動信号で起動し、設置（変更）許可を受けた原子炉冷却材喪失事故における工学的安全施設の設備の作動開始時間を満足する時間である×(2)(ii)-②10秒以内に電圧を確立した後は、各非常用高圧母線に接続し、負荷に給電する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【非常用電源設備】（要目表）</p> <p>2 非常用発電装置に係る次の事項</p> <p>2.1 非常用ディーゼル発電装置</p> <p>(5) 発電機に係る次の事項</p> <p>イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・常設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>非常用ディーゼル発電機*</td> <td>横軸回転界磁三相交流発電機</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA/個** 主 要 寸 法 た て</td> <td>×(2)(ii)-① 4955<sup>±3. *4</sup> ×(2)(ii)-① 4955<sup>±3. *4</sup></td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>4200<sup>±3. *4</sup></td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>mm</td> <td>3240<sup>±3. *4</sup></td> </tr> <tr> <td>力 率</td> <td>%<sup>±5</sup></td> <td>80<sup>±5</sup></td> </tr> <tr> <td>電 圧</td> <td>V</td> <td>6900</td> </tr> <tr> <td>相</td> <td>—</td> <td>3<sup>±1</sup></td> </tr> <tr> <td>周 波 数</td> <td>Hz</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>回 転 速 度</td> <td>min<sup>±0.0</sup></td> <td>429</td> </tr> <tr> <td>結 線 法</td> <td>—</td> <td>星形</td> </tr> <tr> <td>冷 却 方 法</td> <td>—</td> <td>空気冷却</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更なし</p> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取 付</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 0.70 m<sup>±3</sup> EL. 0.70 m<sup>±3</sup></td> </tr> <tr> <td>箇 所</td> <td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ</td> <td>CS-B1-5 CS-B1-3 EL. 0.70 m 以上 EL. 0.70 m 以上</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	変 更 前	変 更 後	種 類	非常用ディーゼル発電機*	横軸回転界磁三相交流発電機	容 量	kVA/個** 主 要 寸 法 た て	×(2)(ii)-① 4955 <sup>±3. *4</sup> ×(2)(ii)-① 4955 <sup>±3. *4</sup>	横	mm	4200 <sup>±3. *4</sup>	高	mm	3240 <sup>±3. *4</sup>	力 率	% <sup>±5</sup>	80 <sup>±5</sup>	電 圧	V	6900	相	—	3 <sup>±1</sup>	周 波 数	Hz	50	回 転 速 度	min <sup>±0.0</sup>	429	結 線 法	—	星形	冷 却 方 法	—	空気冷却	個 数	—	2	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	変 更 前	変 更 後	取 付	—	—	設 置 床	—	EL. 0.70 m <sup>±3</sup> EL. 0.70 m <sup>±3</sup>	箇 所	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		溢 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	CS-B1-5 CS-B1-3 EL. 0.70 m 以上 EL. 0.70 m 以上		
台数	2																																																																					
出力	×(2)(ii)-① 約 5,200 kW/台																																																																					
×(2)(ii)-②起動時間	約 10 秒																																																																					
台数	1																																																																					
出力	×(2)(ii)-③ 約 2,800 kW																																																																					
×(2)(ii)-②起動時間	約 10 秒																																																																					
名 称	変 更 前	変 更 後																																																																				
種 類	非常用ディーゼル発電機*	横軸回転界磁三相交流発電機																																																																				
容 量	kVA/個** 主 要 寸 法 た て	×(2)(ii)-① 4955 <sup>±3. *4</sup> ×(2)(ii)-① 4955 <sup>±3. *4</sup>																																																																				
横	mm	4200 <sup>±3. *4</sup>																																																																				
高	mm	3240 <sup>±3. *4</sup>																																																																				
力 率	% <sup>±5</sup>	80 <sup>±5</sup>																																																																				
電 圧	V	6900																																																																				
相	—	3 <sup>±1</sup>																																																																				
周 波 数	Hz	50																																																																				
回 転 速 度	min <sup>±0.0</sup>	429																																																																				
結 線 法	—	星形																																																																				
冷 却 方 法	—	空気冷却																																																																				
個 数	—	2																																																																				
系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	変 更 前	変 更 後																																																																				
取 付	—	—																																																																				
設 置 床	—	EL. 0.70 m <sup>±3</sup> EL. 0.70 m <sup>±3</sup>																																																																				
箇 所	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—																																																																				
	溢 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	CS-B1-5 CS-B1-3 EL. 0.70 m 以上 EL. 0.70 m 以上																																																																				
		<p>注記</p> <p>*1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「発電機」と記載。</p> <p>*2: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「KVA」と記載。</p> <p>*3: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。</p> <p>*4: 公称値を示す。</p> <p>*5: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。</p> <p>*6: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「0.80」と記載。</p> <p>*7: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「三相」と記載。</p> <p>*8: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「回転数」と記載。</p> <p>*9: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「r.p.m」と記載。</p> <p>*10: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「冷却法」と記載。</p>																																																																				

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																
	<p>第 10.1-3 表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の設備仕様</p> <p>(1) エンジン</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機</p> <table border="1"> <tr><td>型 式</td><td>V型</td></tr> <tr><td>台 数</td><td>2</td></tr> <tr><td>出 力</td><td>約 5,500 kW／台</td></tr> <tr><td>回 転 数</td><td>429 rpm</td></tr> <tr><td>起動方式</td><td>圧縮空気起動</td></tr> <tr><td>起動時間</td><td>約 10 秒</td></tr> <tr><td>使用燃料</td><td>軽油</td></tr> </table> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <table border="1"> <tr><td>型 式</td><td>V型</td></tr> <tr><td>台 数</td><td>1</td></tr> <tr><td>出 力</td><td>約 3,050 kW</td></tr> <tr><td>回 転 数</td><td>429 rpm</td></tr> <tr><td>起動方式</td><td>圧縮空気起動</td></tr> <tr><td>起動時間</td><td>約 10 秒</td></tr> <tr><td>使用燃料</td><td>軽油</td></tr> </table> <p>(2) 発電機</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機</p> <table border="1"> <tr><td>型 式</td><td>横軸回転界磁三相交流発電機</td></tr> <tr><td>台 数</td><td>2</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約 6,500 kVA／台</td></tr> <tr><td>力 率</td><td>0.80 (遅れ)</td></tr> <tr><td>電 壓</td><td>6.9kV</td></tr> <tr><td>周 波 数</td><td>50 Hz</td></tr> <tr><td>回 転 数</td><td>429 rpm</td></tr> </table> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <table border="1"> <tr><td>型 式</td><td>横軸回転界磁三相交流発電機</td></tr> <tr><td>台 数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約 3,500 kVA</td></tr> <tr><td>力 率</td><td>0.80 (遅れ)</td></tr> <tr><td>電 壓</td><td>6.9kV</td></tr> <tr><td>周 波 数</td><td>50 Hz</td></tr> <tr><td>回 転 数</td><td>429 rpm</td></tr> </table>	型 式	V型	台 数	2	出 力	約 5,500 kW／台	回 転 数	429 rpm	起動方式	圧縮空気起動	起動時間	約 10 秒	使用燃料	軽油	型 式	V型	台 数	1	出 力	約 3,050 kW	回 転 数	429 rpm	起動方式	圧縮空気起動	起動時間	約 10 秒	使用燃料	軽油	型 式	横軸回転界磁三相交流発電機	台 数	2	容 量	約 6,500 kVA／台	力 率	0.80 (遅れ)	電 壓	6.9kV	周 波 数	50 Hz	回 転 数	429 rpm	型 式	横軸回転界磁三相交流発電機	台 数	1	容 量	約 3,500 kVA	力 率	0.80 (遅れ)	電 壓	6.9kV	周 波 数	50 Hz	回 転 数	429 rpm	<p>【非常用電源設備】(要目表)</p> <p>2.1 非常用ディーゼル発電機</p> <p>(5) 発電機に関する次の事項 イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・常設</p> <table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">名 称</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>種 類</td><td>一</td><td>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機<sup>*1</sup></td><td></td></tr> <tr><td>容 量</td><td>kVA/個<sup>*2</sup></td><td>横軸回転界磁三相交流発電機</td><td></td></tr> <tr><td>主 尺</td><td>たて mm</td><td>(2)(ii)-③ 3500</td><td>3065<sup>*3, *4</sup></td></tr> <tr><td>要 尺</td><td>横 mm</td><td></td><td>4200<sup>*5, *6</sup></td></tr> <tr><td>寸</td><td>高 さ mm</td><td></td><td>3240<sup>*7, *8</sup></td></tr> <tr><td>法</td><td>力 率 %<sup>*9</sup></td><td></td><td>80<sup>*9</sup></td></tr> <tr><td>電</td><td>電 壓 V</td><td></td><td>6900</td></tr> <tr><td>相</td><td>周 波 数 Hz</td><td></td><td>50</td></tr> <tr><td>回</td><td>転 速 度 min<sup>-1 *10</sup></td><td></td><td>429</td></tr> <tr><td>結</td><td>線 線 法</td><td></td><td>星形</td></tr> <tr><td>冷</td><td>却 方 法<sup>*10</sup></td><td></td><td>空気冷却</td></tr> <tr><td>搬</td><td>個 数</td><td></td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">取 付 箇 所</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td><td>一</td><td>[REDACTED]</td><td></td></tr> <tr><td>設 置 床</td><td>一</td><td>[REDACTED] EL. 0.70 m<sup>*11</sup></td><td></td></tr> <tr><td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td><td>一</td><td></td><td>CS-B1~4</td></tr> <tr><td>溢 水 防 護 上 の 配 憲 が 必 要 な 高 底</td><td>一</td><td></td><td>EL. 0.70 m 以上</td></tr> </tbody> </table> <p>注記  *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「発電機」と記載。  *2: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「kVA」と記載。  *3: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。  *4: 公称値を示す。  *5: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。  *6: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「0.80」と記載。  *7: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「三相」と記載。  *8: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「回転数」と記載。  *9: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「r.p.m.」と記載。  *10: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「冷却法」と記載。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種 類	一	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 <sup>*1</sup>		容 量	kVA/個 <sup>*2</sup>	横軸回転界磁三相交流発電機		主 尺	たて mm	(2)(ii)-③ 3500	3065 <sup>*3, *4</sup>	要 尺	横 mm		4200 <sup>*5, *6</sup>	寸	高 さ mm		3240 <sup>*7, *8</sup>	法	力 率 % <sup>*9</sup>		80 <sup>*9</sup>	電	電 壓 V		6900	相	周 波 数 Hz		50	回	転 速 度 min <sup>-1 *10</sup>		429	結	線 線 法		星形	冷	却 方 法 <sup>*10</sup>		空気冷却	搬	個 数		1	取 付 箇 所		変 更 前	変 更 後	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	一	[REDACTED]		設 置 床	一	[REDACTED] EL. 0.70 m <sup>*11</sup>		溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	一		CS-B1~4	溢 水 防 護 上 の 配 憲 が 必 要 な 高 底	一		EL. 0.70 m 以上		
型 式	V型																																																																																																																																			
台 数	2																																																																																																																																			
出 力	約 5,500 kW／台																																																																																																																																			
回 転 数	429 rpm																																																																																																																																			
起動方式	圧縮空気起動																																																																																																																																			
起動時間	約 10 秒																																																																																																																																			
使用燃料	軽油																																																																																																																																			
型 式	V型																																																																																																																																			
台 数	1																																																																																																																																			
出 力	約 3,050 kW																																																																																																																																			
回 転 数	429 rpm																																																																																																																																			
起動方式	圧縮空気起動																																																																																																																																			
起動時間	約 10 秒																																																																																																																																			
使用燃料	軽油																																																																																																																																			
型 式	横軸回転界磁三相交流発電機																																																																																																																																			
台 数	2																																																																																																																																			
容 量	約 6,500 kVA／台																																																																																																																																			
力 率	0.80 (遅れ)																																																																																																																																			
電 壓	6.9kV																																																																																																																																			
周 波 数	50 Hz																																																																																																																																			
回 転 数	429 rpm																																																																																																																																			
型 式	横軸回転界磁三相交流発電機																																																																																																																																			
台 数	1																																																																																																																																			
容 量	約 3,500 kVA																																																																																																																																			
力 率	0.80 (遅れ)																																																																																																																																			
電 壓	6.9kV																																																																																																																																			
周 波 数	50 Hz																																																																																																																																			
回 転 数	429 rpm																																																																																																																																			
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																																																																																	
種 類	一	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 <sup>*1</sup>																																																																																																																																		
容 量	kVA/個 <sup>*2</sup>	横軸回転界磁三相交流発電機																																																																																																																																		
主 尺	たて mm	(2)(ii)-③ 3500	3065 <sup>*3, *4</sup>																																																																																																																																	
要 尺	横 mm		4200 <sup>*5, *6</sup>																																																																																																																																	
寸	高 さ mm		3240 <sup>*7, *8</sup>																																																																																																																																	
法	力 率 % <sup>*9</sup>		80 <sup>*9</sup>																																																																																																																																	
電	電 壓 V		6900																																																																																																																																	
相	周 波 数 Hz		50																																																																																																																																	
回	転 速 度 min <sup>-1 *10</sup>		429																																																																																																																																	
結	線 線 法		星形																																																																																																																																	
冷	却 方 法 <sup>*10</sup>		空気冷却																																																																																																																																	
搬	個 数		1																																																																																																																																	
取 付 箇 所		変 更 前	変 更 後																																																																																																																																	
系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	一	[REDACTED]																																																																																																																																		
設 置 床	一	[REDACTED] EL. 0.70 m <sup>*11</sup>																																																																																																																																		
溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	一		CS-B1~4																																																																																																																																	
溢 水 防 護 上 の 配 憲 が 必 要 な 高 底	一		EL. 0.70 m 以上																																																																																																																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>10.1.2 重大事故等時 10.1.2.1 非常用交流電源設備 10.1.2.1.1 概要 　　非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>　　非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能）、ほう酸水注入系、過渡時自動減圧機能、残留熱除去系（低圧注水系）、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）、残留熱除去系（サブレーション・プール冷却系）、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系海水系、中央制御室換気系、計装設備及び原子炉建屋ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>　　非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、高圧炉心スプレイ系及び計装設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針 　　非常用交流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置の分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.1.2.2 容量等 　　基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。 　　2C・2D非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料油ディタンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油ディタンク、軽油貯蔵タンク、2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用燃料移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針） 2.1 非常用交流電源設備 　　&lt;中略&gt; 　　非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>　　非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p> <p>　　非常用交流電源設備のうち 2C・2D 非常用ディーゼル発電機は重大事故等時に、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能）、ほう酸水注入系、過渡時自動減圧機能、残留熱除去系（低圧注水系）、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）、残留熱除去系（サブレーション・プール冷却系）、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系海水系、中央制御室換気系、計装設備及び原子炉建屋ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>　　非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は重大事故等時に、高圧炉心スプレイ系及び計装設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>【非常用電源設備】（基本設計方針） 4. 燃料設備 4.1 軽油貯蔵タンクから非常用ディーゼル発電機等への給油 　　&lt;中略&gt; 　　重大事故等時に、2C・2D 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料は、軽油貯蔵タンク、2C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ、2D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプを用いて給油できる設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																																																		
<p>c. 軽油貯蔵タンク</p> <p>基 数 2 容 量 約 400 kL／基</p>	<p>第 10.1-3 表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の設備仕様</p> <p>(3) 軽油貯蔵タンク</p> <p>型 式 横置円筒形 基 数 2 容 量 約 400 kL／基 使用燃料 軽油</p>	<p>【非常用電源設備】（要目表）</p> <p>2 非常用発電装置に係る次の事項</p> <p>2.1 非常用ディーゼル発電装置</p> <p>(4) 燃料設備に係る次の事項</p> <p>□ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・常設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18">主 要 寸 法</td> <td>名 称</td> <td colspan="2">軽油貯蔵タンク<sup>*1, *2</sup></td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td colspan="2">横置円筒形</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td colspan="2">392以上(400<sup>*</sup>)</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td colspan="2">静水頭</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td colspan="2">55</td> </tr> <tr> <td>胴 内 径</td> <td colspan="2">5000<sup>*3</sup></td> </tr> <tr> <td>胴 板 厚 さ</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>鏡 板 厚 さ ( 左 右 )</td> <td colspan="2">5000<sup>*3</sup> (鏡板中央部内半径 (左右) )</td> </tr> <tr> <td>鏡 板 の 形 状 に 係 る 寸 法</td> <td colspan="2">500<sup>*3</sup> (鏡板隅の丸み半径 (左右) )</td> </tr> <tr> <td>常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ行き管台外径</td> <td colspan="2">48.6<sup>*3</sup></td> </tr> <tr> <td>常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ行き管台厚さ</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2B 非常用ディーゼル発電機燃料移 送ポンプ行き管台外径</td> <td colspan="2">—   42.7<sup>*3</sup></td> </tr> <tr> <td>2D 非常用ディーゼル発電機燃料移 送ポンプ行き管台厚さ</td> <td colspan="2">—   </td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電機燃料移送ポンプ行き管台外径</td> <td colspan="2">—   42.7<sup>*3</sup></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電機燃料移送ポンプ行き管台厚さ</td> <td colspan="2">—   </td> </tr> <tr> <td>2C 非常用ディーゼル発電機燃料移 送ポンプ行き管台外径</td> <td colspan="2">42.7<sup>*3</sup>   —</td> </tr> <tr> <td>2C 非常用ディーゼル発電機燃料移 送ポンプ行き管台厚さ</td> <td colspan="2">   —</td> </tr> <tr> <td>全 長</td> <td colspan="2">23060<sup>*3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">取 付 箇 所</td> <td>材 板</td> <td colspan="2">SPV490</td> </tr> <tr> <td>料 板</td> <td colspan="2">SPV490</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td colspan="2">—   2</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td colspan="2">軽油貯蔵 タンク A</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td colspan="2">軽油貯蔵 タンク B</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td colspan="2">燃料油移送 ライン</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td colspan="2">常設代替高圧 電源装置場</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">EL. 2.00 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">地下埋設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>EL. 22.47 m 以上</td> <td>EL. 22.47 m 以上</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	主 要 寸 法	名 称	軽油貯蔵タンク <sup>*1, *2</sup>		種 類	横置円筒形		容 量	392以上(400 <sup>*</sup> )		最 高 使 用 圧 力	静水頭		最 高 使 用 温 度	55		胴 内 径	5000 <sup>*3</sup>		胴 板 厚 さ			鏡 板 厚 さ ( 左 右 )	5000 <sup>*3</sup> (鏡板中央部内半径 (左右) )		鏡 板 の 形 状 に 係 る 寸 法	500 <sup>*3</sup> (鏡板隅の丸み半径 (左右) )		常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ行き管台外径	48.6 <sup>*3</sup>		常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ行き管台厚さ			2B 非常用ディーゼル発電機燃料移 送ポンプ行き管台外径	—   42.7 <sup>*3</sup>		2D 非常用ディーゼル発電機燃料移 送ポンプ行き管台厚さ	—   		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電機燃料移送ポンプ行き管台外径	—   42.7 <sup>*3</sup>		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電機燃料移送ポンプ行き管台厚さ	—   		2C 非常用ディーゼル発電機燃料移 送ポンプ行き管台外径	42.7 <sup>*3</sup>   —		2C 非常用ディーゼル発電機燃料移 送ポンプ行き管台厚さ	   —		全 長	23060 <sup>*3</sup>				変更前	変更後	取 付 箇 所	材 板	SPV490		料 板	SPV490		個 数	—   2		系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	軽油貯蔵 タンク A		設 置 床	軽油貯蔵 タンク B		溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	燃料油移送 ライン		溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	常設代替高圧 電源装置場			EL. 2.00 m			地下埋設			屋外	屋外		EL. 22.47 m 以上	EL. 22.47 m 以上	<p>注記 *1：軽油貯蔵タンクAは非常用電源設備のうち非常用発電装置（常設代替高圧電源装置）の燃料設備と兼用する。</p> <p>*2：軽油貯蔵タンクBは非常用電源設備のうち非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置、常設代替高圧電源装置）の燃料設備と兼用する。</p> <p>*3：公称値を示す。</p>		
		変更前	変更後																																																																																																			
主 要 寸 法	名 称	軽油貯蔵タンク <sup>*1, *2</sup>																																																																																																				
	種 類	横置円筒形																																																																																																				
	容 量	392以上(400 <sup>*</sup> )																																																																																																				
	最 高 使 用 圧 力	静水頭																																																																																																				
	最 高 使 用 温 度	55																																																																																																				
	胴 内 径	5000 <sup>*3</sup>																																																																																																				
	胴 板 厚 さ																																																																																																					
	鏡 板 厚 さ ( 左 右 )	5000 <sup>*3</sup> (鏡板中央部内半径 (左右) )																																																																																																				
	鏡 板 の 形 状 に 係 る 寸 法	500 <sup>*3</sup> (鏡板隅の丸み半径 (左右) )																																																																																																				
	常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ行き管台外径	48.6 <sup>*3</sup>																																																																																																				
	常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ行き管台厚さ																																																																																																					
	2B 非常用ディーゼル発電機燃料移 送ポンプ行き管台外径	—   42.7 <sup>*3</sup>																																																																																																				
	2D 非常用ディーゼル発電機燃料移 送ポンプ行き管台厚さ	—   																																																																																																				
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電機燃料移送ポンプ行き管台外径	—   42.7 <sup>*3</sup>																																																																																																				
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電機燃料移送ポンプ行き管台厚さ	—   																																																																																																				
	2C 非常用ディーゼル発電機燃料移 送ポンプ行き管台外径	42.7 <sup>*3</sup>   —																																																																																																				
	2C 非常用ディーゼル発電機燃料移 送ポンプ行き管台厚さ	   —																																																																																																				
	全 長	23060 <sup>*3</sup>																																																																																																				
		変更前	変更後																																																																																																			
取 付 箇 所	材 板	SPV490																																																																																																				
	料 板	SPV490																																																																																																				
	個 数	—   2																																																																																																				
	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	軽油貯蔵 タンク A																																																																																																				
	設 置 床	軽油貯蔵 タンク B																																																																																																				
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	燃料油移送 ライン																																																																																																				
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	常設代替高圧 電源装置場																																																																																																				
		EL. 2.00 m																																																																																																				
		地下埋設																																																																																																				
		屋外	屋外																																																																																																			
	EL. 22.47 m 以上	EL. 22.47 m 以上																																																																																																				

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>7日間の外部電源喪失を仮定しても、設計基準事故に対処するために必要な非常用ディーゼル発電機 1台及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 1台を 7日間並びに常設代替高圧電源装置 2台を 1日間運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を敷地内の軽油貯蔵タンクに貯蔵する設計とする。</p>	<p>10.1.1.3.3 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）          &lt;中略&gt;</p> <p>なお、7日間の外部電源喪失を仮定しても、設計基準事故に対処するために必要な非常用ディーゼル発電機 1台及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 1台を 7日間並びに常設代替高圧電源装置 2台を 1日間運転できる燃料貯蔵設備を発電所内に設ける。          &lt;中略&gt;</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>4.1 軽油貯蔵タンクから非常用ディーゼル発電機等への給油</p> <p>7日間の外部電源喪失を仮定しても、設計基準事故に対処するために必要な非常用ディーゼル発電機 1台及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 1台を 7日間並びに常設代替高圧電源装置 2台を 1日間運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を敷地内の軽油貯蔵タンクに貯蔵する設計とする。          &lt;中略&gt;</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																								
<p>(iii) 蓄電池</p> <p>a. <u>又(2)(iii)-①</u>蓄電池（非常用） 又(2)(iii)-②型式 鉛蓄電池 又(2)(iii)-③組数 5</p> <p>容量 125V 系蓄電池 A 系・B 系 約 6,000 Ah / 組 125V 系蓄電池 H P C S 系 約 500 Ah 中性子モニタ用蓄電池 A 系・B 系 約 150 Ah / 組</p>	<p>第 10.1-4 表 直流電源設備の設備仕様</p> <p>(1) 蓄電池</p> <p>非常用</p> <table border="1"> <tr> <td>型式</td><td>鉛蓄電池</td></tr> <tr> <td>組数</td><td>5</td></tr> <tr> <td>セル数</td><td>125V 系 A 系 120 B 系 120 H P C S 系 58</td></tr> <tr> <td>中性子モニタ用</td><td>A 系 24 B 系 24</td></tr> <tr> <td>電圧</td><td>125V 系 A 系 125 V B 系 125 V H P C S 系 125 V 中性子モニタ用 A 系 ±24 V B 系 ±24 V</td></tr> <tr> <td>容量</td><td>125V 系 A 系 約 6,000 Ah B 系 約 6,000 Ah H P C S 系 約 500 Ah 中性子モニタ用 A 系 約 150 Ah B 系 約 150 Ah</td></tr> </table>	型式	鉛蓄電池	組数	5	セル数	125V 系 A 系 120 B 系 120 H P C S 系 58	中性子モニタ用	A 系 24 B 系 24	電圧	125V 系 A 系 125 V B 系 125 V H P C S 系 125 V 中性子モニタ用 A 系 ±24 V B 系 ±24 V	容量	125V 系 A 系 約 6,000 Ah B 系 約 6,000 Ah H P C S 系 約 500 Ah 中性子モニタ用 A 系 約 150 Ah B 系 約 150 Ah	<p>【非常用電源設備】（要目表）</p> <p>3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係る次の事項</p> <p>3.1 その他の電源装置</p> <p>(2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所（當設及び可離型の別に記載すること。）</p> <p>・常設</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td><td>又(2)(iii)-① 125V 系蓄電池</td><td>変更後<sup>*1</sup></td></tr> <tr> <td>種 類</td><td>鉛鉄弾式機器用蓄電池</td><td>変更なし</td></tr> <tr> <td>容 量</td><td>A 系 2000 (10 時間率) B 系 2000 (10 時間率) H P C S 系 500 (10 時間率)</td><td>A 系 6000 (10 時間率) B 系 6000 (10 時間率) H P C S 系 変更なし</td></tr> <tr> <td>電 圧</td><td>125<sup>*1</sup></td><td>変更なし</td></tr> <tr> <td>た て</td><td>mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 82, 83</td><td>mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 変更なし</td></tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td><td>横 mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 82, 83</td><td>mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 変更なし</td></tr> <tr> <td>高 さ</td><td>mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 82, 83</td><td>mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 変更なし</td></tr> <tr> <td>固 数</td><td>組 3 (A 系 1 組当たり 58 個) B 系 1 組当たり 58 個 H P C S 系 1 組当たり 58 個</td><td>組 A 系 1 組当たり 120 個 B 系 1 組当たり 120 個 H P C S 系 変更なし 又(2)(iii)-③</td></tr> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <tr> <td>取付箇所</td><td>125V 系蓄電池 A 系<sup>*4</sup> EL. 8, 20 m<sup>*5</sup></td><td>125V 系蓄電池 B 系<sup>*4</sup> EL. 8, 20 m<sup>*5</sup></td><td>125V 系蓄電池 H P C S 系<sup>*4</sup> EL. 10, 50 m<sup>*5</sup></td><td>変更後<sup>*1</sup></td></tr> <tr> <td>設置床</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>変更なし 変更なし</td></tr> <tr> <td>漏水防護上の区画番号</td><td>—</td><td>—</td><td>CS-1-1 CS-1-8</td><td>CS-1-7 CS-1-8</td></tr> <tr> <td>漏水防護上の配慮が必要な高さ</td><td>—</td><td>—</td><td>EL. 10, 50 m 以上</td><td>EL. 8, 20 m 以上 EL. 10, 50 m 以上</td></tr> </table> <p>注記 *1: 通常運転時、充電器にて浮動充電電圧を 133.8 V±1.5 % (A 系, B 系), 129.5 V±1.5 % (H P C S 系) に維持する。  *2: 公称値を示す。  *3: ( ) 内は架台数を示す。  *4: 施工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。  *5: 125V 系蓄電池 A 系, 125V 系蓄電池 B 系については取替えを実施する。</p>	名 称	又(2)(iii)-① 125V 系蓄電池	変更後 <sup>*1</sup>	種 類	鉛鉄弾式機器用蓄電池	変更なし	容 量	A 系 2000 (10 時間率) B 系 2000 (10 時間率) H P C S 系 500 (10 時間率)	A 系 6000 (10 時間率) B 系 6000 (10 時間率) H P C S 系 変更なし	電 圧	125 <sup>*1</sup>	変更なし	た て	mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 82, 83	mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 変更なし	主 要 寸 法	横 mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 82, 83	mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 変更なし	高 さ	mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 82, 83	mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 変更なし	固 数	組 3 (A 系 1 組当たり 58 個) B 系 1 組当たり 58 個 H P C S 系 1 組当たり 58 個	組 A 系 1 組当たり 120 個 B 系 1 組当たり 120 個 H P C S 系 変更なし 又(2)(iii)-③	取付箇所	125V 系蓄電池 A 系 <sup>*4</sup> EL. 8, 20 m <sup>*5</sup>	125V 系蓄電池 B 系 <sup>*4</sup> EL. 8, 20 m <sup>*5</sup>	125V 系蓄電池 H P C S 系 <sup>*4</sup> EL. 10, 50 m <sup>*5</sup>	変更後 <sup>*1</sup>	設置床	—	—	—	変更なし 変更なし	漏水防護上の区画番号	—	—	CS-1-1 CS-1-8	CS-1-7 CS-1-8	漏水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	EL. 10, 50 m 以上	EL. 8, 20 m 以上 EL. 10, 50 m 以上		
型式	鉛蓄電池																																																											
組数	5																																																											
セル数	125V 系 A 系 120 B 系 120 H P C S 系 58																																																											
中性子モニタ用	A 系 24 B 系 24																																																											
電圧	125V 系 A 系 125 V B 系 125 V H P C S 系 125 V 中性子モニタ用 A 系 ±24 V B 系 ±24 V																																																											
容量	125V 系 A 系 約 6,000 Ah B 系 約 6,000 Ah H P C S 系 約 500 Ah 中性子モニタ用 A 系 約 150 Ah B 系 約 150 Ah																																																											
名 称	又(2)(iii)-① 125V 系蓄電池	変更後 <sup>*1</sup>																																																										
種 類	鉛鉄弾式機器用蓄電池	変更なし																																																										
容 量	A 系 2000 (10 時間率) B 系 2000 (10 時間率) H P C S 系 500 (10 時間率)	A 系 6000 (10 時間率) B 系 6000 (10 時間率) H P C S 系 変更なし																																																										
電 圧	125 <sup>*1</sup>	変更なし																																																										
た て	mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 82, 83	mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 変更なし																																																										
主 要 寸 法	横 mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 82, 83	mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 変更なし																																																										
高 さ	mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 82, 83	mm A 系 82, 83 B 系 82, 83 H P C S 系 変更なし																																																										
固 数	組 3 (A 系 1 組当たり 58 個) B 系 1 組当たり 58 個 H P C S 系 1 組当たり 58 個	組 A 系 1 組当たり 120 個 B 系 1 組当たり 120 個 H P C S 系 変更なし 又(2)(iii)-③																																																										
取付箇所	125V 系蓄電池 A 系 <sup>*4</sup> EL. 8, 20 m <sup>*5</sup>	125V 系蓄電池 B 系 <sup>*4</sup> EL. 8, 20 m <sup>*5</sup>	125V 系蓄電池 H P C S 系 <sup>*4</sup> EL. 10, 50 m <sup>*5</sup>	変更後 <sup>*1</sup>																																																								
設置床	—	—	—	変更なし 変更なし																																																								
漏水防護上の区画番号	—	—	CS-1-1 CS-1-8	CS-1-7 CS-1-8																																																								
漏水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	EL. 10, 50 m 以上	EL. 8, 20 m 以上 EL. 10, 50 m 以上																																																								

## 整合性

工事の計画の又(2)(iii)-①は、設置変更許可申請書（本文）の又(2)(iii)-①を具体的に記載しており整合している。

工事の計画の又(2)(iii)-②は、設置変更許可申請書（本文）の又(2)(iii)-②を具体的に記載しており整合している。

設置変更許可申請書（本文）の又(2)(iii)-③は、蓄電池をまとめて記載しているが、工事の計画の又(2)(iii)-③では、「125V 系蓄電池」及び「中性子モニタ用蓄電池」に別々に記載しており合わせることで整合している。

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																								
		<p>3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係る次の事項            3.1 その他の電源装置            (2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">変更前</th> <th style="text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="vertical-align: middle; text-align: center;">主 要 寸 法</td> <td>名 称</td> <td colspan="2">中性子モニタ用蓄電池 制御用蓄電池</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>A系 150 (10時間率) B系 150 (10時間率)</td> <td>B系 150 (10時間率)</td> </tr> <tr> <td>電 壓</td> <td>V</td> <td>±24<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>主たて</td> <td>mm</td> <td>A系 B系</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>A系 B系</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>A系 B系</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2 (2) (iii)-③</td> <td>2 (1組当たり 24個)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">変更前</th> <th style="text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; text-align: center;">取付箇所</td> <td>系 統 名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>中性子モニタ用 蓄電池 A系<sup>*3</sup></td> <td>中性子モニタ用 蓄電池 B系<sup>*3</sup></td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>[ ]</td> <td>[ ]</td> </tr> <tr> <td>EL. 8.20 m<sup>*2</sup></td> <td>EL. 8.20 m<sup>*2</sup></td> <td>EL. 8.20 m<sup>*2</sup></td> <td>EL. 8.20 m<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>CS-1-6</td> <td>CS-1-8</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 配慮が必要な 高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>EL. 8.22 m 以上</td> <td>EL. 8.20 m 以上</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	主 要 寸 法	名 称	中性子モニタ用蓄電池 制御用蓄電池		種類	—		容 量	A系 150 (10時間率) B系 150 (10時間率)	B系 150 (10時間率)	電 壓	V	±24 <sup>*1</sup>	主たて	mm	A系 B系	横	mm	A系 B系	高さ	mm	A系 B系	個 数	2 (2) (iii)-③	2 (1組当たり 24個)			変更前	変更後	取付箇所	系 統 名 (ライン名)	—	中性子モニタ用 蓄電池 A系 <sup>*3</sup>	中性子モニタ用 蓄電池 B系 <sup>*3</sup>	設 置 床	—	[ ]	[ ]	EL. 8.20 m <sup>*2</sup>	溢水防護上の 区画番号	—	—	CS-1-6	CS-1-8	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	—	—	EL. 8.22 m 以上	EL. 8.20 m 以上					
		変更前	変更後																																																									
主 要 寸 法	名 称	中性子モニタ用蓄電池 制御用蓄電池																																																										
	種類	—																																																										
	容 量	A系 150 (10時間率) B系 150 (10時間率)	B系 150 (10時間率)																																																									
	電 壓	V	±24 <sup>*1</sup>																																																									
	主たて	mm	A系 B系																																																									
	横	mm	A系 B系																																																									
	高さ	mm	A系 B系																																																									
	個 数	2 (2) (iii)-③	2 (1組当たり 24個)																																																									
		変更前	変更後																																																									
取付箇所	系 統 名 (ライン名)	—	中性子モニタ用 蓄電池 A系 <sup>*3</sup>	中性子モニタ用 蓄電池 B系 <sup>*3</sup>																																																								
	設 置 床	—	[ ]	[ ]																																																								
	EL. 8.20 m <sup>*2</sup>	EL. 8.20 m <sup>*2</sup>	EL. 8.20 m <sup>*2</sup>	EL. 8.20 m <sup>*2</sup>																																																								
	溢水防護上の 区画番号	—	—	CS-1-6	CS-1-8																																																							
溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	—	—	EL. 8.22 m 以上	EL. 8.20 m 以上																																																								

注記 \*1: 通常運転時、充電器にて浮動充電圧を±26.8 V±2 %に維持する。

\*2: 公称値を示す。

\*3: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>10.1.2 重大事故等時 10.1.2.2 非常用直流電源設備 10.1.2.2.1 概要</p> <p>非常用直流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池 A 系・B 系は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池 HPCS 系は、外部電源喪失により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が自動起動しメタルクラッド開閉装置 HPCS が受電する時間に余裕を考慮した 1 時間まで、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラッド開閉装置 HPCS の制御回路等の高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち、中性子モニタ用蓄電池 A 系・B 系は、全交流動力電源喪失から、起動領域計装によるパラメータ確認が終了する時間に余裕を考慮した 1 時間まで、これら負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2 設計方針</p> <p>非常用直流電源設備は、「1.1.7 重大事故対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.1 常設直流電源設備 ＜中略＞</p> <p>非常用直流電源設備の 125V 系蓄電池 A 系・B 系・HPCS 系及び中性子モニタ用蓄電池 A 系・B 系は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池 HPCS 系は、直流 125V 主母線盤 HPCS (125 V, 800 A のものを 1 個) へ接続することで、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラッド開閉装置 HPCS の制御回路等の高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備のうち、中性子モニタ用蓄電池 A 系・B 系は、直流 ±24V 中性子モニタ用分電盤 (±24 V, 50 A のものを 2 個) へ接続することで、起動領域計装に電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
(iv) 代替電源設備  設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、 <u>又(2) (iv)-①</u> 必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置 <u>又(2) (iv)-②</u> 及び保管する。  代替電源設備の系統図を、第 10.2-1 図から第 10.2-10 図に示す。	<p>10.2 代替電源設備</p> <p>10.2.1 概要 設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、<u>又(2) (iv)-①</u>必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置<u>又(2) (iv)-②</u>及び保管する。 代替電源設備の系統図を、第 10.2-1 図から第 10.2-10 図に示す。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>2.2 常設代替交流電源設備 設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、<u>又(2) (iv)-①</u>必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。 常設代替交流電源設備として常設代替高圧電源装置を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>2.4 可搬型代替交流電源設備 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な発電用原子炉等を冷却するための設備である常設低圧代替注水系ポンプ、プラント監視機能を維持する設備等に電力を供給する<u>又(2) (iv)-②</u>可搬型代替交流電源設備として、可搬型代替低圧電源車を使用できる設計とする。 可搬型代替低圧電源車を使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>3.1 常設直流電源設備 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する<u>又(2) (iv)-①</u>所内常設直流電源設備として、125V 系蓄電池 A 系・B 系を使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>3.2 可搬型代替直流電源設備 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する<u>又(2) (iv)-②</u>可搬型代替直流電源設備として可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>1.2 代替所内電気系統 これとは別に上記 3 系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を給電する<u>又(2) (iv)-①</u>代替所内電気設備として、緊急用断路器（6900 V, 1200 A のものを 1 個）、緊急用メタルクラップ開閉装置（6900 V, 1200 A のものを 1 個）、緊急用動力変圧器（2000 kVA, 6900/480 V のものを 1 個）、緊急用パワーセンタ（480 V, 3000 A のものを 1 個）。</p>	工事の計画の <u>又(2) (iv)-①</u> は、設置変更許可申請書（本文）の <u>又(2) (iv)-①</u> について具体的な設備を記載しており整合している。	工事の計画の <u>又(2) (iv)-②</u> は、設置変更許可申請書（本文）の <u>又(2) (iv)-②</u> について具体的な設備を記載しており整合している。

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>個)、緊急用モータコントロールセンタ(480V、800Aのものを3個)、可搬型代替低圧電源車接続盤(交流入出力(480V、1600A)、可搬型整流器交流入力(210V、600A)、可搬型整流器直流出力(150V、400A)のものを2個)、緊急用計装交流主母線盤(50kVA、480/240-120Vのものを1個)、緊急用直流125V充電器(125V、700Aのものを1個)、可搬型整流器用変圧器(150kVA、480/210Vのものを2個)、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤(125V、400Aのものを1個)、緊急用直流125V主母線盤(125V、1200Aのものを1個)、緊急用直流125Vモータコンントロールセンタ(125V、400Aのものを1個)、緊急用直流125V計装分電盤(125V、400Aのものを1個)、緊急用無停電電源装置、緊急用無停電計装分電盤(120V、400Aのものを1個)、緊急用電源切替盤(緊急用交流電源切替盤(480V、65Aのものを2個)、緊急用直流電源切替盤(125V、120Aのものを1個)、緊急用直流計装電源切替盤(125V、50Aのものを2個)、緊急用無停電計装電源切替盤(120V、50Aのものを1個))を使用できる設計とする。&lt;中略&gt;</p> <p>☒(2)(iv)-①なお、緊急用125V系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、緊急用125V系蓄電池から電力を供給できる設計とする。&lt;中略&gt;</p> <p>【常用用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>4.2 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油 ☒(2)(iv)-①常設代替高圧電源装置は、軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。&lt;中略&gt;</p> <p>4.4 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油 ☒(2)(iv)-②可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車及びタンクローリー（走行用の燃料タンク）は、☒(2)(iv)-①可搬型設備用軽油タンクから☒(2)(iv)-②タンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。&lt;中略&gt;</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>△(2)(iv)-③代替電源設備のうち、重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備、可搬型代替直流電源設備、常設代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。また、重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として、燃料給油設備を設ける。</p>	<p>10.2.2 設計方針 代替電源設備のうち、重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備、可搬型代替直流電源設備、常設代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。また、重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として、燃料給油設備を設ける。</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針） 2.2 常設代替交流電源設備 △(2)(iv)-③設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な交流負荷へ電力を供給する常設代替交流電源設備として常設代替高圧電源装置を設ける設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>2.4 可搬型代替交流電源設備 △(2)(iv)-③設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な発電用原子炉等を冷却するための設備である常設低圧代替注水系ポンプ、プラント監視機能を維持する設備等に電力を供給する可搬型代替交流電源設備として、可搬型代替低圧電源車を使用できる設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>3.1 常設直流電源設備 &lt;中略&gt; △(2)(iv)-③設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する所内常設直流電源設備として、125V 系蓄電池 A 系・B 系を使用できる設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>3.2 可搬型代替直流電源設備 △(2)(iv)-③設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する可搬型代替直流電源設備として可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を使用できる設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>【非常用電源設備】（基本設計方針） 1.2 代替所内電気系統 &lt;中略&gt; これとは別に上記 3 系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する△(2)(iv)-③重大事故等の対応に必要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として、緊急用断路器（6900 V, 1200 A のものを 1 個）、緊急用メタルクラップ開閉装置（6900 V, 1200 A のものを 1 個）、緊急用動力変圧器（2000 kVA, 6900/480 V のものを 1 個）、緊急用パワーセンタ（480 V, 3000 A のものを 1</p>	<p>工事の計画の△(2)(iv)-③は、設置変更許可申請書（本文）の△(2)(iv)-③について具体的に記載しており整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>個)、緊急用モータコントロールセンタ(480V、800Aのものを3個)、可搬型代替低圧電源車接続盤(交流入出力(480V、1600A)、可搬型整流器交流入力(210V、600A)、可搬型整流器直流出力(150V、400A)のものを2個)、緊急用計装交流主母線盤(50kVA、480/240-120Vのものを1個)、緊急用直流125V充電器(125V、700Aのものを1個)、可搬型整流器用変圧器(150kVA、480/210Vのものを2個)、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤(125V、400Aのものを1個)、緊急用直流125V主母線盤(125V、1200Aのものを1個)、緊急用直流125Vモータコンントロールセンタ(125V、400Aのものを1個)、緊急用直流125V計装分電盤(125V、400Aのものを1個)、緊急用無停電電源装置、緊急用無停電計装分電盤(120V、400Aのものを1個)、緊急用電源切替盤(緊急用交流電源切替盤(480V、65Aのものを2個)、緊急用直流電源切替盤(125V、120Aのものを1個)、緊急用直流計装電源切替盤(125V、50Aのものを2個)、緊急用無停電計装電源切替盤(120V、50Aのものを1個))を使用できる設計とする。            &lt;中略&gt;</p> <p>¶(2)(iv)-③なお、緊急用125V系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、緊急用125V系蓄電池から電力を供給できる設計とする。            &lt;中略&gt;</p> <p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>4.2 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油            ¶(2)(iv)-③常設代替高圧電源装置は、軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。            &lt;中略&gt;</p> <p>4.4 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油            ¶(2)(iv)-③可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車及びタンクローリー（走行用の燃料タンク）は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。            &lt;中略&gt;</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>a. 代替交流電源設備による給電        (a) 常設代替交流電源設備による給電  <u>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(2)(iv)a.-①(外部電源喪失、2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障。(以下「全交流動力電源喪失」という。))した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</u>  <u>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し、緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置 2C 又はメタルクラッド開閉装置 2D へ接続することで電力を供給できる設計とする。</u></p> <p><u>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</u></p>	<p>(1) 代替交流電源設備による給電        a. 常設代替交流電源設備による給電  <u>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(外部電源喪失、2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障。(以下「全交流動力電源喪失」という。))した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</u>  <u>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し、緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置 2C 又はメタルクラッド開閉装置 2D へ接続することで電力を供給できる設計とする。</u>  <u>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。        • 常設代替高圧電源装置</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）        2.2 常設代替交流電源設備        &lt;中略&gt;  <u>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置、電路、計測制御装置等で構成し、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(2)(iv)a.-①(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等時に対処するために常設代替高圧電源装置を中央制御室での操作にて速やかに起動し、緊急用メタルクラッド開閉装置を介してメタルクラッド開閉装置 2C 又はメタルクラッド開閉装置 2D へ接続することで電力を供給できる設計とする。</u>        &lt;中略&gt;</p> <p>【非常用電源設備】（基本設計方針）        2.2 常設代替交流電源設備        &lt;中略&gt;  <u>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は、原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、原子炉建屋付属棟内の 2C・2D 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u>  <u>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置からメタルクラッド開閉装置 2C 及びメタルクラッド開閉装置 2D までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D 非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置 2C 及びメタルクラッド開閉装置 2D までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</u>  <u>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</u></p>	<p>工事の計画の(2)(iv)</p> <p>a.-①は、設置変更許可申請書（本文）の(2)(iv)a.-①と同義であり整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 可搬型代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合<del>又(2)(iv)a.-②の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</del></p> <p><u>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</u></p> <p><u>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</u></p>	<p>b. 可搬型代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p><u>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車をパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。</u></p> <p><u>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。 ・可搬型代替低圧電源車</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針） 2.4 可搬型代替交流電源設備 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合<del>又(2)(iv)a.-②に、重大事故等の対応に必要な発電用原子炉等を冷却するための設備である常設低圧代替注水系ポンプ、プラント監視機能を維持する設備等に電力を供給する可搬型代替交流電源設備として、可搬型代替低圧電源車を使用できる設計とする。</del></p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車を、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を経由してパワーセンタ2C及び2Dへ接続することで電力を供給できる設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>【非常用電源設備】（基本設計方針） 2.4 可搬型代替交流電源設備 &lt;中略&gt; 可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）の常設代替高圧電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。 &lt;中略&gt;</p>	<p>工事の計画の<del>又(2)(iv)</del> a.-②は、設置変更許可申請書（本文）の<del>又(2)(iv)a.-②</del>について具体的に記載しており整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>b. 代替直流電源設備による給電        (a) 所内常設直流電源設備による給電        設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合<b>(2) (iv)b. -①</b>の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p><u>所内常設直流電源設備は、125V 系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から 1 時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から 8 時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、125V 系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</u></p>	<p>(2) 代替直流電源設備による給電        a. 所内常設直流電源設備による給電        設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設直流電源設備を使用する。</p> <p><u>所内常設直流電源設備は、125V 系蓄電池A系・B系、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から 1 時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から 8 時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、125V 系蓄電池A系・B系から電力を供給できる設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。        • 125V 系蓄電池A系        • 125V 系蓄電池B系</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）        3.1 常設直流電源設備        &lt;中略&gt;        設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合<b>(2) (iv)b. -①</b>に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する所内常設直流電源設備として、125V 系蓄電池 A 系・B 系を使用できる設計とする。</p> <p><u>所内常設直流電源設備は、125V 系蓄電池 A 系・B 系、電路、計測制御装置等で構成し、125V 系蓄電池 A 系・B 系は、直流 125V 主母線盤 2A・2B (125 V, 1200 A のものを 2 個)、直流 125V モータコントロールセンタ (125 V, 600 A のものを 2 個) 及び非常用無停電計装分電盤 (120 V, 400 A のものを 2 個) へ電力を供給できる設計とする。</u>        所内常設直流電源設備の 125V 系蓄電池 A 系・B 系は、全交流動力電源喪失から 1 時間以内に中央制御室において不要な負荷の切り離しを行うこと、また全交流動力電源喪失から 8 時間後に中央制御室外において不要な負荷の切り離しを行うことで、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、125V 系蓄電池 A 系・B 系から電力を供給できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>工事の計画の<b>(2) (iv)</b>        b. -①は、設置変更許可申請書（本文）の<b>(2) (iv)b. -①</b>について具体的に記載しており整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 可搬型代替直流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合<b>又(2)(iv)b.-②の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</b></p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を経由し、直流125V主母線盤2A又は直流125V主母線盤2Bへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>b. 可搬型代替直流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を経由し、直流125V主母線盤2A又は直流125V主母線盤2Bへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。 ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>3.2 可搬型代替直流電源設備 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に、<b>又(2)(iv)b.-②重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する可搬型代替直流電源設備として、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を使用できる設計とする。</b></p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）を経由して直流125V主母線盤2A又は直流125V主母線盤2Bへ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>3.2 可搬型代替直流電源設備 &lt;中略&gt;</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機並びに125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>工事の計画の<b>又(2)(iv)</b> <b>b.-②は、設置変更許可申請書（本文）の<b>又(2)(iv)b.-②</b>について具体的に記載しております。</b></p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>c. 代替所内電気設備による給電</p> <p>¶(2) (iv) c. -① 設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンター、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。また、代替所内電気設備¶(2) (iv) c. -②及び非常用所内電気設備は、¶(2) (iv) c. -③少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p>	<p>(3) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンター、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>1.2 代替所内電気系統</p> <p>¶(2) (iv) c. -② 所内電気設備は、3 系統の非常用母線等（メタルクラッド開閉装置（6900 V, 2000 A のものを 2 母線）、メタルクラッド開閉装置 HPCS（6900 V, 2000 A のものを 1 母線）、パワーセンタ（480 V, 4000 A のものを 2 母線）、モータコントロールセンター（480 V, 800 A のものを 14 母線）、モータコントロールセンタ HPCS（480 V, 800 A のものを 1 母線）、動力変圧器（3333 kVA, 6900 /480 V のものを 2 個）、動力変圧器 HPCS（600 kVA, 6900 /480 V のものを 1 個））により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、¶(2) (iv) c. -③ 3 系統のうち 2 系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>¶(2) (iv) c. -① これとは別に上記 3 系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として、緊急用断路器（6900 V, 1200 A のものを 1 個）、緊急用メタルクラッド開閉装置（6900 V, 1200 A のものを 1 個）、緊急用動力変圧器（2000 kVA, 6900/480 V のものを 1 個）、緊急用パワーセンタ（480 V, 3000 A のものを 1 個）、緊急用モータコントロールセンター（480 V, 800 A のものを 3 個）、可搬型代替低圧電源車接続盤（交流入出力（480 V, 1600 A）、可搬型整流器交流入力（210 V, 600 A）、可搬型整流器直流出力（150 V, 400 A）のものを 2 個）、緊急用計装交流主母線盤（50 kVA, 480/240-120 V のものを 1 個）、緊急用直流 125V 充電器（125 V, 700 A のものを 1 個）、可搬型整流器用変圧器（150 kVA, 480/210 V のものを 2 個）、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤（125 V, 400 A のものを 1 個）、緊急用直流 125V 主母線盤（125 V, 1200 A のものを 1 個）、緊急用直流 125V モータコントロールセンター（125 V, 400 A のものを 1 個）、緊急用直流 125V 計装分電盤（125 V, 400 A のものを 1 個）、緊急用無停電電源装置、緊急用無停電計装分電盤（120 V, 400 A のものを 1 個）、緊急用電源切替盤（緊急用交流電源切替盤（480 V, 65 A のものを 2 個）、緊急用直流電源切替盤（125 V, 120 A のものを 1 個）、緊急用直流計装電源切替盤（125 V, 50 A のものを 2 個）、緊急用無停電計装電源切替盤（120 V, 50 A のものを 1 個））を使用できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、上記に加え、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。また、代替所内電気設備は、人の接近性を考慮した設計とする。</p>	<p>工事の計画の¶(2) (iv)</p> <p>c. -①は、設置変更許可申請書（本文）の¶(2) (iv) c. -①と文章表現は異なるが、内容に相違はないため整合している。</p> <p>工事の計画の¶(2) (iv)</p> <p>c. -②は、設置変更許可申請書（本文）の¶(2) (iv) c. -②について具体的な設備を記載しており整合している。</p> <p>工事の計画の¶(2) (iv)</p> <p>c. -③は、設置変更許可申請書（本文）の¶(2) (iv) c. -③について保守的な記載であり整合している。</p>	<中略>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>なお、緊急用 125V 系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、緊急用 125V 系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p>	<p>なお、緊急用 125V 系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、緊急用 125V 系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急用メタルクラッド開閉装置</li> <li>・緊急用パワーセンタ</li> <li>・緊急用モータコントロールセンタ</li> <li>・緊急用電源切替盤</li> <li>・緊急用 125V 系蓄電池</li> <li>・緊急用直流 125V 主母線盤</li> </ul>	<p>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤等は、非常用所内電気設備と異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないように位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="background-color: yellow; color: black; padding: 2px;">&lt;中略&gt;</p> <p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>1.2 代替所内電気系統</p> <p style="background-color: yellow; color: black; padding: 2px;">&lt;中略&gt;</p> <p>なお、緊急用 125V 系蓄電池は、常設代替直流電源設備に位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、緊急用 125V 系蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p style="background-color: yellow; color: black; padding: 2px;">&lt;中略&gt;</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>d. 燃料給油設備による給油</p> <p>(a) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>（2）(iv)d.-①重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリーを使用する。</p> <p>可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプ、窒素供給装置用電源車及びタンクローリー（走行用の燃料タンク）等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p>	<p>(6) 燃料給油設備による給油</p> <p>a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリーを使用する。</p> <p>可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプ、窒素供給装置用電源車及びタンクローリー（走行用の燃料タンク）等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>4. 燃料設備</p> <p>4.4 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>（2）(iv)d.-①可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車及びタンクローリー（走行用の燃料タンク）は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【補機駆動用燃料設備】（基本設計方針）</p> <p>1. 補機駆動用燃料設備</p> <p>（2）(iv)d.-①可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリー（走行用の燃料タンク）等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p>		<p>工事の計画の（2）(iv)d.-①は、設置変更許可申請書（本文）の（2）(iv)d.-①を使用するものとして設計しており整合している。</p>
<p>(b) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>（2）(iv)d.-②重大事故等時に常設代替高圧電源装置に軽油を補給する設備として、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを使用する。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型設備用軽油タンク</li> <li>・タンクローリー</li> </ul> <p>b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>重大事故等時に常設代替高圧電源装置に軽油を補給する設備として、軽油貯蔵タンク及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを使用する。</p> <p>常設代替高圧電源装置は、軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>4.2 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油</p> <p>（2）(iv)d.-②常設代替高圧電源装置は、軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>		<p>工事の計画の（2）(iv)d.-②は、設置変更許可申請書（本文）の（2）(iv)d.-②を使用するものとして設計しており整合している。</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高圧電源装置の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は、原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>10.2.2.1 多様性及び独立性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高圧電源装置の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は、原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針） 2.2 常設代替交流電源設備 ＜中略＞</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高圧電源装置の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の常設代替高圧電源装置は、原子炉建屋付属棟から離れた屋外（常設代替高圧電源装置置場）に設置することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、常設代替高圧電源装置からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からメタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高压電源装置置場）の常設代替高压電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	<p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高压電源装置置場）の常設代替高压電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針） 2.4 可搬型代替交流電源設備 &lt;中略&gt;</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車は、屋外（常設代替高压電源装置置場）の常設代替高压電源装置から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機からパワーセンタ2C及びパワーセンタ2Dまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、<u>④</u>原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系から直流125V主母線盤2A・2B及びHPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系から直流125V主母線盤2A・2B及びHPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>3.1 常設直流電源設備</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>所内常設直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる区画に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設直流電源設備は、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、2C・2D非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>1.2 代替所内電気系統</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>常設代替直流電源設備は、<u>④</u>原子炉建屋付属棟（廃棄物処理棟）内に設置することで、原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系から直流125V主母線盤2A・2B及びHPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、緊急用125V系蓄電池から緊急用直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系から直流125V主母線盤2A・2B及びHPCSまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>工事の計画の<u>④</u>は、設置変更許可申請書（本文）の<u>④</u>と同義であり整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機並びに125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</u></p> <p><u>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</u></p>	<p><u>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機並びに125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</u></p> <p><u>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</u></p>	<p><b>【非常用電源設備】（基本設計方針）</b>  <b>3.2 可搬型代替直流電源設備</b>  <b>&lt;中略&gt;</b></p> <p><u>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機並びに125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>可搬型代替直流電源設備は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</u></p> <p><u>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</u></p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、(2)(iv)-⑤屋内（常設代替高压電源装置置場）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないように位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>代替所内電気設備の緊急用モータコントロールセンタは、(2)(iv)-⑤屋内（常設代替高压電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>代替所内電気設備の緊急用電源切替盤は、(2)(iv)-⑤原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>代替所内電気設備の緊急用直流125V主母線盤は、(2)(iv)-⑤原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</u></p> <p><u>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</u></p>	<p><u>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置及び緊急用パワーセンタは、屋内（常設代替高压電源装置置場）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>代替所内電気設備の緊急用モータコントロールセンタは、屋内（常設代替高压電源装置置場）及び原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>代替所内電気設備の緊急用電源切替盤は、原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>代替所内電気設備の緊急用直流125V主母線盤は、原子炉建屋廃棄物処理棟内に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</u></p> <p><u>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</u></p>	<p><b>【非常用電源設備】（基本設計方針）</b></p> <p>1.2 代替所内電気系統</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p><u>代替所内電気設備の緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ、緊急用電源切替盤、緊急用直流125V主母線盤等は、非常用所内電気設備と(2)(iv)-⑤異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p><u>重大事故等対処施設の動力回路に使用するケーブルは、負荷の容量に応じたケーブルを使用し、非常用電源系統へ接続するか、非常用電源系統と独立した代替所内電気系統へ接続する設計とする。</u></p>	<p>工事の計画の(2)(iv)-⑤は、設置変更許可申請書（本文）の(2)(iv)-⑤の内容を含んでおり整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に(2)(iv)-⑥分散して保管することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>可搬型設備用軽油タンクは、軽油貯蔵タンクと離れた屋外に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p>	<p><u>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>可搬型設備用軽油タンクは、軽油貯蔵タンクと離れた屋外に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p>	<p><b>【非常用電源設備】（基本設計方針）</b></p> <p>4.4 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油 ＜中略＞</p> <p><u>燃料給油設備のタンクローリは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に保管することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共に要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。⑥なお、予備のタンクローリについては、上記タンクローリと異なる場所に保管する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型設備用軽油タンクは、軽油貯蔵タンクと離れた屋外に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p>	<p>工事の計画の(2)(iv)-⑥は、設置変更許可申請書（本文）の(2)(iv)-⑥について具体的に記載しており整合している。</p>	
<p><u>燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の非常用交流電源設備2C系、2D系及びHPCS系と異なる区画に設置することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p>		<p><b>【非常用電源設備】（基本設計方針）</b></p> <p>4.2 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油 ＜中略＞</p> <p><u>燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプは、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の非常用交流電源設備2C系、2D系及びHPCS系と異なる区画に設置することで、屋内（常設代替高圧電源装置置場）の2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																																														
<p>〔常設重大事故等対処設備〕</p> <p><u>常設代替高压電源装置</u></p> <p>台 数 5 (予備 1)</p> <p>容 量 約 1,725kVA／台</p>	<p>第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備</p> <p>a. <u>常設代替高压電源装置</u></p> <p>ディーゼル機関</p> <p>台 数 5 (予備 1)</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>出 力 約 1,540kW／台</p> <p>発電機</p> <p>台 数 5 (予備 1)</p> <p>種 類 三相同期発電機</p> <p>容 量 約 1,725kVA／台</p> <p>力 率 0.8</p> <p>電 壓 6,600V</p> <p>周 波 数 50Hz</p>	<p>【非常用電源設備】(要目表)</p> <p>2. 非常用発電装置に係る次の事項</p> <p>2.3 常設代替高压電源装置</p> <p>(5) 発電機に係る次の事項</p> <p>イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・常設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">常設代替高压電源装置</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th colspan="2">防滴保護、空気冷却自己自由通風型三相交流発電機</th> </tr> <tr> <th>容</th> <th>量</th> <th colspan="2">1725</th> </tr> <tr> <th>主</th> <th>た</th> <th>2453<sup>*1</sup></th> <th>1965<sup>*1</sup></th> </tr> <tr> <th>要</th> <th>て</th> <th>1753<sup>*1</sup></th> <th>1090<sup>*1</sup></th> </tr> <tr> <th>守</th> <th>mm</th> <th>1572<sup>*1</sup></th> <th>1000<sup>*1</sup></th> </tr> <tr> <th>寸</th> <th>横</th> <th colspan="2">80 (運れ)</th> </tr> <tr> <th>法</th> <th>mm</th> <th colspan="2">6600</th> </tr> <tr> <th>た</th> <th>高</th> <th colspan="2">3</th> </tr> <tr> <th>て</th> <th>さ</th> <th colspan="2">50</th> </tr> <tr> <th>mm</th> <th>mm</th> <th colspan="2">1500</th> </tr> <tr> <th>主</th> <th>力</th> <th colspan="2">星形</th> </tr> <tr> <th>要</th> <th>率</th> <th colspan="2">空気冷却</th> </tr> <tr> <th>守</th> <th>率</th> <th colspan="2">5 (予備 1)<sup>*2</sup></th> </tr> <tr> <th>寸</th> <th>%</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>法</th> <th>V</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>た</th> <th>相</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>て</th> <th>周</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>mm</th> <th>波</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>数</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>さ</th> <th>Hz</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>mm</th> <th>回転速度</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>mm</th> <th>min<sup>-1</sup></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>主</th> <th>結線法</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>要</th> <th>冷却方法</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>守</th> <th>個数</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>寸</th> <th>数</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(続き)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td></td> <td>変更前</td> <td colspan="2">変更後</td> </tr> <tr> <td>系統名(ライン名)</td> <td>—</td> <td>No.1 常設代替高压電源装置</td> <td>No.2 常設代替高压電源装置</td> <td>No.3 常設代替高压電源装置</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>常設代替高压電源装置置場</td> <td>常設代替高压電源装置置場</td> <td>常設代替高压電源装置置場</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>EL. 11.00 m</td> <td>EL. 11.00 m</td> <td>EL. 11.00 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>HP-1-1</td> <td>HP-1-1</td> <td>HP-1-2</td> <td>HP-1-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>EL. 11.80 m</td> <td>EL. 11.80 m</td> <td>EL. 11.80 m</td> <td>EL. 11.80 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以上</td> <td>以上</td> <td>以上</td> <td>以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後		名 称		常設代替高压電源装置		種	類	防滴保護、空気冷却自己自由通風型三相交流発電機		容	量	1725		主	た	2453 <sup>*1</sup>	1965 <sup>*1</sup>	要	て	1753 <sup>*1</sup>	1090 <sup>*1</sup>	守	mm	1572 <sup>*1</sup>	1000 <sup>*1</sup>	寸	横	80 (運れ)		法	mm	6600		た	高	3		て	さ	50		mm	mm	1500		主	力	星形		要	率	空気冷却		守	率	5 (予備 1) <sup>*2</sup>		寸	%			法	V			た	相			て	周			mm	波			高	数			さ	Hz			mm	回転速度			mm	min <sup>-1</sup>			主	結線法			要	冷却方法			守	個数			寸	数			(続き)					取付箇所		変更前	変更後		系統名(ライン名)	—	No.1 常設代替高压電源装置	No.2 常設代替高压電源装置	No.3 常設代替高压電源装置	設置床	—	常設代替高压電源装置置場	常設代替高压電源装置置場	常設代替高压電源装置置場	溢水防護上の区画番号	—	EL. 11.00 m	EL. 11.00 m	EL. 11.00 m		HP-1-1	HP-1-1	HP-1-2	HP-1-2		EL. 11.80 m	EL. 11.80 m	EL. 11.80 m	EL. 11.80 m		以上	以上	以上	以上							
		変更前	変更後																																																																																																																																																															
名 称		常設代替高压電源装置																																																																																																																																																																
種	類	防滴保護、空気冷却自己自由通風型三相交流発電機																																																																																																																																																																
容	量	1725																																																																																																																																																																
主	た	2453 <sup>*1</sup>	1965 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																															
要	て	1753 <sup>*1</sup>	1090 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																															
守	mm	1572 <sup>*1</sup>	1000 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																															
寸	横	80 (運れ)																																																																																																																																																																
法	mm	6600																																																																																																																																																																
た	高	3																																																																																																																																																																
て	さ	50																																																																																																																																																																
mm	mm	1500																																																																																																																																																																
主	力	星形																																																																																																																																																																
要	率	空気冷却																																																																																																																																																																
守	率	5 (予備 1) <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																
寸	%																																																																																																																																																																	
法	V																																																																																																																																																																	
た	相																																																																																																																																																																	
て	周																																																																																																																																																																	
mm	波																																																																																																																																																																	
高	数																																																																																																																																																																	
さ	Hz																																																																																																																																																																	
mm	回転速度																																																																																																																																																																	
mm	min <sup>-1</sup>																																																																																																																																																																	
主	結線法																																																																																																																																																																	
要	冷却方法																																																																																																																																																																	
守	個数																																																																																																																																																																	
寸	数																																																																																																																																																																	
(続き)																																																																																																																																																																		
取付箇所		変更前	変更後																																																																																																																																																															
系統名(ライン名)	—	No.1 常設代替高压電源装置	No.2 常設代替高压電源装置	No.3 常設代替高压電源装置																																																																																																																																																														
設置床	—	常設代替高压電源装置置場	常設代替高压電源装置置場	常設代替高压電源装置置場																																																																																																																																																														
溢水防護上の区画番号	—	EL. 11.00 m	EL. 11.00 m	EL. 11.00 m																																																																																																																																																														
	HP-1-1	HP-1-1	HP-1-2	HP-1-2																																																																																																																																																														
	EL. 11.80 m	EL. 11.80 m	EL. 11.80 m	EL. 11.80 m																																																																																																																																																														
	以上	以上	以上	以上																																																																																																																																																														
<p>軽油貯蔵タンク<sup>ヌ(2)(iv)-⑦</sup>（「<sup>ヌ(2)(ii)</sup> 非常用ディーゼル発電機」と兼用）</p> <p>第 10.1-3 表 非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の設備仕様に記載する。</p> <p>基 数 2</p> <p>容 量 約 400kL／基</p>	<p>(7) 燃料給油設備</p> <p>a. <u>軽油貯蔵タンク</u></p> <p>第 10.1-3 表 非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の設備仕様に記載する。</p> <p>基 数 2</p> <p>容 量 約 400kL／基</p>	<p>【非常用電源設備】(要目表)</p> <p>2. 非常用発電装置に係る次の事項</p> <p>2.3 常設代替高压電源装置</p> <p>(4) 燃料設備に係る次の事項</p> <p>イ 燃油の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、構造及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>以上の記述は、汎用燃焼装置の定義を適用して常設代替高压電源装置の燃油設備であり、また各部の構造や性能を明確に記載するため、本規則では、常設代替高压電源装置の燃油設備と呼ぶこととする。</p> <p>ヌ(2)(iv)-⑦</p> <p>・常設 軽油貯蔵タンク</p>	<p>工事の計画の<sup>ヌ(2)(iv)</sup> -⑦は、設置変更許可申請書（本文）の<sup>ヌ(2)(iv)-⑦</sup>と同義であり整合している。</p>																																																																																																																																																															

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																														
<p>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ △(2)(iv)-⑧台数 1 (予備1) 容 量 約 3.0m<sup>3</sup>/h</p>	<p>(7) 燃料給油設備 b. 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ</p> <p>型 式 スクリュー型 台 数 1 (予備1) 容 量 約 3.0m<sup>3</sup>/h 吐出圧力 約 0.3MPa [gage] 最高使用圧力 1.0MPa [gage] 最高使用温度 55°C</p>	<p>【非常用電源設備】（要目表）</p> <p>2. 非常用発電装置に係る次の事項 2.3 常設代替高圧電源装置 (4) <u>燃焼設備に係る次の事項</u> イ ポンプの各値、種類、容量、吐出又は吸入圧力、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用速度、最高使用時間、材料、個数及び取扱いに係る弊害の種類、圧力、圧数及び設計基準（常設及び可燃性の別に記載すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">常設</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">ポンプ</td> <td>種類</td> <td>一</td> <td>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ</td> </tr> <tr> <td>容積</td> <td>量<sup>*1</sup> m<sup>3</sup>/h</td> <td>スクリュー式</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力<sup>*2</sup></td> <td>圧力</td> <td>3.02 以上 (3.02<sup>*1</sup>)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力<sup>*3</sup></td> <td>圧力</td> <td>0.30 以上 (0.30<sup>*1</sup>)</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度<sup>*4</sup></td> <td>℃</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>土壤入日率</td> <td>mm</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>吐出日率</td> <td>mm</td> <td>50<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>たたき</td> <td>mm</td> <td>40<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>mm</td> <td>220<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>335<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>ケーシング</td> <td>250<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>一</td> <td>S250</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">取付箇所</td> <td>系縫者（フインナ）</td> <td>一</td> <td>△(2)(iv)-⑧</td> </tr> <tr> <td>吸い戻し床</td> <td>一</td> <td>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ A</td> </tr> <tr> <td>吸い戻し場所</td> <td>一</td> <td>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ B</td> </tr> <tr> <td>吸い戻し場所上の区分</td> <td>一</td> <td>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ A</td> </tr> <tr> <td>吸い戻し場所上の区分</td> <td>一</td> <td>常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ B</td> </tr> <tr> <td>機械重量</td> <td>kg</td> <td>EL. 2.00 t</td> </tr> <tr> <td>機械重量</td> <td>kg</td> <td>EL. 2.00 t</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>一</td> <td>EL. 2.20 t 以上</td> </tr> <tr> <td>機械重量</td> <td>kg</td> <td>EL. 2.20 t 以上</td> </tr> <tr> <td>機械重量</td> <td>kg</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>機械重量</td> <td>kg</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>一</td> <td>ポンプと同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 最大半放等圧における使用時の値を示す。</p>	常設		変更前	変更後	ポンプ	種類	一	常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ	容積	量 <sup>*1</sup> m <sup>3</sup> /h	スクリュー式	吐出圧力 <sup>*2</sup>	圧力	3.02 以上 (3.02 <sup>*1</sup> )	最高使用圧力 <sup>*3</sup>	圧力	0.30 以上 (0.30 <sup>*1</sup> )	最高使用温度 <sup>*4</sup>	℃	1.0	土壤入日率	mm	55	吐出日率	mm	50 <sup>*1</sup>	たたき	mm	40 <sup>*1</sup>	機械	mm	220 <sup>*1</sup>	高さ	mm	335 <sup>*1</sup>	材質	ケーシング	250 <sup>*1</sup>	回数	一	S250	取付箇所	系縫者（フインナ）	一	△(2)(iv)-⑧	吸い戻し床	一	常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ A	吸い戻し場所	一	常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ B	吸い戻し場所上の区分	一	常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ A	吸い戻し場所上の区分	一	常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ B	機械重量	kg	EL. 2.00 t	機械重量	kg	EL. 2.00 t	取付箇所	一	EL. 2.20 t 以上	機械重量	kg	EL. 2.20 t 以上	機械重量	kg	2.2	機械重量	kg	2	取付箇所	一	ポンプと同じ	<p>工事の計画の△(2)(iv)</p> <p>△(8)は、設置変更許可申請書（本文）の△(2)(iv)-⑧と同義であり整合している。</p>	
常設		変更前	変更後																																																																															
ポンプ	種類	一	常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ																																																																															
	容積	量 <sup>*1</sup> m <sup>3</sup> /h	スクリュー式																																																																															
	吐出圧力 <sup>*2</sup>	圧力	3.02 以上 (3.02 <sup>*1</sup> )																																																																															
	最高使用圧力 <sup>*3</sup>	圧力	0.30 以上 (0.30 <sup>*1</sup> )																																																																															
	最高使用温度 <sup>*4</sup>	℃	1.0																																																																															
	土壤入日率	mm	55																																																																															
	吐出日率	mm	50 <sup>*1</sup>																																																																															
	たたき	mm	40 <sup>*1</sup>																																																																															
	機械	mm	220 <sup>*1</sup>																																																																															
	高さ	mm	335 <sup>*1</sup>																																																																															
材質	ケーシング	250 <sup>*1</sup>																																																																																
回数	一	S250																																																																																
取付箇所	系縫者（フインナ）	一	△(2)(iv)-⑧																																																																															
	吸い戻し床	一	常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ A																																																																															
	吸い戻し場所	一	常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ B																																																																															
	吸い戻し場所上の区分	一	常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ A																																																																															
	吸い戻し場所上の区分	一	常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ B																																																																															
	機械重量	kg	EL. 2.00 t																																																																															
	機械重量	kg	EL. 2.00 t																																																																															
	取付箇所	一	EL. 2.20 t 以上																																																																															
機械重量	kg	EL. 2.20 t 以上																																																																																
機械重量	kg	2.2																																																																																
機械重量	kg	2																																																																																
取付箇所	一	ポンプと同じ																																																																																

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																						
<u>可搬型設備用軽油タンク</u> 基 数 7 (予備1) 容 量 約 30kL／基	<p>(7) 燃料給油設備  <b>c. 可搬型設備用軽油タンク</b></p> <p>基 数 7 (予備1)          容 量 約 30kL／基</p>	<p><b>【補機駆動用燃料設備】(要目表)</b></p> <p>6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）          1 燃料設備に係る次の事項          (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・常設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="2">可搬型設備用軽油タンク<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td colspan="2">横置円筒形</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td colspan="2">30 以上 (30<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>最 高 使用 圧 力<sup>*3</sup></td> <td colspan="2">静水頭</td> </tr> <tr> <td>最 高 使用 温 度<sup>*3</sup></td> <td colspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>銅 内 径</td> <td colspan="2">2100<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>銅 板 厚 さ</td> <td colspan="2">20.0<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>鏡 板 厚 さ</td> <td colspan="2">20.0<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>鏡板の形状に 係る寸法</td> <td>mm 2100<sup>*2</sup> (鏡板中央部内半径)</td> </tr> <tr> <td>吸 油 口 外 径</td> <td colspan="2">210<sup>*2</sup> (鏡板隅の丸み半径)</td> </tr> <tr> <td>吸 油 口 厚 さ</td> <td colspan="2">60.5<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>全 長</td> <td colspan="2">3.9<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td colspan="2">10060<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>銅 板</td> <td colspan="2">SPV490</td> </tr> <tr> <td>鏡 板</td> <td colspan="2">SPV490</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>4<sup>*4</sup></td> <td>4<sup>*4</sup></td> </tr> <tr> <td>系 統 名 (ライイン名)</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td colspan="2">可搬型重大事故等 対処設備保管場所 (南側) EL.約25 m</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 配 潟 が 必 要 な 高 さ</td> <td colspan="2">可搬型重大事故等 対処設備保管場所 (西側) EL.約23 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>EL. 25.10 m 以上</td> <td>EL. 23.10 m 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 非常用電源設備のうち非常用発電装置（可搬型代替低圧電源車及び可搬型空気供給装置用電源車）の燃料設備と兼用する。          *2: 公称値を示す。          *3: 重大事故等における使用時の値を示す。          *4: 合計8個のうち1個を予備とする。</p>		変更前	変更後	名 称	可搬型設備用軽油タンク <sup>*1</sup>		種 類	横置円筒形		容 量	30 以上 (30 <sup>*2</sup> )		最 高 使用 圧 力 <sup>*3</sup>	静水頭		最 高 使用 温 度 <sup>*3</sup>	60		銅 内 径	2100 <sup>*2</sup>		銅 板 厚 さ	20.0 <sup>*2</sup>		鏡 板 厚 さ	20.0 <sup>*2</sup> )		主 要 寸 法	鏡板の形状に 係る寸法	mm 2100 <sup>*2</sup> (鏡板中央部内半径)	吸 油 口 外 径	210 <sup>*2</sup> (鏡板隅の丸み半径)		吸 油 口 厚 さ	60.5 <sup>*2</sup>		全 長	3.9 <sup>*2</sup>		材 料	10060 <sup>*2</sup>		銅 板	SPV490		鏡 板	SPV490		個 数	4 <sup>*4</sup>	4 <sup>*4</sup>	系 統 名 (ライイン名)	—		取 付 箇 所	設 置 床	—	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	可搬型重大事故等 対処設備保管場所 (南側) EL.約25 m		溢 水 防 護 上 の 配 潟 が 必 要 な 高 さ	可搬型重大事故等 対処設備保管場所 (西側) EL.約23 m			屋外	屋外		EL. 25.10 m 以上	EL. 23.10 m 以上			
	変更前	変更後																																																																								
名 称	可搬型設備用軽油タンク <sup>*1</sup>																																																																									
種 類	横置円筒形																																																																									
容 量	30 以上 (30 <sup>*2</sup> )																																																																									
最 高 使用 圧 力 <sup>*3</sup>	静水頭																																																																									
最 高 使用 温 度 <sup>*3</sup>	60																																																																									
銅 内 径	2100 <sup>*2</sup>																																																																									
銅 板 厚 さ	20.0 <sup>*2</sup>																																																																									
鏡 板 厚 さ	20.0 <sup>*2</sup> )																																																																									
主 要 寸 法	鏡板の形状に 係る寸法	mm 2100 <sup>*2</sup> (鏡板中央部内半径)																																																																								
吸 油 口 外 径	210 <sup>*2</sup> (鏡板隅の丸み半径)																																																																									
吸 油 口 厚 さ	60.5 <sup>*2</sup>																																																																									
全 長	3.9 <sup>*2</sup>																																																																									
材 料	10060 <sup>*2</sup>																																																																									
銅 板	SPV490																																																																									
鏡 板	SPV490																																																																									
個 数	4 <sup>*4</sup>	4 <sup>*4</sup>																																																																								
系 統 名 (ライイン名)	—																																																																									
取 付 箇 所	設 置 床	—																																																																								
溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	可搬型重大事故等 対処設備保管場所 (南側) EL.約25 m																																																																									
溢 水 防 護 上 の 配 潟 が 必 要 な 高 さ	可搬型重大事故等 対処設備保管場所 (西側) EL.約23 m																																																																									
	屋外	屋外																																																																								
	EL. 25.10 m 以上	EL. 23.10 m 以上																																																																								

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																				
<p>(3) 所内常設直流電源設備 a. 125V系蓄電池A系・B系 [x(2)(iv)-⑩] (「<u>又(2)(iii)</u>蓄電池」と兼用)... 第10.1-4表 直流電源設備の設備仕様に記載する... 組数 2 電圧 125V 容量 約 6,000Ah／組</p> <p>整合性 工事の計画の [x(2)(iv)-⑨] は、設置変更許可申請書（本文）の [x(2)(iv)-⑨] と同義であり整合している。 工事の計画の「125V系蓄電池」は設置変更許可申請書（本文）の [x(2)(iv)-⑩] を「その他発電用原子炉の附属施設」のうち「非常用電源設備」に整理しており整合している。</p>	<p>【非常用電源設備】（要目表）</p> <p>3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係る次の事項 3.1 その他の電源装置 (2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ・常設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後*</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>[x(2)(iv)-⑩] 125V系蓄電池</th> <th>変更なし</th> <th>変更なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>一 制御弁式鉛蓄電池</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>A系 2000 (10時間率) B系 2000 (10時間率) HPCS系 500 (10時間率)</td> <td>A系 6000 (10時間率) B系 6000 (10時間率) HPCS系 変更なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 圧</td> <td>125<sup>※1</sup></td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>た て</td> <td>mm A系 82, *3 B系 82, *3 HPCS系 82, *3</td> <td>A系 82, *3 B系 82, *3 HPCS系 変更なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>横 mm A系 82, *3 B系 82, *3 HPCS系 82, *3</td> <td>A系 82, *3 B系 82, *3 HPCS系 変更なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm A系 82, *3 B系 82, *3 HPCS系 82, *3</td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>組 3 (A系 1組当たり 58個) B系 1組当たり 58個 HPCS系 1組当たり 58個)</td> <td>3 (A系 1組当たり 120個) B系 1組当たり 120個 HPCS系 変更なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後*</th> </tr> <tr> <th>取付箇所</th> <th>系統名（ライン名）</th> <th>125V系蓄電池 A系<sup>※4</sup></th> <th>125V系蓄電池 B系<sup>※4</sup></th> <th>125V系蓄電池 HPCS系<sup>※4</sup></th> <th>変更なし</th> <th>変更なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>EL. 8.20 m<sup>※4</sup></td> <td>EL. 8.20 m<sup>※4</sup></td> <td>EL. 10.50 m<sup>※4</sup></td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>漏水防護上の区分番号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>CS-1-1 CS-1-2</td> <td>CS-1-7 CS-1-8</td> <td>CS-1-2</td> </tr> <tr> <td>漏水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>EL. 10.50 m以上</td> <td>EL. 8.20 m以上</td> <td>EL. 10.50 m以上</td> </tr> </tbody> </table>	変更前		変更後*		名 称	[x(2)(iv)-⑩] 125V系蓄電池	変更なし	変更なし	種 類	一 制御弁式鉛蓄電池			容 量	A系 2000 (10時間率) B系 2000 (10時間率) HPCS系 500 (10時間率)	A系 6000 (10時間率) B系 6000 (10時間率) HPCS系 変更なし		電 圧	125 <sup>※1</sup>		変更なし	た て	mm A系 82, *3 B系 82, *3 HPCS系 82, *3	A系 82, *3 B系 82, *3 HPCS系 変更なし		主 要 寸 法	横 mm A系 82, *3 B系 82, *3 HPCS系 82, *3	A系 82, *3 B系 82, *3 HPCS系 変更なし		高 さ	mm A系 82, *3 B系 82, *3 HPCS系 82, *3		変更なし	個 数	組 3 (A系 1組当たり 58個) B系 1組当たり 58個 HPCS系 1組当たり 58個)	3 (A系 1組当たり 120個) B系 1組当たり 120個 HPCS系 変更なし		変更前		変更後*		取付箇所	系統名（ライン名）	125V系蓄電池 A系 <sup>※4</sup>	125V系蓄電池 B系 <sup>※4</sup>	125V系蓄電池 HPCS系 <sup>※4</sup>	変更なし	変更なし	設置床	—	EL. 8.20 m <sup>※4</sup>	EL. 8.20 m <sup>※4</sup>	EL. 10.50 m <sup>※4</sup>	変更なし	変更なし	漏水防護上の区分番号	—	—	—	CS-1-1 CS-1-2	CS-1-7 CS-1-8	CS-1-2	漏水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	—	EL. 10.50 m以上	EL. 8.20 m以上	EL. 10.50 m以上			
変更前		変更後*																																																																						
名 称	[x(2)(iv)-⑩] 125V系蓄電池	変更なし	変更なし																																																																					
種 類	一 制御弁式鉛蓄電池																																																																							
容 量	A系 2000 (10時間率) B系 2000 (10時間率) HPCS系 500 (10時間率)	A系 6000 (10時間率) B系 6000 (10時間率) HPCS系 変更なし																																																																						
電 圧	125 <sup>※1</sup>		変更なし																																																																					
た て	mm A系 82, *3 B系 82, *3 HPCS系 82, *3	A系 82, *3 B系 82, *3 HPCS系 変更なし																																																																						
主 要 寸 法	横 mm A系 82, *3 B系 82, *3 HPCS系 82, *3	A系 82, *3 B系 82, *3 HPCS系 変更なし																																																																						
高 さ	mm A系 82, *3 B系 82, *3 HPCS系 82, *3		変更なし																																																																					
個 数	組 3 (A系 1組当たり 58個) B系 1組当たり 58個 HPCS系 1組当たり 58個)	3 (A系 1組当たり 120個) B系 1組当たり 120個 HPCS系 変更なし																																																																						
変更前		変更後*																																																																						
取付箇所	系統名（ライン名）	125V系蓄電池 A系 <sup>※4</sup>	125V系蓄電池 B系 <sup>※4</sup>	125V系蓄電池 HPCS系 <sup>※4</sup>	変更なし	変更なし																																																																		
設置床	—	EL. 8.20 m <sup>※4</sup>	EL. 8.20 m <sup>※4</sup>	EL. 10.50 m <sup>※4</sup>	変更なし	変更なし																																																																		
漏水防護上の区分番号	—	—	—	CS-1-1 CS-1-2	CS-1-7 CS-1-8	CS-1-2																																																																		
漏水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	—	EL. 10.50 m以上	EL. 8.20 m以上	EL. 10.50 m以上																																																																		

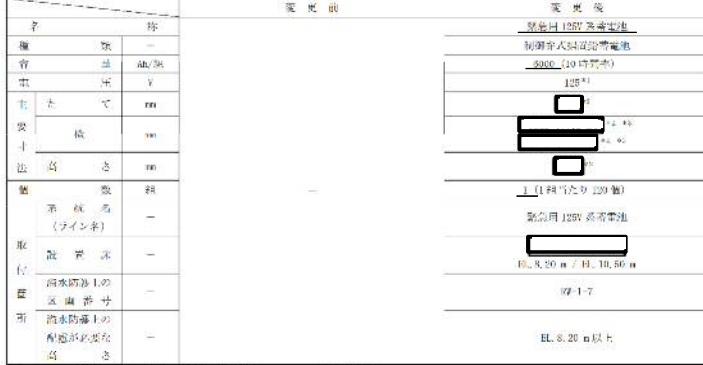
注記：\*1：通常運転時、充電器にて浮動充電電圧を 133.8 V±1.5 % (A系, B系), 129.5 V±1.5 % (HPCS系) に維持する。

\*2：公称値を示す。

\*3：( ) 内は台数を示す。

\*4：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。

\*5：125V系蓄電池A系, 125V系蓄電池B系については取扱を実施する。

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考						
<u>緊急用 125V 系蓄電池</u> 組 数 1 容 量 約 6,000Ah	<p>(4) 常設代替直流電源設備</p> <p>a. <u>緊急用 125V 系蓄電池</u></p> <table> <tr> <td>組 数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>電 壓</td> <td>125V</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約 6,000Ah</td> </tr> </table>	組 数	1	電 壓	125V	容 量	約 6,000Ah	<p><b>【非常用電源設備】（要目表）</b></p> <p>3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係る次の事項</p> <p>3.1 その他の電源装置</p> <p>(2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取扱箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p style="text-align: center;">  </p> <p>注記 *1：通常運転時、充電器にて浮動充電電圧 135.8 V±2 % に維持する。        *2：公務器を示す。        *3：( ) 内は契約数を示す。</p>		
組 数	1									
電 壓	125V									
容 量	約 6,000Ah									

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急用メタルクラッド開閉装置 個 数 1</p> <p>緊急用パワーセンタ 個 数 1</p> <p>緊急用モータコントロールセンタ 個 数 3</p> <p>緊急用電源切替盤 ×(2)(iv)-①個 数 6</p> <p>緊急用直流 125V 主母線盤 個 数 1</p>	<p>(6) 代替所内電気設備        a. 緊急用メタルクラッド開閉装置        個 数 1        定格電圧 7,200V</p> <p>b. 緊急用パワーセンタ        個 数 1        定格電圧 600V</p> <p>c. 緊急用モータコントロールセンタ        個 数 3        定格電圧 600V</p> <p>d. 緊急用電源切替盤        個 数 6        定格電圧 交流 600V        直流 125V</p> <p>e. 緊急用直流 125V 主母線盤        個 数 1        定格電圧 125V</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）        1.2 代替所内電気系統        &lt;中略&gt;        これとは別に上記 3 系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として、緊急用断路器（6900 V, 1200 A のものを 1 個）、緊急用メタルクラッド開閉装置（6900 V, 1200 A のものを 1 個）、緊急用動力変圧器（2000 kVA, 6900/480 V のものを 1 個）、緊急用パワーセンタ（480 V, 3000 A のものを 1 個）、緊急用モータコントロールセンタ（480 V, 800 A のものを 3 個）、可搬型代替低圧電源車接続盤（交流入出力（480 V, 1600 A）、可搬型整流器交流入力（210 V, 600 A）、可搬型整流器直流出力（150 V, 400 A）のものを 2 個）、緊急用計装交流主母線盤（50 kVA, 480/240-120 V のものを 1 個）、緊急用直流 125V 充電器（125 V, 700 A のものを 1 個）、可搬型整流器用変圧器（150 kVA, 480/210 V のものを 2 個）、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤（125 V, 400 A のものを 1 個）、緊急用直流 125V 主母線盤（125 V, 1200 A のものを 1 個）、緊急用直流 125V モータコントロールセンタ（125 V, 400 A のものを 1 個）、緊急用直流 125 V 計装分電盤（125 V, 400 A のものを 1 個）、緊急用無停電電源装置、緊急用無停電計装分電盤（120 V, 400 A のものを 1 個）、緊急用電源切替盤（緊急用交流電源切替盤（480 V, 65 A のものを ×(2)(iv)-② 個）、緊急用直流電源切替盤（125 V, 120 A のものを ×(2)(iv)-① 個）、緊急用直流計装電源切替盤（125 V, 50 A のものを ×(2)(iv)-② 個）、緊急用無停電計装電源切替盤（120 V, 50 A のものを ×(2)(iv)-① 個））を使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>工事の計画の×(2)(iv)-①は、設置変更許可申請書（本文）の×(2)(iv)-①について詳細に記載しており整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																															
<p>〔可搬型重大事故等対処設備〕</p> <p><u>可搬型代替低圧電源車</u></p> <p>台数 4 (予備1)</p> <p>容量 約 500kVA/台</p>	<p>(2) 可搬型代替交流電源設備</p> <p>a. <u>可搬型代替低圧電源車</u></p> <p>ディーゼル機関</p> <p>台数 4 (予備1) <sup>※1</sup></p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>発電機</p> <p>台数 4 (予備1) <sup>※1</sup></p> <p>種類 三相同期発電機</p> <p>容量 約 500kVA/台</p> <p>力率 0.8</p> <p>電圧 440V</p> <p>周波数 50Hz</p> <p>※1 必要台数は、2台2セット（予備1台）</p> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備</p> <p>a. 可搬型代替低圧電源車</p> <p>第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(2) a. 可搬型代替低圧電源車」に記載する。</p>	<p>【非常用電源設備】（要目表）</p> <p>2 非常用発電装置に係る次の事項</p> <p>2.5 可搬型代替低圧電源車</p> <p>(5) 発電機に係る次の事項</p> <p>イ 発電機の各部、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、接続法、冷却方法、回路及び取扱い所（専別及び機種別に記載すること。）</p> <p>・可搬型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>可搬型代替低圧電源車</td> <td>保険付き低圧発電機</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA/台</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>出 力</td> <td>kw</td> <td>335*</td> </tr> <tr> <td>電 壓</td> <td>V</td> <td>750*</td> </tr> <tr> <td>周 波 数</td> <td>Hz</td> <td>730*</td> </tr> <tr> <td>主 附 連 用</td> <td>mm</td> <td>6855*</td> </tr> <tr> <td>主 附 連 用</td> <td>mm</td> <td>2260*</td> </tr> <tr> <td>主 附 連 用</td> <td>mm</td> <td>3040*</td> </tr> <tr> <td>方 向</td> <td>%</td> <td>80 (逆転)</td> </tr> <tr> <td>電 压</td> <td>V</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>相</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>回 転 速 度</td> <td>Hz</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>回 転 速 度</td> <td>min<sup>-1</sup></td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>冷 却 方 法</td> <td>—</td> <td>風扇</td> </tr> <tr> <td>冷 却 方 法</td> <td>—</td> <td>空気冷却</td> </tr> <tr> <td>側</td> <td>—</td> <td>±(千葉)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保管場所:</td> <td></td> <td>           可搬型重大事故等対処設備保管庫所            (西側) H. 約 2.3 m × 2 頃保管            可搬型重大事故等対処設備保管庫所            (南側) H. 約 2.5 m × 2 頃保管            可搬型重大事故等対処設備保管庫所            (東側) H. 約 8 m × 1 頃保管         </td> </tr> <tr> <td>取扱場所:</td> <td></td> <td>           2箇            互換代替用機器更用カーボート            (立坑頭)            可搬型代替用機器運搬用機器（西側）            H. 2.70 *</td> </tr> <tr> <td>又は</td> <td></td> <td>           原子炉建屋内裏側            可搬型代替用機器運搬用機器（東側）            H. 3.20 *</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意：*：公称軸を含む。</p>	名 称	変更前	変更後	種 類	可搬型代替低圧電源車	保険付き低圧発電機	容 量	kVA/台	500	出 力	kw	335*	電 壓	V	750*	周 波 数	Hz	730*	主 附 連 用	mm	6855*	主 附 連 用	mm	2260*	主 附 連 用	mm	3040*	方 向	%	80 (逆転)	電 压	V	140	相	—	3	回 転 速 度	Hz	50	回 転 速 度	min <sup>-1</sup>	1500	冷 却 方 法	—	風扇	冷 却 方 法	—	空気冷却	側	—	±(千葉)	名 称	変更前	変更後	保管場所:		可搬型重大事故等対処設備保管庫所 (西側) H. 約 2.3 m × 2 頃保管 可搬型重大事故等対処設備保管庫所 (南側) H. 約 2.5 m × 2 頃保管 可搬型重大事故等対処設備保管庫所 (東側) H. 約 8 m × 1 頃保管	取扱場所:		2箇 互換代替用機器更用カーボート (立坑頭) 可搬型代替用機器運搬用機器（西側） H. 2.70 *	又は		原子炉建屋内裏側 可搬型代替用機器運搬用機器（東側） H. 3.20 *		
名 称	変更前	変更後																																																																	
種 類	可搬型代替低圧電源車	保険付き低圧発電機																																																																	
容 量	kVA/台	500																																																																	
出 力	kw	335*																																																																	
電 壓	V	750*																																																																	
周 波 数	Hz	730*																																																																	
主 附 連 用	mm	6855*																																																																	
主 附 連 用	mm	2260*																																																																	
主 附 連 用	mm	3040*																																																																	
方 向	%	80 (逆転)																																																																	
電 压	V	140																																																																	
相	—	3																																																																	
回 転 速 度	Hz	50																																																																	
回 転 速 度	min <sup>-1</sup>	1500																																																																	
冷 却 方 法	—	風扇																																																																	
冷 却 方 法	—	空気冷却																																																																	
側	—	±(千葉)																																																																	
名 称	変更前	変更後																																																																	
保管場所:		可搬型重大事故等対処設備保管庫所 (西側) H. 約 2.3 m × 2 頃保管 可搬型重大事故等対処設備保管庫所 (南側) H. 約 2.5 m × 2 頃保管 可搬型重大事故等対処設備保管庫所 (東側) H. 約 8 m × 1 頃保管																																																																	
取扱場所:		2箇 互換代替用機器更用カーボート (立坑頭) 可搬型代替用機器運搬用機器（西側） H. 2.70 *																																																																	
又は		原子炉建屋内裏側 可搬型代替用機器運搬用機器（東側） H. 3.20 *																																																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																											
<p><u>可搬型整流器</u></p> <p>台 数 8 (予備 1)</p> <p>容 量 約 100A/台</p>	<p>(5) 可搬型代替直流電源設備</p> <p>b. <u>可搬型整流器</u></p> <p>台 数 8 (予備 1) <sup>*2</sup></p> <p>電 壓 0~150V</p> <p>容 量 約 100A/台</p> <p>※2 必要台数は、4台2セット（予備 1台）</p>	<p><b>【非常用電源設備】（要目表）</b></p> <p>3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係る次の事項</p> <p>3.1 その他の電源装置</p> <p>(1) 無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・可搬型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td></td> <td>可搬型整流器</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>一</td> <td>交流/直流変換器</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>A/個</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>電 壓</td> <td>V</td> <td>0~150<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>周 波 数</td> <td>Hz</td> <td>45~65<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>たて mm 横 mm 高 さ mm</td> <td>690<sup>*3</sup> 430<sup>*3</sup> 199<sup>*3</sup></td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一</td> <td>8 (予備 1)</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>—</td> <td>           保管場所：            • 可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）            EL. 約 23 m 5 個保管            • 可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）            EL. 約 25 m 4 個保管             取付箇所：            4 個            常設代替高圧電源装置用カルバート            (立坑部)            可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）            EL. 2.70 m            又は              可搬型代替低圧電源車接続盤（東側）            EL. 8.20 m         </td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：出力値を示す。    *2：入力値を示す。    *3：公称値を示す。</p>		変 更 前	変 更 後	名 称		可搬型整流器	種 類	一	交流/直流変換器	容 量	A/個	100	電 壓	V	0~150 <sup>*1</sup>	周 波 数	Hz	45~65 <sup>*2</sup>	主 要 寸 法	たて mm 横 mm 高 さ mm	690 <sup>*3</sup> 430 <sup>*3</sup> 199 <sup>*3</sup>	個 数	一	8 (予備 1)	取 付 箇 所	—	保管場所： • 可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側） EL. 約 23 m 5 個保管 • 可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側） EL. 約 25 m 4 個保管  取付箇所： 4 個 常設代替高圧電源装置用カルバート (立坑部) 可搬型代替低圧電源車接続盤（西側） EL. 2.70 m 又は  可搬型代替低圧電源車接続盤（東側） EL. 8.20 m		
	変 更 前	変 更 後																													
名 称		可搬型整流器																													
種 類	一	交流/直流変換器																													
容 量	A/個	100																													
電 壓	V	0~150 <sup>*1</sup>																													
周 波 数	Hz	45~65 <sup>*2</sup>																													
主 要 寸 法	たて mm 横 mm 高 さ mm	690 <sup>*3</sup> 430 <sup>*3</sup> 199 <sup>*3</sup>																													
個 数	一	8 (予備 1)																													
取 付 箇 所	—	保管場所： • 可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側） EL. 約 23 m 5 個保管 • 可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側） EL. 約 25 m 4 個保管  取付箇所： 4 個 常設代替高圧電源装置用カルバート (立坑部) 可搬型代替低圧電源車接続盤（西側） EL. 2.70 m 又は  可搬型代替低圧電源車接続盤（東側） EL. 8.20 m																													

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																																																																																																																									
<p>タンクローリー</p> <table> <tr> <td>台数</td><td>2 (予備 3)</td></tr> <tr> <td>容量</td><td>約 4kL/台</td></tr> </table>	台数	2 (予備 3)	容量	約 4kL/台	<p>(7) 燃料給油設備 d. タンクローリー</p> <table> <tr> <td>台数</td><td>2 (予備 3) <sup>*3</sup></td></tr> <tr> <td>容量</td><td>約 4kL/台</td></tr> </table> <p>※3 必要台数は、2台1セット（予備3台）</p>	台数	2 (予備 3) <sup>*3</sup>	容量	約 4kL/台	<p>【補機駆動用燃料設備】(要目表)</p> <p>6 機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。） 1 燃料設備に係る次の事項 (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ・可搬型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">容 量</th> <th rowspan="2">最 高 使用 圧 力<sup>*1</sup></th> <th rowspan="2">最 高 使用 温 度<sup>*1</sup></th> <th>変更前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <th>寸 法</th> <th>寸 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胴 長 径</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>タンクローリー<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>胴 短 径</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>横置だ円形</td> </tr> <tr> <td>胴 板 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4.0 以上 (4.0<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>鏡 板 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>鏡 板 の 形 状 に 係 る 寸 法</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>排 出 口 管 台 外 径</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1800<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>排 出 口 管 台 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>930<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>マンホール管 台外径</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>□ (3.2<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>マンホール管 台厚さ</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>□ (3.2<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>マンホールふた 厚さ</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1800<sup>*2</sup> (鏡板長径)</td> </tr> <tr> <td>全 長</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>89<sup>*2</sup> (鏡板短径の2分の1)</td> </tr> <tr> <td>車両全長</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>137.9<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>車両全幅</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2.8 (3.2<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>車両高さ</td> <td>mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>406.4<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>胴 板</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>□ (3.2<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鏡 板</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>□ (3.2<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>マ ン ホ ール ふ た</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3350<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>留 数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5910<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2200<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2460<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>SAPH400, SS400</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>SAPH400</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>SAPH400</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2 (予備 3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取付箇所</th> <th>変更前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> <td> <p>保管場所：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側） EL.約 23 m</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側） EL.約 25 m</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備予備機置場 EL.約 8 m</li> </ul> <p>上記3箇所のうち、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）に各2箇、3箇所のいずれかに残り1箇を保管する。</p> <p>取付箇所：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外 EL.約 23 m 又は約 25 m</li> <li>可搬型設備用軽油タンク付近<sup>*4</sup></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	種 類	容 量	最 高 使用 圧 力 <sup>*1</sup>	最 高 使用 温 度 <sup>*1</sup>	変更前	変 更 後	寸 法	寸 法	胴 長 径	mm	—	—	—	タンクローリー <sup>*1</sup>	胴 短 径	mm	—	—	—	横置だ円形	胴 板 厚 さ	mm	—	—	—	4.0 以上 (4.0 <sup>*2</sup> )	鏡 板 厚 さ	mm	—	—	—	24	鏡 板 の 形 状 に 係 る 寸 法	mm	—	—	—	40	排 出 口 管 台 外 径	mm	—	—	—	1800 <sup>*2</sup>	排 出 口 管 台 厚 さ	mm	—	—	—	930 <sup>*2</sup>	マンホール管 台外径	mm	—	—	—	□ (3.2 <sup>*2</sup> )	マンホール管 台厚さ	mm	—	—	—	□ (3.2 <sup>*2</sup> )	マンホールふた 厚さ	mm	—	—	—	1800 <sup>*2</sup> (鏡板長径)	全 長	mm	—	—	—	89 <sup>*2</sup> (鏡板短径の2分の1)	車両全長	mm	—	—	—	137.9 <sup>*2</sup>	車両全幅	mm	—	—	—	2.8 (3.2 <sup>*2</sup> )	車両高さ	mm	—	—	—	406.4 <sup>*2</sup>	材 料	胴 板	—	—	—	□ (3.2 <sup>*2</sup> )		鏡 板	—	—	—	□ (3.2 <sup>*2</sup> )		マ ン ホ ール ふ た	—	—	—	3350 <sup>*2</sup>		留 数	—	—	—	5910 <sup>*2</sup>						2200 <sup>*2</sup>						2460 <sup>*2</sup>						SAPH400, SS400						SAPH400						SAPH400						2 (予備 3)	取付箇所	変更前	変 更 後	取付箇所	—	<p>保管場所：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側） EL.約 23 m</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側） EL.約 25 m</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備予備機置場 EL.約 8 m</li> </ul> <p>上記3箇所のうち、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）に各2箇、3箇所のいずれかに残り1箇を保管する。</p> <p>取付箇所：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外 EL.約 23 m 又は約 25 m</li> <li>可搬型設備用軽油タンク付近<sup>*4</sup></li> </ul>	<p>注記 *1：非常用電源設備のうち非常用発電装置（可搬型代替低圧電源車及び蓄電池用充電用電源車）の燃料設備と兼用する。 *2：公称値を示す。 *3：重大事故等時における使用時の値を示す。 *4：燃料油の吸入口所を示す。</p>			
台数	2 (予備 3)																																																																																																																																																																												
容量	約 4kL/台																																																																																																																																																																												
台数	2 (予備 3) <sup>*3</sup>																																																																																																																																																																												
容量	約 4kL/台																																																																																																																																																																												
名 称	種 類	容 量	最 高 使用 圧 力 <sup>*1</sup>	最 高 使用 温 度 <sup>*1</sup>	変更前	変 更 後																																																																																																																																																																							
					寸 法	寸 法																																																																																																																																																																							
胴 長 径	mm	—	—	—	タンクローリー <sup>*1</sup>																																																																																																																																																																								
胴 短 径	mm	—	—	—	横置だ円形																																																																																																																																																																								
胴 板 厚 さ	mm	—	—	—	4.0 以上 (4.0 <sup>*2</sup> )																																																																																																																																																																								
鏡 板 厚 さ	mm	—	—	—	24																																																																																																																																																																								
鏡 板 の 形 状 に 係 る 寸 法	mm	—	—	—	40																																																																																																																																																																								
排 出 口 管 台 外 径	mm	—	—	—	1800 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																								
排 出 口 管 台 厚 さ	mm	—	—	—	930 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																								
マンホール管 台外径	mm	—	—	—	□ (3.2 <sup>*2</sup> )																																																																																																																																																																								
マンホール管 台厚さ	mm	—	—	—	□ (3.2 <sup>*2</sup> )																																																																																																																																																																								
マンホールふた 厚さ	mm	—	—	—	1800 <sup>*2</sup> (鏡板長径)																																																																																																																																																																								
全 長	mm	—	—	—	89 <sup>*2</sup> (鏡板短径の2分の1)																																																																																																																																																																								
車両全長	mm	—	—	—	137.9 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																								
車両全幅	mm	—	—	—	2.8 (3.2 <sup>*2</sup> )																																																																																																																																																																								
車両高さ	mm	—	—	—	406.4 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																								
材 料	胴 板	—	—	—	□ (3.2 <sup>*2</sup> )																																																																																																																																																																								
	鏡 板	—	—	—	□ (3.2 <sup>*2</sup> )																																																																																																																																																																								
	マ ン ホ ール ふ た	—	—	—	3350 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																								
	留 数	—	—	—	5910 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																								
					2200 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																								
					2460 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																																								
					SAPH400, SS400																																																																																																																																																																								
					SAPH400																																																																																																																																																																								
					SAPH400																																																																																																																																																																								
					2 (予備 3)																																																																																																																																																																								
取付箇所	変更前	変 更 後																																																																																																																																																																											
取付箇所	—	<p>保管場所：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側） EL.約 23 m</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側） EL.約 25 m</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備予備機置場 EL.約 8 m</li> </ul> <p>上記3箇所のうち、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）に各2箇、3箇所のいずれかに残り1箇を保管する。</p> <p>取付箇所：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外 EL.約 23 m 又は約 25 m</li> <li>可搬型設備用軽油タンク付近<sup>*4</sup></li> </ul>																																																																																																																																																																											

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
(3) その他の主要な事項 (i) 火災防護設備 a. 設計基準対象施設  火災防護設備は、火災区域及び火災区画を考慮し、火災感知、消火又は火災の影響軽減の機能を有するものとする。	10.5 火災防護設備 10.5.1 設計基準対象施設 10.5.1.1 概要  発電用原子炉施設内の火災区域及び火災区画に設置される、安全機能を有する構築物、系統及び機器（10.5において本文五口(3)(i)a.(c)に同じ。）を火災から防護することを目的として、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。  10.5.1.4 主要設備 (2) 火災感知設備  火災感知設備の火災感知器は、各火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や、炎が生じる前に発煙すること等、予想される火災の性質を考慮して、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物、系統及び機器の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器、非アナログ式の防爆型の煙感知器、非アナログ式の防爆型の熱感知器等の火災感知器も含めた中から2つの異なる種類の感知器を設置する。	【火災防護設備】（基本設計方針） 1. 火災防護設備の基本設計方針  火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。  ＜中略＞ 設定する火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。 なお、発電用原子炉施設のうち、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設に含まれない構築物、系統及び機器は、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講じる設計とする。  ＜中略＞ (2) 火災の感知及び消火 ＜中略＞ a. 火災感知設備 火災感知設備の火災感知器（一部「東海、東海第二発電所共用」（以下同じ。））は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の組合せを設置する設計とする。	工事の計画の火災防護設備は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。 a. -①は、設置変更許可申請書（本文）の火災防護設備の基本設計方針と文章表現は異なるが、内容に相違はないため整合している。	
	10.5.1.3 その他  火災感知設備は、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を組み合わせて設置することを基本とするが、各火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、火災感知器の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。  ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所及び屋外等は、非アナログ式も含めた組み合わせて設置する設計とする。炎感知器は非アナログ式であるが、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能である。 水素等による引火性又は発火性の雰囲気を形成するおそれのある場所（蓄電池室）は、万一の水素濃度の上昇を考慮し、火災を早期に感知できるよう、非アナログ式の防爆型で、かつ固有の信号を発する異なる種類の煙感知器及び熱感知器を設置する設計とする。 また、火災により安全機能への影響が考えにくい火災防護対象機器のみを設けた火災区域又は火災区画については、消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設置す	火災感知設備の火災感知器（一部「東海、東海第二発電所共用」（以下同じ。））は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の組合せを設置する設計とする。  火災感知設備の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。 なお、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線方式）は、監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。 ＜中略＞	工事の計画の火災感知設備の火災感知器（一部「東海、東海第二発電所共用」（以下同じ。））は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の組合せを設置する設計とする。 a. -②は、設置変更許可申請書（本文）の火災感知設備の火災感知器（一部「東海、東海第二発電所共用」（以下同じ。））は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の組合せを設置する設計とする。 a. -③は、設置変更許可申請書（本文）の火災感知設備の火災感知器（一部「東海、東海第二発電所共用」（以下同じ。））は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の組合せを設置する設計とする。	工事の計画の火災感知設備の火災感知器（一部「東海、東海第二発電所共用」（以下同じ。））は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の組合せを設置する設計とする。 a. -③は、設置変更許可申請書（本文）の火災感知設備の火災感知器（一部「東海、東海第二発電所共用」（以下同じ。））は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の組合せを設置する設計とする。

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>また、中央制御室で常時監視可能な火災受信機盤を設置する。</u></p> <p>（3）（i）a. -④消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全機能を有する構築物、系統及び機器（「（3）（i）a. -（c-1-2）火災防護対策を講じる安全機能を有する構築物、系統及び機器の抽出」と同じ）の安全機能を損なわない設計とし、（3）（i）a. -⑤火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画であるかを考慮し、全域ガス消火設備等を設置する。</p>	<p>る設計とする。</p> <p>10.5.1.7 手順等</p> <p>（1）火災が発生していない平常時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。 a. 中央制御室内の巡回点検によって、火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを火災受信機盤で確認する。</p>	<p>火災感知設備のうち火災受信機盤は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機盤は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p> <p>屋外の海水ポンプエリアを監視するアナログ式の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機盤においては、カメラ機能による映像監視（熱サーモグラフィ）により火災発生箇所の特定が可能な設計とする。</p> <p>火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。</p> <p>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施する。</p>		
	<p>10.5.1.1 概要</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、想定される自然現象に対して当該機能が維持され、かつ、安全機能を有する構築物、系統及び機器は、消火設備の破損、誤作動又は誤操作によって安全機能を失うことのないように設置する。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の（3）（i）a. -④消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない設計とし、（3）（i）a. -⑤火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは、自動消火設備又は手動操作による固定式ガス消火設備を設置して消火を行う設計とする。火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、消火器又は水により消火を行う設計とする。</p>	<p>工事の計画の（3）（i）a. -④は、設置変更許可申請書（本文）の（3）（i）a. -④と同義であり整合している。</p> <p>工事の計画の（3）（i）a. -⑤は、設置変更許可申請書（本文）の（3）（i）a. -⑤を含んでおり整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>10.5.1.1 概要</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>火災の影響軽減は、安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域<sup>(3)(i)a.-⑦</sup>又は火災区域の火災及び隣接する火災区域又は火災区域の火災による影響を軽減するため、火災耐久試験で確認された3時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は1時間以上の耐火能力を有する隔壁等を設置する。</p> <p>10.5.1.4 主要設備</p> <p>(4) 火災の影響軽減のための対策設備</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>b. 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの火災の影響軽減のための対策を実施する設備</p> <p>火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを設置する火災区域又は火災区域に対して、火災区域又は火災区域内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区域における火災の影響を軽減するための対策を実施するための隔壁等として、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等を設置する。</p> <p>また、これと同等の対策として火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等と火災感知設備及び消火設備を設置する。</p> <p>10.5.2 重大事故等対処施設</p> <p>10.5.2.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設内の火災区域及び火災区域に設置される重大事故等対処施設を火災から防護することを目的として、火災の防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。</p>	<p>【火災防護設備】（基本設計方針）</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>建屋内のうち、<sup>(3)(i)a.-⑥</sup>火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、<sup>(3)(i)a.-⑦</sup>3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（耐火隔壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ等）により隣接する他の火災区域と分離するよう、設定する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>(3) 火災の影響軽減</p> <p>a. 火災の影響軽減対策</p> <p><sup>(3)(i)a.-⑥</sup>火災が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要である。このためには、手動操作に期待しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を少なくとも1つ確保するように系統分離対策を講じる必要がある。</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、以下に示す火災の影響軽減対策を講じる設計とする。</p> <p>i. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等</p> <p>互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、<sup>(3)(i)a.-⑦</sup>火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>ii. 1時間耐火隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備</p> <p>互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、<sup>(3)(i)a.-⑦</sup>火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。</p> <p>【火災防護設備】（基本設計方針）</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p><sup>(3)(i)b.-①</sup>重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区域に對して、火災防護対策を講じる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p><sup>(3)(i)b.-①</sup>設置する火災区域及び火災区域に對して、以下に示す火災の防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策</p>	工事の計画の <sup>(3)(i)</sup> a.-⑥は、設置変更許可申請書（本文）の <sup>(3)(i)</sup> <sup>(i)a.-⑥</sup> と文章表現は異なるが、内容に相違はないため整合している。	工事の計画の <sup>(3)(i)</sup> a.-⑦は、設置変更許可申請書（本文）の <sup>(3)(i)</sup> <sup>(i)a.-⑦</sup> を具体的に記載しており整合している。
b. 重大事故等対処施設			工事の計画の <sup>(3)(i)</sup> b.-①は、設置変更許可申請書（本文）の <sup>(3)(i)</sup> <sup>(i)b.-①</sup> と、文章表現は異なるが、内容に相違はないため整合している。	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>火災感知設備は、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を<b>(3)(i)b.-②</b>組み合わせて設置することを基本とするが、各火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や、炎が生じる前に発煙すること等、予想される火災の性質を考慮して、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>また、中央制御室で常時監視可能な火災受信機盤を設置する。</p>	<p>10.5.2.4 主要設備</p> <p>(2) 火災感知設備</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、各火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や、炎が生じる前に発煙すること等、予想される火災の性質を考慮して、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所及び屋外等は、非アナログ式も含めた組み合わせて設置する設計とする。炎感知器は非アナログ式であるが、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知に優位性がある。</p> <p>充電時に水素発生のおそれがある蓄電池室は、万一の水素濃度の上昇を考慮し、火災を早期に感知できるよう、非アナログ式の防爆型で、かつ固有の信号を発する異なる種類の煙感知器及び熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>10.5.2.7 手順等</p> <p>(1) 火災が発生していない平常時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。</p> <p>a. 中央制御室の巡回点検によって、火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを火災受信機盤で確認する。</p>	<p>工事の計画とする。 ＜中略＞</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 ＜中略＞</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備の火災感知器（一部「東海、東海第二発電所共用」（以下同じ。）は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の<b>(3)(i)b.-②</b>異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p><b>(3)(i)b.-③</b>ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所及び屋外等は、環境条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器（赤外線方式）、非アナログ式の防爆型熱感知器、非アナログ式の防爆型煙感知器、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線方式）、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の熱感知器も含めた組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機盤は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p> <p>屋外の海水ポンプエリアを監視するアナログ式の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機盤においては、カメラ機能による映像監視（熱サーモグラフィ）により火災発生箇所の特定が可能な設計とする。</p> <p>火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。</p> <p>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施する。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>工事の計画の<b>(3)(i)</b> <b>b.-②</b>は、設置変更許可申請書（本文）の<b>(3)(i)b.-②</b>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>工事の計画の<b>(3)(i)</b> <b>b.-③</b>は、設置変更許可申請書（本文）の<b>(3)(i)b.-③</b>を具体的に記載しており整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>火災防護上重要な機器等及び<b>(3)(i)b.-④</b>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤動作又は誤操作によって重大事故等に対処するため必要な機能を有する電気及び機械設備により、自動消火設備又は手動操作による固定式ガス消火設備を設置して消火を行う設計とする。火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは、消火器又は水により消火を行う設計とする。</p>	<p>10.5.2 重大事故等対処施設 10.5.2.1 概要</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、想定される自然現象に対して当該機能が維持され、かつ、重大事故等対処施設は、消火設備の破損、誤動作又は誤操作によって重大事故等に対処する機能を失うことのないように設置する。</p>	<p>b. 消火設備</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>火災防護上重要な機器等及び<b>(3)(i)b.-④</b>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難<b>(3)(i)b.-⑤</b>となるところは、自動消火設備又は手動操作による固定式ガス消火設備を設置して消火を行う設計とする。火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、消火器又は水により消火を行う設計とする。</p>	<p>工事の計画の<b>(3)(i)</b> <b>b.-④</b>は、設置変更許可申請書（本文）の<b>(3)(i)b.-④</b>と文章表現は異なるが、内容に相違はないため整合している。</p> <p>工事の計画の<b>(3)(i)</b> <b>b.-⑤</b>は、設置変更許可申請書（本文）の<b>(3)(i)b.-⑤</b>を含んでおり整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(ii) 浸水防護設備</p> <p>a. 津波に対する防護設備</p> <p>（3）(ii)a-①設計基準対象施設は、基準津波に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬこと。また、重大事故等対処施設は、基準津波及び敷地に遡上する津波に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬことから、防潮堤、防潮扉、放水路ゲート、逆流防止設備、浸水防止蓋、水密ハッチ、水密扉、逆止弁（3）(ii)a-②等により、津波から防護する設計とする。</p>	<p>10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備</p> <p>10.6.1 津波に対する防護設備</p> <p>10.6.1.1 設計基準対象施設</p>	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）</p> <p>1. 津波による損傷の防止</p> <p>1.1 耐津波設計の基本方針</p> <p>（3）(ii)a-①設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置（変更）許可を受けた基準津波によりその安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設が、基準津波を超える敷地に遡上する津波（確率論的リスク評価において全炉心損傷頻度に対して津波のリスクが有意となる津波。以下「敷地に遡上する津波」という。）に対して、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮することができるよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p> <p>なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備は、入力津波に対して機能を十分に保持できる設計とする。</p> <p>敷地に遡上する津波の高さは、防潮堤及び防潮扉の高さを超えることから、防潮堤及び防潮扉は、津波の越流時の耐性を確保することで防潮堤の高さを維持し、防潮堤内側の敷地への津波の流入量を抑制する設計とする。また、止水性を維持し第2波以降の繰返しの津波の襲来に対しては、防潮堤内側の敷地への津波の流入又は回り込みを防止する設計とする。</p>	<p>工事の計画の（3）(ii)</p> <p>a-①は、設置変更許可申請書（本文）の（3）(ii)a-①と同義であり整合している。また、設備の詳細については、後段にて整合性を説明する。</p>	<p>設置変更許可申請書（本文）の（3）(ii)a-②「等」は、工事の計画では、津波・構内監視カメラ、取水ピット水位計、潮位計であり、設置変更許可申請書（本文）「ロ、（2）耐津波構造」にて示す。</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>※(3)(ii)a-③防潮堤のうち鋼製防護壁には、鋼製防護壁と取水構造物との境界部に止水機構を設置し、止水性能を保持する設計とする。</p>	<p>10.6.1.1.3 主要設備 (2) 放水路ゲート</p> <p>津波が放水路から津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、放水路ゲートを設置する。放水路ゲートは、扉体、戸当り、駆動装置等で構成され、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合に遠隔閉止することにより津波の遡上を防止する設計とする。なお、放水路ゲートを閉止する前に、循環水泵を停止する運用とする。また、放水路ゲートは、津波防護施設であり、敷地への遡上のある津波襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。</p>	<p>1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 (1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、「1.2 入力津波の設定 (1) 基準津波による入力津波の設定」で設定している繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。  (a) 津波防護施設 津波防護施設は、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 津波防護施設のうち防潮堤及び防潮扉については、入力津波高さを上回る高さで設置し、止水性を保持する設計とする。 津波防護施設のうち放水路ゲート、構内排水路逆流防止設備については、入力津波による波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入を防止する設計とする。 津波防護施設のうち貯留堰については、津波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計とする。  主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水処置を講じる設計とする。また、※(3)(ii)a-③鋼製防護壁と取水構造物の境界部には、浸水防止設備として、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した1次止水機器及び2次止水機器を多様化して設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>1.3 津波防護対策 (1) 敷地への浸水防止（外郭防護1） a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1） (b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>放水路ゲートについては、敷地への遡上のある津波の襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。なお、扉体にフラップ式の小扉を設置することにより、放水路ゲート閉止後においても非常用海水ポンプの運転が可能な設計とする。 大津波警報が発表された場合に、放水路を経由して津</p>	<p>工事の計画の※(3)(ii) a-③は、設置変更許可申請書（本文）の※(3)(ii)a-③と同義であり整合している。</p>	
				設置変更許可申請書（本文）の※(3)(ii)a-④については、添付書類「V-2-10-2-3 放水路ゲートの耐震性についての計算書」に記載しており整合している。

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>放水路ゲートの設計においては、十分な支持性能を有する構造物に設置するとともに、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。また、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>10.6.1.1.3 主要設備</p> <p>(1) 防潮堤及び防潮扉</p> <p>津波による遡上波が津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に到達、流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、敷地を取り囲む形で防潮堤を設置するとともに、防潮扉を設置する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>波の流入を防止するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止並びに放水路ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>1.3 津波防護対策</p> <p>(1) 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(a) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、遡上波の地上部からの到達、流入の可能性の有無を評価する。</p> <p>流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度として、設計上の裕度の判断の際に考慮する。</p> <p>評価の結果、遡上波が地上部から到達し流入するため、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画（緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）を除く。）の設置された敷地に、遡上波の流入を防止するための津波防護施設として防潮堤及び防潮扉を設置する設計とする。</p> <p>また、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画のうち、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）は、津波による遡上波が地上部から到達、流入しない十分高い場所に設置する設計とする。</p> <p>なお、防潮扉は、原則閉運用とすることを保安規定に定めて管理する。</p>			

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																				
防潮堤（鋼製防護壁、止水機構付） 個数 ..... 1	<p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様</p> <p>(1) 防潮堤</p> <p>種類 防潮堤（鋼製防護壁、止水機構付） 材料 鉄筋コンクリート、炭素鋼 個数 ..... 1</p>	<p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <td>防潮堤（鋼製防護壁）</td> <td>防潮堤（鋼製防護壁、止水機構付）*</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>天 端 高 さ 幅</td> <td>n m</td> <td>T.P.+20.00*<sup>2</sup> 2500*<sup>2</sup> 鉄筋コンクリート SM490W SM570 SM590</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 鋼製防護壁と鉄筋コンクリート防護壁の間に止水ゲートを設置する。 *2: 公称値を示す。</p>			変更前	変更後	名 称		防潮堤（鋼製防護壁）	防潮堤（鋼製防護壁、止水機構付）*	種類	—	—	—	主 要 寸 法	天 端 高 さ 幅	n m	T.P.+20.00* <sup>2</sup> 2500* <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート SM490W SM570 SM590	材 料	—	—	—	工事の計画の「防潮堤」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。	
		変更前	変更後																					
名 称		防潮堤（鋼製防護壁）	防潮堤（鋼製防護壁、止水機構付）*																					
種類	—	—	—																					
主 要 寸 法	天 端 高 さ 幅	n m	T.P.+20.00* <sup>2</sup> 2500* <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート SM490W SM570 SM590																					
材 料	—	—	—																					
防潮堤（鉄筋コンクリート防護壁） 個数 ..... 1	<p>(2) 防潮堤</p> <p>種類 防潮堤（鉄筋コンクリート防護壁） 材料 鉄筋コンクリート 個数 ..... 1</p>	<p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <td>防潮堤（鉄筋コンクリート防護壁）</td> <td>防潮堤（鉄筋コンクリート防護壁）*</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>天 端 高 さ 幅</td> <td>n m</td> <td>T.P.+20.00*<sup>2</sup> 2000*<sup>2</sup> 鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 鉄筋コンクリート防護壁にラップゲートを7箇所に設置する。主要な構造体の境界に止水ジョイントを設置する。 *2: 公称値を示す。</p>			変更前	変更後	名 称		防潮堤（鉄筋コンクリート防護壁）	防潮堤（鉄筋コンクリート防護壁）*	種類	—	—	—	主 要 寸 法	天 端 高 さ 幅	n m	T.P.+20.00* <sup>2</sup> 2000* <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート	材 料	—	—	—	工事の計画の「防潮堤」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。	
		変更前	変更後																					
名 称		防潮堤（鉄筋コンクリート防護壁）	防潮堤（鉄筋コンクリート防護壁）*																					
種類	—	—	—																					
主 要 寸 法	天 端 高 さ 幅	n m	T.P.+20.00* <sup>2</sup> 2000* <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート																					
材 料	—	—	—																					
防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防護壁） 個数 ..... 1	<p>(3) 防潮堤</p> <p>種類 防潮堤 （鋼管杭鉄筋コンクリート防護壁） 材料 鉄筋コンクリート、炭素鋼 個数 ..... 1</p>	<p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <td>防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防護壁）</td> <td>防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防護壁）*</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>天 端 高 さ 幅</td> <td>n m</td> <td>T.P.+20.00*<sup>2</sup> T.P.+18.00*<sup>2</sup> 3500*<sup>2</sup> 3000*<sup>2</sup> 鉄筋コンクリート SM570</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 主要な構造体の境界に止水ジョイントを設置する。 *2: 公称値を示す。</p>			変更前	変更後	名 称		防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防護壁）	防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防護壁）*	種類	—	—	—	主 要 寸 法	天 端 高 さ 幅	n m	T.P.+20.00* <sup>2</sup> T.P.+18.00* <sup>2</sup> 3500* <sup>2</sup> 3000* <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート SM570	材 料	—	—	—	工事の計画の「防潮堤」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。	
		変更前	変更後																					
名 称		防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防護壁）	防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防護壁）*																					
種類	—	—	—																					
主 要 寸 法	天 端 高 さ 幅	n m	T.P.+20.00* <sup>2</sup> T.P.+18.00* <sup>2</sup> 3500* <sup>2</sup> 3000* <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート SM570																					
材 料	—	—	—																					

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																	
防潮扉 個数 ..... 2	(4) 防潮扉 種類 スライドゲート 材料 炭素鋼 個数 ..... 2	<p>【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項 1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>スライドゲート</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">主 要 寸 法</td> <td>屋 た て</td> <td>8580*1</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>7200*1</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>1354*1</td> </tr> <tr> <td>スキンブレート 厚さ</td> <td>54以上 (54*)</td> </tr> <tr> <td>屋 た て</td> <td>750*1</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>698*1</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>334*1</td> </tr> <tr> <td>スキンブレート 厚さ</td> <td>54以上 (54*)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">材 料</td> <td>屋 体</td> <td>T.P.+20.00*<sup>1,*2</sup></td> </tr> <tr> <td>小 屋</td> <td>SM570 SM490</td> </tr> <tr> <td>軽 体</td> <td>SM570 SM490</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 防潮壁の天端高さを示す。</p>	名 称	変 更 前	変 更 後	種 類	—	スライドゲート	主 要 寸 法	屋 た て	8580*1	横	7200*1	幅	1354*1	スキンブレート 厚さ	54以上 (54*)	屋 た て	750*1	横	698*1	幅	334*1	スキンブレート 厚さ	54以上 (54*)	材 料	屋 体	T.P.+20.00* <sup>1,*2</sup>	小 屋	SM570 SM490	軽 体	SM570 SM490		鉄筋コンクリート		工事の計画の「防潮扉1」、「防潮扉2」は、それぞれ個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数2」と整合している。	
名 称	変 更 前	変 更 後																																			
種 類	—	スライドゲート																																			
主 要 寸 法	屋 た て	8580*1																																			
	横	7200*1																																			
	幅	1354*1																																			
	スキンブレート 厚さ	54以上 (54*)																																			
	屋 た て	750*1																																			
	横	698*1																																			
	幅	334*1																																			
	スキンブレート 厚さ	54以上 (54*)																																			
材 料	屋 体	T.P.+20.00* <sup>1,*2</sup>																																			
	小 屋	SM570 SM490																																			
	軽 体	SM570 SM490																																			
	鉄筋コンクリート																																				

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																														
		<p>【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>—</th> <th>防潮壁 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">主 要 寸 法</td> <td>屏</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>スライドゲート</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横</td> <td>mm</td> <td>6080*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幅</td> <td>mm</td> <td>5800*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スキンプレート</td> <td>厚さ</td> <td>1054*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>た</td> <td>て</td> <td>54以上(54*1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横</td> <td>mm</td> <td>780*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幅</td> <td>mm</td> <td>698*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スキンプレート</td> <td>厚さ</td> <td>334*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屏</td> <td>—</td> <td>54以上(54*1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軀</td> <td>天 端 高 さ</td> <td>T.P.+18.00*1, *2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材 料</td> <td>屏</td> <td>体</td> <td>—</td> <td>SM570 SMA490</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>屏</td> <td>—</td> <td>SM570 SMA490</td> </tr> <tr> <td>軀</td> <td>体</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート SM570</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 公称値を示す。 *2: 防潮壁の天端高さを示す。</p> <p>【浸水防護施設】(基本設計方針)</p> <p>1.3 津波防護対策</p> <p>(1) 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>b. 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>津波の流入の可能性のある経路につながる海水系、循環水系、構内排水路等の標高に基づき、許容される津波高さと経路からの津波高さを比較することにより、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度とし、設計上の裕度の判断の際に考慮する。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	防潮壁 2	主 要 寸 法	屏	たて	mm	スライドゲート		横	mm	6080*1		幅	mm	5800*1		スキンプレート	厚さ	1054*1		た	て	54以上(54*1)		横	mm	780*1		幅	mm	698*1		スキンプレート	厚さ	334*1		屏	—	54以上(54*1)		軀	天 端 高 さ	T.P.+18.00*1, *2	材 料	屏	体	—	SM570 SMA490	小	屏	—	SM570 SMA490	軀	体	—	鉄筋コンクリート SM570		
名 称		変 更 前	変 更 後																																																															
種	類	—	防潮壁 2																																																															
主 要 寸 法	屏	たて	mm	スライドゲート																																																														
		横	mm	6080*1																																																														
		幅	mm	5800*1																																																														
		スキンプレート	厚さ	1054*1																																																														
		た	て	54以上(54*1)																																																														
		横	mm	780*1																																																														
		幅	mm	698*1																																																														
		スキンプレート	厚さ	334*1																																																														
		屏	—	54以上(54*1)																																																														
		軀	天 端 高 さ	T.P.+18.00*1, *2																																																														
材 料	屏	体	—	SM570 SMA490																																																														
	小	屏	—	SM570 SMA490																																																														
	軀	体	—	鉄筋コンクリート SM570																																																														

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																						
<u>放水路ゲート</u> 個数..... 3	<p>10.6.1.1.3 主要設備  (2) 放水路ゲート</p> <p>津波が放水路から津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、放水路ゲートを設置する。放水路ゲートは、扉体、戸当り、駆動装置等で構成され、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合に遠隔閉止することにより津波の週上を防止する設計とする。なお、放水路ゲートを閉止する前に、循環水ポンプを停止する運用とする。また、放水路ゲートは、津波防護施設であり、敷地への週上のおそれのある津波襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。</p> <p>放水路ゲートの設計においては、十分な支持性能を有する構造物に設置するとともに、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。また、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様</p> <p>(5) 放水路ゲート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>逆流防止設備 (ゲート、フランプゲート)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材 料</td> <td>炭素鋼</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>3 (各放水路に1か所)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	逆流防止設備 (ゲート、フランプゲート)	材 料	炭素鋼	個 数	3 (各放水路に1か所)	<p>評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S A用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>放水路ゲートについては、敷地への週上のおそれのある津波の襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。なお、扉体にフランプ式の小扉を設置することにより、放水路ゲート閉止後においても非常用海水ポンプの運転が可能な設計とする。</p> <p>大津波警報が発表された場合に、放水路を経由して津波の流入を防止するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止並びに放水路ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th>一</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主 要 寸 法</td> <td rowspan="2">扉</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>放水路ゲート1, 2, 3</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>逆流防止設備 (ゲート、フランプゲート)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体</td> <td>幅</td> <td>mm</td> <td>3730*</td> </tr> <tr> <td>スキンプレート厚さ</td> <td>mm</td> <td>4290*</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">小 法</td> <td rowspan="2">扉</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>828*</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>28以上 (28*)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">扉</td> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>660*</td> </tr> <tr> <td>体</td> <td>—</td> <td>1210*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>扉</td> <td>体</td> <td>—</td> <td>36以上 (36*)</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>扉</td> <td>—</td> <td>SM490</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : 公称値を示す。</p>	名 称			変 更 前	変 更 後	種 類		一			主 要 寸 法	扉	たて	mm	放水路ゲート1, 2, 3	横	mm	逆流防止設備 (ゲート、フランプゲート)	体	幅	mm	3730*	スキンプレート厚さ	mm	4290*	小 法	扉	たて	mm	828*	横	mm	28以上 (28*)	扉	厚さ	mm	660*	体	—	1210*	材 料	扉	体	—	36以上 (36*)	小	扉	—	SM490	<p>工事の計画の「放水路ゲート1, 2, 3」は、それぞれ個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数3」と整合している。</p>
種類	逆流防止設備 (ゲート、フランプゲート)																																																									
材 料	炭素鋼																																																									
個 数	3 (各放水路に1か所)																																																									
名 称			変 更 前	変 更 後																																																						
種 類		一																																																								
主 要 寸 法	扉	たて	mm	放水路ゲート1, 2, 3																																																						
		横	mm	逆流防止設備 (ゲート、フランプゲート)																																																						
	体	幅	mm	3730*																																																						
		スキンプレート厚さ	mm	4290*																																																						
小 法	扉	たて	mm	828*																																																						
		横	mm	28以上 (28*)																																																						
	扉	厚さ	mm	660*																																																						
		体	—	1210*																																																						
材 料	扉	体	—	36以上 (36*)																																																						
	小	扉	—	SM490																																																						

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																	
<p><u>構内排水路逆流防止設備</u> 個数 ..... 9</p> <p>(3) 構内排水路逆流防止設備</p> <p>津波が構内排水路から津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、構内排水路逆流防止設備を設置する。構内排水路逆流防止設備の設計においては、十分な支持性能を有する構造物に設置するとともに、基準地震動 <math>S_s</math>による地震力に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。また、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (6) 構内排水路逆流防止設備</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>逆流防止設備（フラップゲート）</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>9</td> </tr> </table>	種類	逆流防止設備（フラップゲート）	材料	ステンレス鋼	個数	9	<p>10.6.1.3 主要設備</p> <p>(3) 構内排水路逆流防止設備</p> <p>津波が構内排水路から津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、構内排水路逆流防止設備を設置する。構内排水路逆流防止設備の設計においては、十分な支持性能を有する構造物に設置するとともに、基準地震動 <math>S_s</math>による地震力に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。また、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (6) 構内排水路逆流防止設備</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>逆流防止設備（フラップゲート）</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>9</td> </tr> </table>	種類	逆流防止設備（フラップゲート）	材料	ステンレス鋼	個数	9	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）</p> <p>1.3 津波防護対策</p> <p>(1) 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S A用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>構内排水路逆流防止設備 1, 2, 3, 4, 7, 8, 9</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主 要 寸 法</td> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>逆流防止設備 (フラップゲート) 1200*</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>mm</td> <td>261*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>スキンブレート 厚さ</td> <td>mm</td> <td>16.0以上(16.0*)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *：公称値を示す。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	構内排水路逆流防止設備 1, 2, 3, 4, 7, 8, 9	主 要 寸 法	外 径	mm	逆流防止設備 (フラップゲート) 1200*	幅	mm	261*	材 料	スキンブレート 厚さ	mm	16.0以上(16.0*)	—	—	SUS316L	<p>工事の計画の「構内排水路逆流防止設備1, 2, 3, 4, 7, 8, 9」、「構内排水路逆流防止設備5, 6」は、それぞれ個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数9」と整合している。</p>
種類	逆流防止設備（フラップゲート）																																				
材料	ステンレス鋼																																				
個数	9																																				
種類	逆流防止設備（フラップゲート）																																				
材料	ステンレス鋼																																				
個数	9																																				
名 称		変 更 前	変 更 後																																		
種	類	—	構内排水路逆流防止設備 1, 2, 3, 4, 7, 8, 9																																		
主 要 寸 法	外 径	mm	逆流防止設備 (フラップゲート) 1200*																																		
	幅	mm	261*																																		
材 料	スキンブレート 厚さ	mm	16.0以上(16.0*)																																		
	—	—	SUS316L																																		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																						
<p>×(3)(ii)a-⑤原子炉建屋外壁 個数.....一式</p>	<p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様            (7) 原子炉建屋外壁            種類 津波防護壁            材料 鉄筋コンクリート            個数.....一式</p>	<p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備            5 浸水防護施設に係る次の事項            1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">変更前</th> <th rowspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主外径</td> <td>mm</td> <td>構内排水路逆流防止設備 5, 6</td> <td>逆流防止設備 (フラップゲート)</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>mm</td> <td>650*</td> <td>154*</td> </tr> <tr> <td>スキンプレート厚</td> <td>mm</td> <td>9.0以上(9.0*)</td> <td>SUS316L</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : 公称値を示す。</p> <p>【浸水防護施設】（基本設計方針）            1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計            (2) 敷地に遡上する津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計            a. 設計方針            津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、「1.2 入力津波の設定 (2) 敷地に遡上する津波による入力波の設定」で設定している入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。            防潮堤及び防潮扉については、敷地に遡上する津波の越流時の耐性を確保することで防潮堤の高さ及び止水性を保持するとともに、漂流物の衝突荷重の影響を考慮した設計とする。その他の考慮事項としては、「(1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針」と同じである。            (a) 津波防護施設            津波防護施設のうち、×(3)(ii)a-⑤原子炉建屋外壁、原子炉建屋水密扉、放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備については、敷地に遡上する津波の入力津波による波圧等に対する耐性を評価し、止水性を保持する設計とする。構内排水路逆流防止設備は、漂流物の堆積及び異物の噛み込みによる影響を考慮した設計とする。            主要な構造体の境界部に対する設計は、敷地に遡上する津波の入力津波に対して「(1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針」に記載する内容と同じである。</p>	名 称		変更前	変更後	種類	—	主外径	mm	構内排水路逆流防止設備 5, 6	逆流防止設備 (フラップゲート)	幅	mm	650*	154*	スキンプレート厚	mm	9.0以上(9.0*)	SUS316L	材料	—			<p>工事の計画の×(3)(ii) a-⑤は、個数一式を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数一式」と整合している。</p>	
名 称		変更前	変更後																							
種類	—																									
主外径	mm	構内排水路逆流防止設備 5, 6	逆流防止設備 (フラップゲート)																							
幅	mm	650*	154*																							
スキンプレート厚	mm	9.0以上(9.0*)	SUS316L																							
材料	—																									

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>貯留堰<small>(3)(ii)a-⑥)</small>（「<small>(3)(v)</small> 非常用取水設備」と兼用） 個数 1</p>	<p>10.6.1.1.3 主要設備</p> <p><b>(4) 貯留堰</b>            基準津波による水位低下時に、取水ピット内の水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることがなく、非常用海水ポンプの継続運転が十分可能な設計とするため、取水口前面に海水を貯留する対策として貯留堰を設置する。貯留堰の設計においては、十分な支持性能を有する岩盤に設置するとともに、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。また、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性や構造境界部の止水に配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、漂流物による荷重及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。漂流物による衝突荷重は、取水口に到達する可能性があるもののうち、最も重量が大きい漁船（総トン数5t）を考慮して設定する。なお、主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した継手及び止水ジョイントを設置し、止水処置を講じる設計とする。</p>	<p><b>1.3 津波防護対策</b></p> <p>(4) 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>a. 基準津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の防止</p> <p>(a) 非常用海水ポンプ、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水性            非常用海水ポンプについては、評価水位としての取水ピットでの下降側水位と非常用海水ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポンプ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。</p> <p>また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所であるS A用海水ピット取水塔の天端高さと入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がS A用海水ピット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるか評価する。</p> <p>評価の結果、非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留堰を設置することで、取水性を確保する設計とする。</p> <p>なお、大津波警報が発表された場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>緊急用海水ポンプについては、非常用海水ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波時において緊急用海水ポンプを運転したとしても、地下岩盤内に設置した緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能な設計とする。</p> <p>非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。</p> <p>可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の水位に対して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																		
	<p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様  (8) 貯留堰（非常用取水設備と兼用）</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>鋼管矢板式堰</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>炭素鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	種類	鋼管矢板式堰	材料	炭素鋼	個数	1	<p>【非常用取水設備】（要目表）</p> <p>7 非常用取水設備に係る次の事項</p> <p>1 取水設備（非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。）の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>貯留堰*1</td> <td>鋼管矢板壁*2</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>2162 以上*3 (2378*3, *4)</td> <td>64662*4</td> </tr> <tr> <td>主寸法</td> <td>たて 横</td> <td>mm mm</td> <td>21431*4</td> </tr> <tr> <td>天端高さ</td> <td>mm</td> <td>T.P. -4.90</td> <td>SM570</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>—</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> </table> <p>注記 *1：その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設のうち外側浸水防護設備と兼用。  *2：貯留堰と貯留堰取付鋼岸の境界に止水ジョイントを設置する。  *3：引き波時に海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、取水構造及び貯留堰で確保する水量の合計値を示す。  *4：公称値を示す。</p> <p style="text-align: right;">(3)(ii)a-⑥</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種類	—	貯留堰*1	鋼管矢板壁*2	容 量	m <sup>3</sup>	2162 以上*3 (2378*3, *4)	64662*4	主寸法	たて 横	mm mm	21431*4	天端高さ	mm	T.P. -4.90	SM570	材 料	—		1	個 数	—			<p>「貯留堰」は、設置変更許可申請書（本文）における(3)(ii)a-⑥を工事の計画における主たる登録として「非常用取水設備」のうち「取水設備」に整理し、工事の計画の(3)(ii)a-⑥は、設置変更許可申請書（本文）の(3)(ii)a-⑥と同義であり整合している。</p>	
種類	鋼管矢板式堰																																					
材料	炭素鋼																																					
個数	1																																					
名 称		変 更 前	変 更 後																																			
種類	—	貯留堰*1	鋼管矢板壁*2																																			
容 量	m <sup>3</sup>	2162 以上*3 (2378*3, *4)	64662*4																																			
主寸法	たて 横	mm mm	21431*4																																			
天端高さ	mm	T.P. -4.90	SM570																																			
材 料	—		1																																			
個 数	—																																					

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																									
<p>取水路点検用開口部浸水防止蓋 個数.....10</p>	<p>10.6.1.1.3 主要設備 (5) 取水路点検用開口部浸水防止蓋 津波が取水路の点検用開口部から津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、取水路の点検用開口部に浸水防止蓋を設置する。取水路点検用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (9) 取水路点検用開口部浸水防止蓋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>浸水防止蓋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	種類	浸水防止蓋	材料	ステンレス鋼	個数	10	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）</p> <p>1.3 津波防護対策</p> <p>(1) 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>＜中略＞</p> <p>評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S A用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>取水路点検用開口部 浸水防止蓋 1, 10</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主</td> <td>た</td> <td>て</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>要</td> <td>横</td> <td>横</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>寸</td> <td>法</td> <td>さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>料</td> <td>—</td> <td>3820*</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>870*</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>29.75 以上 (30.0*)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>SUS304</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : 公称値を示す。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	取水路点検用開口部 浸水防止蓋 1, 10	主	た	て	mm	要	横	横	mm	寸	法	さ	mm	材	料	—	3820*				870*				29.75 以上 (30.0*)				SUS304	<p>工事の計画の「取水路点検用開口部浸水防止蓋1, 10」、「取水路点検用開口部浸水防止蓋2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9」は、それぞれ個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数10」と整合している。</p>
種類	浸水防止蓋																																												
材料	ステンレス鋼																																												
個数	10																																												
名 称		変 更 前	変 更 後																																										
種	類	—	取水路点検用開口部 浸水防止蓋 1, 10																																										
主	た	て	mm																																										
要	横	横	mm																																										
寸	法	さ	mm																																										
材	料	—	3820*																																										
			870*																																										
			29.75 以上 (30.0*)																																										
			SUS304																																										

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備 5. 浸水防護施設に係る次の事項 1. 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料	整合性	備考																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">名 称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td rowspan="4">—</td> <td>貯水路点検用開口部 浸水防止蓋 <u>2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9</u></td> </tr> <tr> <td>主</td> <td>た</td> <td>て mm</td> <td>浸水防止蓋</td> </tr> <tr> <td>要</td> <td>横</td> <td>mm</td> <td>3820*</td> </tr> <tr> <td>寸</td> <td>厚</td> <td>さ mm</td> <td>1535*</td> </tr> <tr> <td>法</td> <td>材</td> <td>料 —</td> <td>49.75 以上 (50.0*)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>SUS304</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : 公称値を示す。</p>	名 称			変更前	変更後	種	類	—	—	貯水路点検用開口部 浸水防止蓋 <u>2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9</u>	主	た	て mm	浸水防止蓋	要	横	mm	3820*	寸	厚	さ mm	1535*	法	材	料 —	49.75 以上 (50.0*)					SUS304		
名 称			変更前	変更後																															
種	類	—	—	貯水路点検用開口部 浸水防止蓋 <u>2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9</u>																															
主	た	て mm		浸水防止蓋																															
要	横	mm		3820*																															
寸	厚	さ mm		1535*																															
法	材	料 —	49.75 以上 (50.0*)																																
				SUS304																															

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																								
<p>海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁 個数.....2</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (10) 海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁 種類 逆流防止設備（逆止弁） 材料 ステンレス鋼 個数 2</p>	<p>10.6.1.3 主要設備 (6) 海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁 津波が海水ポンプグランドドレン排出口から海水ポンプ室に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、海水ポンプグランドドレン排出口に逆止弁を設置する。海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁の設計においては、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。</p>	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針） 1.3 津波防護対策 (1) 敷地への浸水防止（外郭防護） a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護） (b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 ＜中略＞ 評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、<u>海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁</u>、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S A用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備 5 浸水防護施設に係る次の事項 1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>—</th> <th>海水ポンプグランドドレン 排出口逆止弁1, 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>呼 び 径</td> <td>—</td> <td>逆流防止設備（逆止弁）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>80 A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>132*</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>SUS316L</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *：公称値を示す。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	海水ポンプグランドドレン 排出口逆止弁1, 2	主 要 寸 法	呼 び 径	—	逆流防止設備（逆止弁）		高 さ	mm	80 A		材 料	—	132*				SUS316L		工事の計画の「海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁1, 2」は、それぞれ個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数2」と整合している。
名 称		変 更 前	変 更 後																									
種	類	—	海水ポンプグランドドレン 排出口逆止弁1, 2																									
主 要 寸 法	呼 び 径	—	逆流防止設備（逆止弁）																									
	高 さ	mm	80 A																									
	材 料	—	132*																									
			SUS316L																									

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																									
<p>取水ピット空気抜き配管逆止弁 個数.....3</p>	<p>10.6.1.1.3 主要設備 (7) 取水ピット空気抜き配管逆止弁</p> <p>津波が取水ピット空気抜き配管から循環水ポンプ室に流入することを防止することにより、隣接する海水ポンプ室に浸水することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、取水ピット空気抜き配管に逆止弁を設置する。取水ピット空気抜き配管逆止弁の設計においては、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (11) 取水ピット空気抜き配管逆止弁</p> <table> <tr> <td>種類</td> <td>逆流防止設備（逆止弁）</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>3</td> </tr> </table>	種類	逆流防止設備（逆止弁）	材料	ステンレス鋼	個数	3	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）</p> <p>1.3 津波防護対策</p> <p>(1) 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>＜中略＞</p> <p>評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S A用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">取水ピット空気抜き配管 逆止弁 1, 2, 3</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>—</th> <th>逆流防止設備（逆止弁）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主</td> <td>呼 び 径</td> <td>—</td> <td>100 A</td> </tr> <tr> <td>要</td> <td>弁 本 体 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>6.8 以上 (9.0*)</td> </tr> <tr> <td>寸</td> <td>弁 盖 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>22.0 以上 (22.0*)</td> </tr> <tr> <td>法</td> <td>弁 本 体</td> <td>—</td> <td>SCS16A</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>弁 盖</td> <td>—</td> <td>SCS16A</td> </tr> <tr> <td>料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : 公称値を示す。</p>			変更前	変更後	名 称		取水ピット空気抜き配管 逆止弁 1, 2, 3		種	類	—	逆流防止設備（逆止弁）	主	呼 び 径	—	100 A	要	弁 本 体 厚 さ	mm	6.8 以上 (9.0*)	寸	弁 盖 厚 さ	mm	22.0 以上 (22.0*)	法	弁 本 体	—	SCS16A	材	弁 盖	—	SCS16A	料				<p>工事の計画の「取水ピット空気抜き配管逆止弁1, 2, 3」は、それぞれ個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数3」と整合している。</p>
種類	逆流防止設備（逆止弁）																																												
材料	ステンレス鋼																																												
個数	3																																												
		変更前	変更後																																										
名 称		取水ピット空気抜き配管 逆止弁 1, 2, 3																																											
種	類	—	逆流防止設備（逆止弁）																																										
主	呼 び 径	—	100 A																																										
要	弁 本 体 厚 さ	mm	6.8 以上 (9.0*)																																										
寸	弁 盖 厚 さ	mm	22.0 以上 (22.0*)																																										
法	弁 本 体	—	SCS16A																																										
材	弁 盖	—	SCS16A																																										
料																																													

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																			
<p>放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋 個数.....3</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (12) 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋 種類 浸水防止蓋 材料 炭素鋼 個数 3</p>	<p>10.6.1.3 主要設備 (8) 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋 津波が放水路ゲートの点検用開口部から津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、放水路ゲートの点検用開口部に浸水防止蓋を設置する。放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。</p>	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針） 1.3 津波防護対策 (1) 敷地への浸水防止（外郭防護） a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護） (b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 ＜中略＞ 評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S A用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備 5 浸水防護施設に係る次の事項 1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">放水路ゲート点検用開口部 浸水防止蓋1, 2, 3</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>—</th> <th>浸水防止蓋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>た</td> <td>て</td> <td>mm</td> <td>1350*</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横</td> <td>mm</td> <td>4900*</td> </tr> <tr> <td>主</td> <td>高</td> <td>さ</td> <td>322*</td> </tr> <tr> <td>要</td> <td>ス</td> <td>キンブレート厚さ</td> <td>22以上(22*)</td> </tr> <tr> <td>寸</td> <td>材</td> <td>料</td> <td>SM490</td> </tr> <tr> <td>法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : 公称値を示す。</p>			変更前	変更後	名 称		放水路ゲート点検用開口部 浸水防止蓋1, 2, 3		種	類	—	浸水防止蓋	た	て	mm	1350*		横	mm	4900*	主	高	さ	322*	要	ス	キンブレート厚さ	22以上(22*)	寸	材	料	SM490	法				<p>工事の計画の「放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋1, 2, 3」は、それぞれ個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数3」と整合している。</p>
		変更前	変更後																																				
名 称		放水路ゲート点検用開口部 浸水防止蓋1, 2, 3																																					
種	類	—	浸水防止蓋																																				
た	て	mm	1350*																																				
	横	mm	4900*																																				
主	高	さ	322*																																				
要	ス	キンブレート厚さ	22以上(22*)																																				
寸	材	料	SM490																																				
法																																							

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																										
<p>S A用海水ピット開口部浸水防止蓋 個数.....6</p>	<p>10.6.1.3 主要設備 (9) S A用海水ピット開口部浸水防止蓋</p> <p>津波が S A用海水ピットの開口部から津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、S A用海水ピットの開口部に浸水防止蓋を設置する。S A用海水ピット開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (13) S A用海水ピット開口部浸水防止蓋</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>浸水防止蓋</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>炭素鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>6</td> </tr> </table>	種類	浸水防止蓋	材料	炭素鋼	個数	6	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）</p> <p>1.3 津波防護対策</p> <p>(1) 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S A用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">変 更 前</th> <th colspan="2">変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>規格</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>蓋</td> <td>たて 幅</td> <td>mm</td> <td>S A用海水ピット開口部浸水 防止蓋 1, 2, 3, 4, 5, 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>横 高さ</td> <td>mm</td> <td>浸水防止蓋</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>スキンプレート厚さ</td> <td>mm</td> <td>1320*</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 屋</td> <td>たて 幅</td> <td>mm</td> <td>1960*</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>横 高さ</td> <td>mm</td> <td>219*</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>スキンプレート厚さ</td> <td>mm</td> <td>13 以上 (13*)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>材 料</td> <td>蓋</td> <td>—</td> <td>460*</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>小 屋</td> <td>—</td> <td>320*</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>167*</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>スキンプレート厚さ</td> <td>mm</td> <td>13 以上 (13*)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>SM400</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>SM400</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : 公称値を示す。</p>	名 称	変 更 前		変 更 後		種	類	規格	規格	主 要 寸 法	蓋	たて 幅	mm	S A用海水ピット開口部浸水 防止蓋 1, 2, 3, 4, 5, 6			横 高さ	mm	浸水防止蓋			スキンプレート厚さ	mm	1320*		小 屋	たて 幅	mm	1960*			横 高さ	mm	219*			スキンプレート厚さ	mm	13 以上 (13*)		材 料	蓋	—	460*			小 屋	—	320*			高さ	mm	167*			スキンプレート厚さ	mm	13 以上 (13*)			—	—	SM400			—	—	SM400	<p>工事の計画の「S A用海水ピット開口部浸水防護蓋 1, 2, 3, 4, 5, 6」は、それぞれ個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数6」と整合している。</p>
種類	浸水防止蓋																																																																													
材料	炭素鋼																																																																													
個数	6																																																																													
名 称	変 更 前		変 更 後																																																																											
	種	類	規格	規格																																																																										
主 要 寸 法	蓋	たて 幅	mm	S A用海水ピット開口部浸水 防止蓋 1, 2, 3, 4, 5, 6																																																																										
		横 高さ	mm	浸水防止蓋																																																																										
		スキンプレート厚さ	mm	1320*																																																																										
	小 屋	たて 幅	mm	1960*																																																																										
		横 高さ	mm	219*																																																																										
		スキンプレート厚さ	mm	13 以上 (13*)																																																																										
	材 料	蓋	—	460*																																																																										
		小 屋	—	320*																																																																										
		高さ	mm	167*																																																																										
		スキンプレート厚さ	mm	13 以上 (13*)																																																																										
		—	—	SM400																																																																										
		—	—	SM400																																																																										

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																
<p>緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋 個数.....1</p>	<p>10.6.1.3 主要設備 (10) 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋</p> <p>津波が緊急用海水ポンプピットの点検用開口部から緊急用海水ポンプ室に流入することを防止することにより、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、緊急用海水ポンプピットの点検用開口部に浸水防止蓋を設置する。緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、地震（余震）との組合せを適切に考慮する。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (14) 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>浸水防止蓋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	種類	浸水防止蓋	材料	ステンレス鋼	個数	1	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）</p> <p>1.3 津波防護対策</p> <p>(1) 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S A用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>—</th> <th>緊急用海水ポンプピット 点検用開口部浸水防止蓋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">主 要 寸 法</td> <td>た て</td> <td>mm</td> <td>浸水防止蓋</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>980*</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>150*</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スキンプレート厚さ</td> <td>mm</td> <td>13.0 以上 (13.0*)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">材 料</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *：公称値を示す。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	緊急用海水ポンプピット 点検用開口部浸水防止蓋	主 要 寸 法	た て	mm	浸水防止蓋	横	mm	980*	高 さ	mm	150*	スキンプレート厚さ		mm	13.0 以上 (13.0*)	材 料		—	SUS304		工事の計画の「緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。
種類	浸水防止蓋																																			
材料	ステンレス鋼																																			
個数	1																																			
名 称		変 更 前	変 更 後																																	
種	類	—	緊急用海水ポンプピット 点検用開口部浸水防止蓋																																	
主 要 寸 法	た て	mm	浸水防止蓋																																	
	横	mm	980*																																	
	高 さ	mm	150*																																	
スキンプレート厚さ		mm	13.0 以上 (13.0*)																																	
材 料		—	SUS304																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																			
<p><u>緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁</u> 個数.....1</p>	<p>10.6.1.3 主要設備            (11) <u>緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁</u>            津波が緊急用海水ポンプグランドドレン排出口から緊急用海水ポンプ室に流入することを防止することにより、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口に逆止弁を設置する。緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁の設計においては、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、地震（余震）との組合せを適切に考慮する。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様            (15) <u>緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁</u>            種類 逆流防止設備（逆止弁）            材料 ステンレス鋼            個数.....1.</p>	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）            1.3 津波防護対策            (1) 敷地への浸水防止（外郭防護1）            a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1）            (b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止            &lt;中略&gt;            評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S A用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、<u>緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁</u>及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。            &lt;中略&gt;</p> <p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備            5 浸水防護施設に係る次の事項            1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">名 称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>—</th> <th>—</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主</td> <td>呼 び 径</td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁</u></td> </tr> <tr> <td>要</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>80 A</td> <td>逆流防止設備（逆止弁）</td> </tr> <tr> <td>寸</td> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>132*</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>法</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *：公称値を示す。</p>	名 称			変更前	変更後	種	類	—	—	—	主	呼 び 径	—	—	<u>緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁</u>	要	—	—	80 A	逆流防止設備（逆止弁）	寸	高 さ	mm	132*	—	法	—	—	SUS316L	—	材	料	—			<p>工事の計画の「緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。</p>	
名 称			変更前	変更後																																			
種	類	—	—	—																																			
主	呼 び 径	—	—	<u>緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁</u>																																			
要	—	—	80 A	逆流防止設備（逆止弁）																																			
寸	高 さ	mm	132*	—																																			
法	—	—	SUS316L	—																																			
材	料	—																																					

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																												
<u>緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁</u> 個数.....1	<p>10.6.1.3 主要設備  (12) <u>緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁</u></p> <p>津波が緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口から緊急用海水ポンプ室に流入することを防止することにより、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、緊急用海水ポンプ室の床ドレン排出口に逆止弁を設置する。緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設計においては、基準地震動 S<sub>s</sub>による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、地震（余震）との組合せを適切に考慮する。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様  (16) <u>緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁</u></p> <table> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>逆流防止設備（逆止弁）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	種類	逆流防止設備（逆止弁）	材料	ステンレス鋼	個数	1	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）</p> <p>1.3 津波防護対策</p> <p>(1) 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>a. 基準津波に対する敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S A用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">名 称</th> <th rowspan="4">—</th> <th>緊急用海水ポンプ室 床ドレン排出口逆止弁</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>—</th> <th>逆流防止設備（逆止弁）</th> </tr> <tr> <th>主 要 寸 法</th> <th>呼 び 径</th> <th>80 A</th> </tr> <tr> <th>高 さ</th> <th>mm</th> <th>132*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>SUS316L</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *：公称値を示す。</p>				変更前	変更後	名 称			—	緊急用海水ポンプ室 床ドレン排出口逆止弁	種 類	—	逆流防止設備（逆止弁）	主 要 寸 法	呼 び 径	80 A	高 さ	mm	132*	材 料	—	SUS316L		工事の計画の「緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。
種類	逆流防止設備（逆止弁）																															
材料	ステンレス鋼																															
個数	1																															
			変更前	変更後																												
名 称			—	緊急用海水ポンプ室 床ドレン排出口逆止弁																												
種 類	—	逆流防止設備（逆止弁）																														
主 要 寸 法	呼 び 径	80 A																														
高 さ	mm	132*																														
材 料	—	SUS316L																														

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋<small>〔(3)(ii)a-(7) 〔(又)(3)(ii)b、内部溢水に対する防護設備」と兼用〕 個数.....3</small></p>	<p>10.6.1.3 主要設備            (13) 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋</p> <p>海水ポンプ室ケーブル点検口から浸水防護重点化範囲への溢水の流入を防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、海水ポンプ室のケーブル点検口に浸水防止蓋を設置する。海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋の設計においては、基準地震動 <math>S_s</math>による地震力に対して浸水防護機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防護機能が十分に保持できる設計とする。</p>	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）            1.3 津波防護対策            (3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）            a. 基準津波による影響防止            (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策            経路からの津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に、浸水防護重点化範囲への溢水の可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については、地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水のうち、津波による影響を受けない範囲の評価については、「2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に示す。</p> <p>評価の結果、浸水防護重点化範囲への溢水の可能性のある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基準対象施設の浸水防護設備として、<u>海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋</u>、常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部止水処置、原子炉建屋境界地下階貫通部止水処置及び常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置を実施する設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設の浸水防護設備として、設計基準対象施設の浸水防護設備に加え、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する設計とする。</p> <p>また、浸水防護設備として設置する水密扉については、津波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>内郭防護として設置及び実施する浸水防護設備については、貫通部、開口部等の一部分のみが浸水範囲となる場合においても貫通部、開口部等の全体を浸水防護することにより、浸水評価に対して裕度を確保する設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																														
	<p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様        (17) 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋</p> <table> <tr> <td>種類</td><td>浸水防止蓋</td></tr> <tr> <td>材料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> <tr> <td>個数</td><td>3</td></tr> </table>	種類	浸水防止蓋	材料	ステンレス鋼	個数	3	<p>【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項</p> <p>2 内郭浸水防護設備に係る次の事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td><td>類</td><td>—</td><td>海水ポンプ室ケーブル点検口 浸水防止蓋1, 2, 3</td></tr> <tr> <td>主 要 寸 寸</td><td>た て</td><td>mm</td><td>浸水防止蓋 1200*</td></tr> <tr> <td>法</td><td>横</td><td>mm</td><td>850*</td></tr> <tr> <td></td><td>厚</td><td>さ</td><td>17.75以上(18.0*)</td></tr> <tr> <td>材</td><td>料</td><td>—</td><td>SUS304</td></tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td><td>系 統 (ライ ン 名)</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td>設 置 床</td><td>—</td><td>海水ポンプ室 EL. 0.80 m</td></tr> <tr> <td></td><td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td>溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>注記 * : 公称値を示す。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	海水ポンプ室ケーブル点検口 浸水防止蓋1, 2, 3	主 要 寸 寸	た て	mm	浸水防止蓋 1200*	法	横	mm	850*		厚	さ	17.75以上(18.0*)	材	料	—	SUS304	取 付 箇 所	系 統 (ライ ン 名)	—	—		設 置 床	—	海水ポンプ室 EL. 0.80 m		溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—		溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—	<p>工事の計画の「海水ポンプ室ケーブル点検口 浸水防止蓋1, 2, 3」は、それぞれ個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数3」と整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文）の②(3)(ii)a-⑦では、「a. 津波に対する防護設備」と「b. 内部溢水に対する防護設備」の兼用を記載しており、工事の計画においては「2. 内郭浸水防護設備」として整理しており整合している。</p>	
種類	浸水防止蓋																																																	
材料	ステンレス鋼																																																	
個数	3																																																	
名 称		変 更 前	変 更 後																																															
種	類	—	海水ポンプ室ケーブル点検口 浸水防止蓋1, 2, 3																																															
主 要 寸 寸	た て	mm	浸水防止蓋 1200*																																															
法	横	mm	850*																																															
	厚	さ	17.75以上(18.0*)																																															
材	料	—	SUS304																																															
取 付 箇 所	系 統 (ライ ン 名)	—	—																																															
	設 置 床	—	海水ポンプ室 EL. 0.80 m																																															
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																															
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																															

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																					
<b>緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋</b> <input checked="" type="checkbox"/> (3) (ii) a-⑧ <small>((又(3)(ii)b、内部溢水に対する防護設備」と兼用)個数.....1</small>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設            10.6.1.2.3 主要設備            (14) 緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋</p> <p>緊急用海水ポンプ点検用開口部から浸水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止し、津波防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）が機能喪失しない設計とするため、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋を設置する。緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して浸水防護機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重、その他自然条件（積雪等）及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防護機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様</p> <p>(18) 緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>浸水防止蓋</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	種類	浸水防止蓋	材料	ステンレス鋼	個数	1	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）</p> <p>1.3 津波防護対策            (3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）            a. 基準津波による影響防止            b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策  <small>&lt;中略&gt;</small></p> <p>評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基準対象施設の浸水防護設備として、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋、常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部止水処置、原子炉建屋境界地下階貫通部止水処置及び常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置を実施する設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設の浸水防護設備として、設計基準対象施設の浸水防護設備に加え、<b>緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋</b>、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防護蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する設計とする。  <small>&lt;中略&gt;</small></p> <p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td><b>緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋*</b></td> </tr> <tr> <td>主寸法</td> <td>たて mm 横 mm 高さ mm スキンプレート厚さ mm</td> <td>2740*<sup>2</sup> 6720*<sup>2</sup> 342*<sup>2</sup> 12.0以上 (12.0*<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>系統名 (ライセンス) 設置床 溢水防護上位画番号 溢水防護上位の配慮が必要な高さ</td> <td>— 緊急用海水ポンプビット EL. 8.00 m —</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：内郭浸水防護設備と兼用する。            *2：公称値を示す。            *3：内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。</p>	名 称	変 更 前	変 更 後	種類	—	<b>緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋*</b>	主寸法	たて mm 横 mm 高さ mm スキンプレート厚さ mm	2740* <sup>2</sup> 6720* <sup>2</sup> 342* <sup>2</sup> 12.0以上 (12.0* <sup>2</sup> )	材 料	—	SUS304	取付箇所	系統名 (ライセンス) 設置床 溢水防護上位画番号 溢水防護上位の配慮が必要な高さ	— 緊急用海水ポンプビット EL. 8.00 m —		
種類	浸水防止蓋																								
材料	ステンレス鋼																								
個数	1																								
名 称	変 更 前	変 更 後																							
種類	—	<b>緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋*</b>																							
主寸法	たて mm 横 mm 高さ mm スキンプレート厚さ mm	2740* <sup>2</sup> 6720* <sup>2</sup> 342* <sup>2</sup> 12.0以上 (12.0* <sup>2</sup> )																							
材 料	—	SUS304																							
取付箇所	系統名 (ライセンス) 設置床 溢水防護上位画番号 溢水防護上位の配慮が必要な高さ	— 緊急用海水ポンプビット EL. 8.00 m —																							
				<p>工事の計画の「緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。</p> <p>工事の計画の<input checked="" type="checkbox"/> a-⑧は、設置変更許可申請書（本文）の<input checked="" type="checkbox"/> (ii) a-⑧と同義であり整合している。</p>																					

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																											
<p>緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋<sup>(3) (ii)a</sup> ⑨.〔<sup>(3) (ii)</sup>b...内部溢水に対する防護設備」と兼用〕 個 数 ..... 1</p> <p style="text-align: center;">第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (19) 緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>種類</td> <td>逆流防止蓋</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	種類	逆流防止蓋	材料	ステンレス鋼	個数	1	<p>10.6.1.2.3 主要設備 (15) 緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋 緊急用海水ポンプ室人員用開口部から浸水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止し、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）が機能喪失しない設計とするため、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋を設置する。緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動 <math>S_5</math> による地震力に対して浸水防護機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重、その他自然条件（積雪等）及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防護機能が十分に保持できる設計とする。</p>	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針） 1.3 津波防護対策 (3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止（内郭防護） a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 ＜中略＞ 評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基準対象施設の浸水防護設備として、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋、常設代替高压電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部止水処置、原子炉建屋境界地下階貫通部止水処置及び常設代替高压電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置を実施する設計とする。 また、重大事故等対処施設の浸水防護設備として、設計基準対象施設の浸水防護設備に加え、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する設計とする。 ＜中略＞ 【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備 5 浸水防護施設に係る次の事項 1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2"><sup>緊急用海水ポンプ室人員用 開口部浸水防止蓋<sup>*1</sup></sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主 要 寸 法</td> <td>た</td> <td>て</td> <td>mm 1370<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>1370<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>さ</td> <td>mm 160<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>スキンプレート厚さ</td> <td>mm</td> <td>10.0以上(10.0<sup>*3</sup>) SUS304</td> </tr> <tr> <td colspan="2">材 料</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">設 置 箇 所</td> <td>系 統 (ラ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>緊急用海水ポンプビット EL. 8.00 m</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：内郭浸水防護設備と兼用する。 *2：公称値を示す。 *3：内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。</p> <p style="text-align: right;"><sup>(3) (ii) a-⑨</sup></p>			変更前	変更後	名 称		<sup>緊急用海水ポンプ室人員用 開口部浸水防止蓋<sup>*1</sup></sup>		主 要 寸 法	た	て	mm 1370 <sup>*2</sup>	横	mm	1370 <sup>*2</sup>	高	さ	mm 160 <sup>*2</sup>	スキンプレート厚さ	mm	10.0以上(10.0 <sup>*3</sup> ) SUS304	材 料		—		設 置 箇 所	系 統 (ラ イ ン 名 )	—	緊急用海水ポンプビット EL. 8.00 m	設 置 床	—	—	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—	<p>工事の計画の「緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。</p> <p>工事の計画の<sup>(3) (ii) a-⑨</sup>は、設置変更許可申請書（本文）の<sup>(3) (ii) a-⑨</sup>と同義であり整合している。</p>
種類	逆流防止蓋																																														
材料	ステンレス鋼																																														
個数	1																																														
		変更前	変更後																																												
名 称		<sup>緊急用海水ポンプ室人員用 開口部浸水防止蓋<sup>*1</sup></sup>																																													
主 要 寸 法	た	て	mm 1370 <sup>*2</sup>																																												
	横	mm	1370 <sup>*2</sup>																																												
	高	さ	mm 160 <sup>*2</sup>																																												
	スキンプレート厚さ	mm	10.0以上(10.0 <sup>*3</sup> ) SUS304																																												
材 料		—																																													
設 置 箇 所	系 統 (ラ イ ン 名 )	—	緊急用海水ポンプビット EL. 8.00 m																																												
	設 置 床	—	—																																												
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																												
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																												

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																															
<p>格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ</p> <p>(3) (ii)a-⑩ (「又(3)(ii)b...内部溢水に対する防護設備」と兼用)... 個数.....2</p>	<p>10.6.1.2.3 主要設備</p> <p>(16) 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ 緊急用海水ポンプ点検用開口部から浸水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止し、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）が機能喪失しない設計とするため、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋を設置する。緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動 <math>S_s</math>による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重、その他自然条件（積雪等）及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様</p> <p>(20) 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ 種類 水密ハッチ 材料 ステンレス鋼 個数.....2</p>	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）</p> <p>1.3 津波防護対策</p> <p>(3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）</p> <p>a. 基準津波による影響防止 b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 ＜中略＞</p> <p>また、重大事故等対処施設の浸水防護設備として、設計基準対象施設の浸水防護設備に加え、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">変 更 前</th> <th colspan="2">変 更 後</th> </tr> <tr> <th>格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ 直検用水密ハッチA<sup>*1</sup></th> <th>—</th> <th>格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ 直検用水密ハッチB<sup>*1</sup></th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水密ハッチ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>水密ハッチ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2580<sup>*2</sup></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2320<sup>*2</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2320<sup>*2</sup></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>29.5 以上 (30<sup>*3</sup>)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>760<sup>*2</sup></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>760<sup>*2</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>21.5 以上 (22<sup>*3</sup>)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>21.5 以上 (22<sup>*3</sup>)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>SUS304</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>SUS304</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力逃がし装置格納槽 EL. 8.00 m</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 <small>※1: 内部設外防護装置と連用する。 ※2: 公称値を示す。 ※3: 内部設水防護設備に使用する場合の記載事項。</small></p> <p>又(3)(ii)a-⑩</p>	名 称	変 更 前		変 更 後		格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ 直検用水密ハッチA <sup>*1</sup>	—	格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ 直検用水密ハッチB <sup>*1</sup>	—	水密ハッチ	—	—	水密ハッチ	—	2580 <sup>*2</sup>	—	—	2320 <sup>*2</sup>	—	2320 <sup>*2</sup>	—	—	29.5 以上 (30 <sup>*3</sup> )	—	760 <sup>*2</sup>	—	—	760 <sup>*2</sup>	—	21.5 以上 (22 <sup>*3</sup> )	—	—	21.5 以上 (22 <sup>*3</sup> )	—	SUS304	—	—	SUS304	—	SUS304	—	—	SUS304	—	—	—	—	—	—	格納容器圧力逃がし装置格納槽 EL. 8.00 m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	工事の計画の「格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ AJ、「格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチB」は、それぞれ個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数2」と整合している。 <p>工事の計画の又(3)(ii)a-⑩は、設置変更許可申請書（本文）の又(3)(ii)a-⑩と同義であり整合している。</p>
名 称	変 更 前			変 更 後																																																															
	格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ 直検用水密ハッチA <sup>*1</sup>	—	格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ 直検用水密ハッチB <sup>*1</sup>	—																																																															
水密ハッチ	—	—	水密ハッチ	—																																																															
2580 <sup>*2</sup>	—	—	2320 <sup>*2</sup>	—																																																															
2320 <sup>*2</sup>	—	—	29.5 以上 (30 <sup>*3</sup> )	—																																																															
760 <sup>*2</sup>	—	—	760 <sup>*2</sup>	—																																																															
21.5 以上 (22 <sup>*3</sup> )	—	—	21.5 以上 (22 <sup>*3</sup> )	—																																																															
SUS304	—	—	SUS304	—																																																															
SUS304	—	—	SUS304	—																																																															
—	—	—	—	—																																																															
格納容器圧力逃がし装置格納槽 EL. 8.00 m	—	—	—	—																																																															
—	—	—	—	—																																																															
—	—	—	—	—																																																															

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																																	
		<p>5 浸水防護施設に係る次の事項</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">変 更 前</th> <th style="text-align: center;">変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">格納容器圧力逃がし装置格納槽 点検用水密ハッチB*1</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">種 類</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">水密ハッチ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">主 要 寸 法</td> <td style="text-align: center;">蓋</td> <td style="text-align: center;">た</td> <td style="text-align: center;">て</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td style="text-align: center;">2130*2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">板</td> <td style="text-align: center;">横</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td style="text-align: center;">2620*2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">厚</td> <td style="text-align: center;">さ</td> <td style="text-align: center;">さ</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td style="text-align: center;">29.5 以上 (30*2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">小</td> <td style="text-align: center;">外</td> <td style="text-align: center;">径</td> <td style="text-align: center;">径</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td style="text-align: center;">760*2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">扉</td> <td style="text-align: center;">厚</td> <td style="text-align: center;">さ</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td style="text-align: center;">21.5 以上 (22*2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">材 料</td> <td style="text-align: center;">蓋</td> <td style="text-align: center;">板</td> <td style="text-align: center;">板</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">SUS304</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小</td> <td style="text-align: center;">扉</td> <td style="text-align: center;">扉</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">SUS304</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">a3 取 付 箇 所</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">設 置 床</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">格納容器圧力逃がし装置格納槽 EL. 8.00 m</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">溢 水 防 護 上 の 配 處 が 必 要 な 高 さ</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注記 <u>*1: 内郭浸水防護設備と連携する。</u>  *2: 公称値を示す。  *3: 内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(3) (ii) a-⑩</p>	名 称				変 更 前	変 更 後					-	格納容器圧力逃がし装置格納槽 点検用水密ハッチB*1	種 類				-	水密ハッチ	主 要 寸 法	蓋	た	て	mm	2130*2	板	横		mm	2620*2	厚	さ	さ	mm	29.5 以上 (30*2)	小	外	径	径	mm	760*2	扉	厚	さ	mm	21.5 以上 (22*2)	材 料	蓋	板	板	-	SUS304	小	扉	扉	-	SUS304	a3 取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )				-	-	設 置 床				-	格納容器圧力逃がし装置格納槽 EL. 8.00 m	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号				-	-	溢 水 防 護 上 の 配 處 が 必 要 な 高 さ				-	-		
名 称				変 更 前	変 更 後																																																																																
				-	格納容器圧力逃がし装置格納槽 点検用水密ハッチB*1																																																																																
種 類				-	水密ハッチ																																																																																
主 要 寸 法	蓋	た	て	mm	2130*2																																																																																
	板	横		mm	2620*2																																																																																
	厚	さ	さ	mm	29.5 以上 (30*2)																																																																																
小	外	径	径	mm	760*2																																																																																
	扉	厚	さ	mm	21.5 以上 (22*2)																																																																																
材 料	蓋	板	板	-	SUS304																																																																																
	小	扉	扉	-	SUS304																																																																																
a3 取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )				-	-																																																																															
	設 置 床				-	格納容器圧力逃がし装置格納槽 EL. 8.00 m																																																																															
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号				-	-																																																																															
溢 水 防 護 上 の 配 處 が 必 要 な 高 さ				-	-																																																																																

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																
<p>常設低圧代替注水系格納槽点検用密ハッチ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(3) (ii)a</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(11) 「<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(3) (ii)b</span>、内部溢水に対する防護設備」と兼用)</span></p> <p>個数 ..... 1</p>	<p>10.6.1.2.3 主要設備  (17) 常設低圧代替注水系格納槽点検用密ハッチ</p> <p>常設低圧代替注水系格納槽点検用開口部から浸水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止し、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）が機能喪失しない設計とするため、常設低圧代替注水系格納槽点検用密ハッチを設置する。常設低圧代替注水系格納槽点検用密ハッチの設計においては、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して浸水防護機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重、その他自然条件（積雪等）及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防護機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様  (21) 常設低圧代替注水系格納槽点検用密ハッチ</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>水密ハッチ</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	種類	水密ハッチ	材料	ステンレス鋼	個数	1	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）</p> <p>1.3 津波防護対策  (3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）  a. 基準津波による影響防止  (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策  &lt;中略&gt;</p> <p>また、重大事故等対処施設の浸水防護設備として、設計基準対象施設の浸水防護設備に加え、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防護蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防護蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する設計とする。  &lt;中略&gt;</p> <p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備  5 浸水防護施設に係る次の事項  1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">種 類</th> <th>常設低圧代替注水系格納槽点検用密ハッチ<sup>*1</sup></th> <th>水密ハッチ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">主 要 寸 法</td> <td>蓋</td> <td>た て</td> <td>mm</td> <td>3080<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>板</td> <td>横</td> <td>mm</td> <td>3320<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>29.5 以上 (30<sup>*3</sup>)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小</td> <td>外</td> <td>径</td> <td>mm</td> <td>760<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>屏</td> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>21.5 以上 (22<sup>*3</sup>)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>蓋</td> <td>板</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>屏</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">*3 取付箇所</td> <td>系 統 名 (ライイン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>常設低圧代替注水系格納槽 EL. 8.00 m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 配 憲 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 内郭浸水防護設備と兼用する。  *2: 公称値を示す。  *3: 内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(3) (ii)a-11</span></p>	名 称			変 更 前	変 更 後	種 類			常設低圧代替注水系格納槽点検用密ハッチ <sup>*1</sup>	水密ハッチ	主 要 寸 法	蓋	た て	mm	3080 <sup>*2</sup>	板	横	mm	3320 <sup>*2</sup>	厚	さ	mm	29.5 以上 (30 <sup>*3</sup> )	小	外	径	mm	760 <sup>*2</sup>	屏	厚	さ	mm	21.5 以上 (22 <sup>*3</sup> )	材 料	蓋	板	—	SUS304	小	屏	—	SUS304	*3 取付箇所	系 統 名 (ライイン名)	—	—	—	設 置 床	—	常設低圧代替注水系格納槽 EL. 8.00 m	—	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	—	溢 水 防 護 上 の 配 憲 が 必 要 な 高 さ	—	—	—	<p>工事の計画の「常設低圧代替注水系格納槽点検用密ハッチ」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。</p> <p>工事の計画の<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(3) (ii)</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">a-11</span>は、設置変更許可申請書（本文）の<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(3) (ii)a-11</span>と同義であり整合している。</p>
種類	水密ハッチ																																																																			
材料	ステンレス鋼																																																																			
個数	1																																																																			
名 称			変 更 前	変 更 後																																																																
種 類			常設低圧代替注水系格納槽点検用密ハッチ <sup>*1</sup>	水密ハッチ																																																																
主 要 寸 法	蓋	た て	mm	3080 <sup>*2</sup>																																																																
	板	横	mm	3320 <sup>*2</sup>																																																																
	厚	さ	mm	29.5 以上 (30 <sup>*3</sup> )																																																																
小	外	径	mm	760 <sup>*2</sup>																																																																
	屏	厚	さ	mm	21.5 以上 (22 <sup>*3</sup> )																																																															
材 料	蓋	板	—	SUS304																																																																
	小	屏	—	SUS304																																																																
*3 取付箇所	系 統 名 (ライイン名)	—	—	—																																																																
	設 置 床	—	常設低圧代替注水系格納槽 EL. 8.00 m	—																																																																
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	—																																																																
溢 水 防 護 上 の 配 憲 が 必 要 な 高 さ	—	—	—																																																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																							
<p>常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ</p> <p>(3) (ii)a-⑫ (「又(3)(ii)b...内部溢水に対する防護設備」と兼用)... 個数.....2</p>	<p>10.6.1.2.3 主要設備 (18) 常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ</p> <p>常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用開口部から浸水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止し、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）が機能喪失しない設計とするため、常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する。常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチの設計においては、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重、その他自然条件（積雪等）及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (22) 常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ</p> <p>種類 水密ハッチ 材料 ステンレス鋼 個数.....2</p>	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針） 1.3 津波防護対策 (3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護） a. 基準津波による影響防止 b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 &lt;中略&gt; また、重大事故等対処施設の浸水防止設備として、設計基準対象施設の浸水防止設備に加え、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備 5 浸水防護施設に係る次の事項 1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチA, B<sup>*1</sup></th> </tr> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th colspan="2">水密ハッチ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">主 要 寸 法</td> <td>た</td> <td>て</td> <td>mm 2580<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>幅</td> <td>mm 2320<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>厚</td> <td>さ</td> <td>mm 29.5以上 (30<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">材 料</td> <td>蓋</td> <td>板</td> <td>— SUS304</td> </tr> <tr> <td>※3 取 付 箇 所</td> <td>系 組 名 (ライイン名)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>常設低圧代替注水系格納槽 EL. 8.00 m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 <sup>*1</sup>: 内部浸水防護設備と並用する。  <sup>*2</sup>: 公称値を示す。  <sup>*3</sup>: 内部浸水防護設備に使用する場合の記載事項。</p> <p>又(3)(ii)-⑫</p>			変更前	変更後	名 称		常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチA, B <sup>*1</sup>		種 類		水密ハッチ		主 要 寸 法	た	て	mm 2580 <sup>*2</sup>	横	幅	mm 2320 <sup>*2</sup>	厚	さ	mm 29.5以上 (30 <sup>*2</sup> )	材 料	蓋	板	— SUS304	※3 取 付 箇 所	系 組 名 (ライイン名)	—	設 置 床	—	常設低圧代替注水系格納槽 EL. 8.00 m	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—			
		変更前	変更後																																								
名 称		常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチA, B <sup>*1</sup>																																									
種 類		水密ハッチ																																									
主 要 寸 法	た	て	mm 2580 <sup>*2</sup>																																								
	横	幅	mm 2320 <sup>*2</sup>																																								
	厚	さ	mm 29.5以上 (30 <sup>*2</sup> )																																								
材 料	蓋	板	— SUS304																																								
	※3 取 付 箇 所	系 組 名 (ライイン名)	—																																								
	設 置 床	—	常設低圧代替注水系格納槽 EL. 8.00 m																																								
溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																									
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																								

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																				
<p>常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉        (3) (ii)a-⑬. (「又(3)(ii)b...内部溢水に対する防護設備」と兼用)        個数.....1</p>	<p>10.6.1.3 主要設備        (14) 常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉</p> <p>常設代替高圧電源装置用カルバートの立坑部の開口部から浸水防護重点化範囲への溢水の流入を防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、常設代替高圧電源装置用カルバートの立坑部の開口部に水密扉を設置する。常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉の設計においては、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様        (23) 常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>水密扉</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>炭素鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	種類	水密扉	材料	炭素鋼	個数	1	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）        1.3 津波防護対策        (3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）        a. 基準津波による影響防止        b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策        &lt;中略&gt;        評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基準対象施設の浸水防止設備として、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋、常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部止水処置、原子炉建屋境界地下階貫通部止水処置及び常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置を実施する設計とする。        また、重大事故等対応施設の浸水防止設備として、設計基準対象施設の浸水防止設備に加え、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する設計とする。        &lt;中略&gt;</p> <p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備        5 浸水防護施設に係る次の事項        1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉</td> <td>常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉</td> </tr> <tr> <td>土 壤</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>寸 法</td> <td>高 mm 3140<sup>*2</sup></td> <td>横 mm 2440<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>板</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>科</td> <td>芯 材</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>取</td> <td>系 組 織 名 (ライシン名)</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>設 置 來</td> <td>常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）H.L.2.70 m</td> </tr> <tr> <td>箇</td> <td>深 水 防 溢 上 の 田 合 及</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>所</td> <td>深 水 防 溢 上 の 配 置 が 必 要 な 有 さ</td> <td>---</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 本項浸水防護設備と表記する。        *2: 公称値を示す。        又、本項防護設備五箇所のうち、他の四箇所が同様</p> <p>(3) (ii)a-⑬</p>	名 称	変 更 前	変 更 後	種	常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉	常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉	土 壤	---	---	寸 法	高 mm 3140 <sup>*2</sup>	横 mm 2440 <sup>*2</sup>	材 料	板	SS400	科	芯 材	SS400	取	系 組 織 名 (ライシン名)	---	付	設 置 來	常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）H.L.2.70 m	箇	深 水 防 溢 上 の 田 合 及	---	所	深 水 防 溢 上 の 配 置 が 必 要 な 有 さ	---	<p>工事の計画の「常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。</p> <p>工事の計画の(3) (ii)a-⑬は、設置変更許可申請書（本文）の(3) (ii)a-⑬と同義であり整合している。</p>	
種類	水密扉																																							
材料	炭素鋼																																							
個数	1																																							
名 称	変 更 前	変 更 後																																						
種	常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉	常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉																																						
土 壤	---	---																																						
寸 法	高 mm 3140 <sup>*2</sup>	横 mm 2440 <sup>*2</sup>																																						
材 料	板	SS400																																						
科	芯 材	SS400																																						
取	系 組 織 名 (ライシン名)	---																																						
付	設 置 來	常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）H.L.2.70 m																																						
箇	深 水 防 溢 上 の 田 合 及	---																																						
所	深 水 防 溢 上 の 配 置 が 必 要 な 有 さ	---																																						

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
原子炉建屋原子炉棟水密扉 個数.....1	<p>10.6.1.3 敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処施設</p> <p>10.6.1.3.3 主要設備</p> <p>(14) 原子炉建屋原子炉棟水密扉、原子炉建屋付属棟北側水密扉1、原子炉建屋付属棟北側水密扉2、原子炉建屋付属棟東側水密扉、原子炉建屋付属棟南側水密扉及び原子炉建屋付属棟西側水密扉</p> <p>原子炉建屋1階外壁の扉等の開口部から原子炉建屋内に敷地に遡上する津波及び溢水が地上部から流入することを防止し、原子炉建屋に内包する敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、原子炉建屋外壁の扉等の開口部に水密扉を設置する。</p> <p>原子炉建屋外壁の水密扉の設計においては、基準地震動 <math>S_s</math>による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。</p> <p>敷地に遡上する津波の地上部からの流入に対する入力津波については、原子炉建屋外壁近傍に設定した評価点において、遡上解析結果を基に保守的に設定した浸水深に、地震に伴い発生する屋外タンクからの溢水による浸水深の重畳を考慮する。また、その他自然条件（積雪、風荷重等）及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>敷地に遡上する津波の防潮堤内側への流入に伴い原子炉建屋外壁まで漂流物が到達する可能性があることから、原子炉建屋外壁に到達する可能性のある漂流物のうち最も重量のある漂流物を選定した上で漂流物衝突荷重として考慮する。</p>	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）</p> <p>1.3 津波防護対策</p> <p>(1) 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>b. 敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(a) 遡上波の地上部からの流入の防止</p> <p>防潮堤外側及び防潮堤内側の遡上波に対し、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画への地上部からの到達・流入の有無を評価する。</p> <p>評価の結果、敷地に遡上する津波は、防潮堤を越流し地上部から防護対象の建屋及び区画に到達するため、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋又は区画（常設代替高压電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側SA立坑、東側DB立坑、軽油貯蔵タンクを含む。）、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）を除く。）に対する津波防護施設として、原子炉建屋外壁並びに原子炉建屋原子炉棟水密扉、原子炉建屋付属棟西側水密扉、原子炉建屋付属棟東側水密扉、原子炉建屋付属棟南側水密扉、原子炉建屋付属棟北側水密扉1及び原子炉建屋付属棟北側水密扉2（以下「原子炉建屋水密扉」という。）を設置する設計とする。</p> <p>また、浸水防護設備として、原子炉建屋水密扉、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ、常設代替高压電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉を設置する。</p> <p>原子炉建屋1階の貫通部及び常設代替高压電源装置用カルバート（立坑部）の地下1階床面貫通部に対しては止水処置を実施する。</p> <p>敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画のうち、T.P. +11 m以上の標高の敷地に設置する常設代替高压電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側SA立坑、東側DB立坑、軽油貯蔵タンクを含む。）、緊急時対策所建屋及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）は、敷地に遡上する津波による遡上波が地上部から到達、流入しない十分高い場所に設置する設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 防潮扉の管理は、基準津波に対する管理と同じである。	整合性	備考																													
	<p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様  (24) <u>原子炉建屋原子炉棟水密扉</u></p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>水密扉</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>炭素鋼</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	種類	水密扉	材料	炭素鋼	個数	1	<p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項  1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">変 更 前</th> <th colspan="2">変 更 後</th> </tr> <tr> <th>主 要 體</th> <th>寸 法</th> <th>主 要 體</th> <th>寸 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片開き扉</td> <td>5585*2</td> <td>5400*2</td> <td>1940*2</td> <td>940*2</td> </tr> <tr> <td>SS400</td> <td>SS400</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>EL. 8.20 m</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：内部浸水防護設備と兼用する。  *2：公称値を示す。  *3：内部浸水防護設備に使用する場合の記載事項。</p>	名 称	変 更 前		変 更 後		主 要 體	寸 法	主 要 體	寸 法	片開き扉	5585*2	5400*2	1940*2	940*2	SS400	SS400	—	—	—	EL. 8.20 m	—	—	—	—	工事の計画の「原子炉建屋原子炉棟水密扉」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。
種類	水密扉																																
材料	炭素鋼																																
個数	1																																
名 称	変 更 前		変 更 後																														
	主 要 體	寸 法	主 要 體	寸 法																													
片開き扉	5585*2	5400*2	1940*2	940*2																													
SS400	SS400	—	—	—																													
EL. 8.20 m	—	—	—	—																													

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																	
原子炉建屋付属棟東側水密扉 個数.....1	<p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様            (25) 原子炉建屋付属棟東側水密扉</p> <table> <tr><td>種類</td><td>水密扉</td></tr> <tr><td>材料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> </table>	種類	水密扉	材料	ステンレス鋼	個数	1	<p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項            1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>名 称</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>種類</td><td>—</td><td>片開き扉</td></tr> <tr><td>主要寸法</td><td>たて mm 横 mm</td><td>—</td></tr> <tr><td>材料</td><td>扉 板 —</td><td>3025*1</td></tr> <tr><td></td><td>芯 材 —</td><td>1600*2</td></tr> <tr><td>*3 取付箇所</td><td>系 組 名 (ライイン名) —</td><td>SUS304</td></tr> <tr><td></td><td>設置床 —</td><td>SUS304</td></tr> <tr><td>浸水防護上の区分</td><td>上画番号 —</td><td>—</td></tr> <tr><td>浸水防護上の配慮</td><td>が必要な高さ —</td><td>EL. 8.20 m</td></tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 内部浸水防護設備と兼用する。            *2: 公称値を示す。            *3: 内部浸水防護設備に使用する場合の記載事項。</p>	名 称	変 更 前	変 更 後	種類	—	片開き扉	主要寸法	たて mm 横 mm	—	材料	扉 板 —	3025*1		芯 材 —	1600*2	*3 取付箇所	系 組 名 (ライイン名) —	SUS304		設置床 —	SUS304	浸水防護上の区分	上画番号 —	—	浸水防護上の配慮	が必要な高さ —	EL. 8.20 m	工事の計画の「原子炉建屋付属棟東側水密扉」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。	
種類	水密扉																																				
材料	ステンレス鋼																																				
個数	1																																				
名 称	変 更 前	変 更 後																																			
種類	—	片開き扉																																			
主要寸法	たて mm 横 mm	—																																			
材料	扉 板 —	3025*1																																			
	芯 材 —	1600*2																																			
*3 取付箇所	系 組 名 (ライイン名) —	SUS304																																			
	設置床 —	SUS304																																			
浸水防護上の区分	上画番号 —	—																																			
浸水防護上の配慮	が必要な高さ —	EL. 8.20 m																																			
原子炉建屋付属棟西側水密扉 個数.....1	<p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様            (26) 原子炉建屋付属棟西側水密扉</p> <table> <tr><td>種類</td><td>水密扉</td></tr> <tr><td>材料</td><td>炭素鋼</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> </table>	種類	水密扉	材料	炭素鋼	個数	1	<p>【浸水防護施設】（要目表） 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項            1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>名 称</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>種類</td><td>—</td><td>片開き扉</td></tr> <tr><td>主要寸法</td><td>たて mm 横 mm</td><td>1940*1</td></tr> <tr><td>材料</td><td>扉 板 —</td><td>1095*2</td></tr> <tr><td></td><td>芯 材 —</td><td>SS400</td></tr> <tr><td>*3 取付箇所</td><td>系 組 名 (ライイン名) —</td><td>SS400</td></tr> <tr><td></td><td>設置床 —</td><td>—</td></tr> <tr><td>浸水防護上の区分</td><td>上画番号 —</td><td>EL. 8.20 m</td></tr> <tr><td>浸水防護上の配慮</td><td>が必要な高さ —</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 内部浸水防護設備と兼用する。            *2: 公称値を示す。            *3: 内部浸水防護設備に使用する場合の記載事項。</p>	名 称	変 更 前	変 更 後	種類	—	片開き扉	主要寸法	たて mm 横 mm	1940*1	材料	扉 板 —	1095*2		芯 材 —	SS400	*3 取付箇所	系 組 名 (ライイン名) —	SS400		設置床 —	—	浸水防護上の区分	上画番号 —	EL. 8.20 m	浸水防護上の配慮	が必要な高さ —	—	工事の計画の「原子炉建屋付属棟西側水密扉」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。	
種類	水密扉																																				
材料	炭素鋼																																				
個数	1																																				
名 称	変 更 前	変 更 後																																			
種類	—	片開き扉																																			
主要寸法	たて mm 横 mm	1940*1																																			
材料	扉 板 —	1095*2																																			
	芯 材 —	SS400																																			
*3 取付箇所	系 組 名 (ライイン名) —	SS400																																			
	設置床 —	—																																			
浸水防護上の区分	上画番号 —	EL. 8.20 m																																			
浸水防護上の配慮	が必要な高さ —	—																																			

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																					
原子炉建屋付属棟南側水密扉 個数.....1	<p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様            (27) 原子炉建屋付属棟南側水密扉</p> <p>種類 水密扉 材料 炭素鋼 個数 1</p>	<p>【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項            1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>片開き扉</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>たて mm 横 mm</td> <td>2345*2 1530*2</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>扉 板 — 芯 材 —</td> <td>SS400 SS400</td> </tr> <tr> <td>*3 取付箇所</td> <td>系 統 名 (ライイン名) — 設 置 床 —</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区分</td> <td>上画番号 —</td> <td>EL. 8.20 m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 内郭浸水防護設備と兼用する。            *2: 公称値を示す。            *3: 内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。</p>	名 称	変 更 前	変 更 後	種 類	—	片開き扉	主 要 寸 法	たて mm 横 mm	2345*2 1530*2	材 料	扉 板 — 芯 材 —	SS400 SS400	*3 取付箇所	系 統 名 (ライイン名) — 設 置 床 —	—	溢水防護上の区分	上画番号 —	EL. 8.20 m	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	工事の計画の「原子炉建屋付属棟南側水密扉」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。	
名 称	変 更 前	変 更 後																							
種 類	—	片開き扉																							
主 要 寸 法	たて mm 横 mm	2345*2 1530*2																							
材 料	扉 板 — 芯 材 —	SS400 SS400																							
*3 取付箇所	系 統 名 (ライイン名) — 設 置 床 —	—																							
溢水防護上の区分	上画番号 —	EL. 8.20 m																							
溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—																							
原子炉建屋付属棟北側水密扉 1 個数.....1	<p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様            (28) 原子炉建屋付属棟北側水密扉 1</p> <p>種類 水密扉 材料 炭素鋼 個数 1</p>	<p>【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項            1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>片開き扉</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>たて mm 横 mm</td> <td>2040*2 1030*2</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>扉 板 — 芯 材 —</td> <td>SS400 SS400</td> </tr> <tr> <td>*3 取付箇所</td> <td>系 統 名 (ライイン名) — 設 置 床 —</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区分</td> <td>上画番号 —</td> <td>EL. 8.20 m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 内郭浸水防護設備と兼用する。            *2: 公称値を示す。            *3: 内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。</p>	名 称	変 更 前	変 更 後	種 類	—	片開き扉	主 要 寸 法	たて mm 横 mm	2040*2 1030*2	材 料	扉 板 — 芯 材 —	SS400 SS400	*3 取付箇所	系 統 名 (ライイン名) — 設 置 床 —	—	溢水防護上の区分	上画番号 —	EL. 8.20 m	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	工事の計画の「原子炉建屋付属棟北側水密扉 1」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。	
名 称	変 更 前	変 更 後																							
種 類	—	片開き扉																							
主 要 寸 法	たて mm 横 mm	2040*2 1030*2																							
材 料	扉 板 — 芯 材 —	SS400 SS400																							
*3 取付箇所	系 統 名 (ライイン名) — 設 置 床 —	—																							
溢水防護上の区分	上画番号 —	EL. 8.20 m																							
溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—																							

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考															
原子炉建屋付属棟北側水密扉2 個数.....1	<p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様            (29) 原子炉建屋付属棟北側水密扉2            種類 水密扉            材料 炭素鋼            個数.....1</p> <p>10.6.1.3 主要設備            (15) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置            (防潮堤及び防潮扉の地下部の貫通部の止水処置を示す。)            個数.....一式</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様            (30) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置            種類 貫通部止水            材料 シール材            個数.....一式</p>	<p>【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備            5 浸水防護施設に係る次の事項            1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>片開き扉</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>横 mm 高 mm</td> <td>2040*2 1030*2</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>扉 板 — 芯 材 —</td> <td>SS400 SS400</td> </tr> <tr> <td>*3 取付箇所</td> <td>系統名 (ライン名) — 設置床 — 浸水防護上の区分番号 — 浸水防護上の配達が必要な高さ —</td> <td>EL.8.20 m</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 内郭浸水防護設備と兼用する。            *2: 公称値を示す。            *3: 内郭浸水防護設備を使用する場合の記載事項。</p> <p>【浸水防護施設】(基本設計方針)            1.3 津波防護対策            (1) 敷地への浸水防止 (外郭防護1)            a. 基準津波に対する敷地への浸水防止 (外郭防護1)            (b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止            &lt;中略&gt;            評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、基準津波に対する津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。) を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S A用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。            &lt;中略&gt;</p>	名 称	変 更 前	変 更 後	種類	—	片開き扉	主要寸法	横 mm 高 mm	2040*2 1030*2	材料	扉 板 — 芯 材 —	SS400 SS400	*3 取付箇所	系統名 (ライン名) — 設置床 — 浸水防護上の区分番号 — 浸水防護上の配達が必要な高さ —	EL.8.20 m	工事の計画の「原子炉建屋付属棟北側水密扉2」は、個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数1」と整合している。	
名 称	変 更 前	変 更 後																	
種類	—	片開き扉																	
主要寸法	横 mm 高 mm	2040*2 1030*2																	
材料	扉 板 — 芯 材 —	SS400 SS400																	
*3 取付箇所	系統名 (ライン名) — 設置床 — 浸水防護上の区分番号 — 浸水防護上の配達が必要な高さ —	EL.8.20 m																	
				工事の計画の「防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置」は、個数一式を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数一式」と整合している。															

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考						
海水ポンプ室貫通部止水処置 <sup>(3)(ii)a-(1)</sup> 、「 <sup>(3)(ii)</sup> 」 b...内部溢水に対する防護設備」と兼用。 個数一式	<p>10.6.1.3 主要設備            (16) 海水ポンプ室貫通部止水処置</p> <p>地震による循環水ポンプ室内の循環水系配管の損傷に伴い溢水する保有水及び損傷箇所を介して流入する津波が、浸水防護重点化範囲である海水ポンプ室に流入することを防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、海水ポンプ室の浸水経路となりえる貫通口に貫通部止水処置を実施する。海水ポンプ室貫通部止水処置の設計においては、基準地震動 <math>S_s</math>による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様            (31) 海水ポンプ室貫通部止水処置</p> <table> <tr> <td>種類</td> <td>貫通部止水</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>シール材</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table>	種類	貫通部止水	材料	シール材	個数	一式	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）            1.3 津波防護対策            (3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）            a. 基準津波による影響防止            (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策            &lt;中略&gt;</p> <p>評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基準対象施設の浸水防護設備として、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防護蓋、常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部止水処置、原子炉建屋境界地下階貫通部止水処置及び常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置を実施する設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設の浸水防護設備として、設計基準対象施設の浸水防護設備に加え、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防護蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防護蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>工事の計画の「海水ポンプ室貫通部止水処置」は、個数一式を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数一式」と整合している。</p> <p>「海水ポンプ室貫通部止水処置」は、設置変更許可申請書（本文）における<sup>(3)(ii)a-(1)</sup>を工事の計画における「浸水防護施設」のうち「基本設計方針」に整理しており整合している。</p>	
種類	貫通部止水									
材料	シール材									
個数	一式									
原子炉建屋境界貫通部止水処置 <sup>(3)(ii)a-(1)</sup> 、「 <sup>(3)(ii)</sup> 」 b...内部溢水に対する防護設備」と兼用。 個数一式	<p>10.6.1.3 主要設備            (17) 原子炉建屋境界貫通部止水処置</p> <p>タービン建屋及び非常用海水系配管カルバートと隣接する原子炉建屋地下階の貫通部から浸水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、原子炉建屋境界の貫通部に止水処置を実施する。原子炉建屋境界貫通部止水処置の設計においては、基準地震動 <math>S_s</math>による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様            (32) 原子炉建屋境界貫通部止水処置</p> <table> <tr> <td>種類</td> <td>貫通部止水</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>シール材</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table>	種類	貫通部止水	材料	シール材	個数	一式	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）            1.3 津波防護対策            (3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）            a. 基準津波による影響防止            (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策            &lt;中略&gt;</p> <p>評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基準対象施設の浸水防護設備として、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防護蓋、常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部止水処置、原子炉建屋境界地下階貫通部止水処置及び常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置を実施する設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設の浸水防護設備として、設計基準対象施設の浸水防護設備に加え、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防護蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防護蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>工事の計画の「原子炉建屋境界貫通部止水処置」は、個数一式を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数一式」と整合している。</p> <p>「原子炉建屋境界貫通部止水処置」は、設置変更許可申請書（本文）における<sup>(3)(ii)</sup>a-(1)を工事の計画における「浸水防護施設」のうち「基本設計方針」に整理しており整合している。</p> <p>「原子炉建屋境界貫通部止水処置」は、設置変更許可申請書（本文）における<sup>(3)(ii)</sup>a-(1)を工事の計画における「浸水防護施設」のうち「基本設計方針」に整理しており整合している。</p>	
種類	貫通部止水									
材料	シール材									
個数	一式									

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考							
<p>常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置<del>(3) (ii)a-⑯</del>（「<del>(3) (ii)b</del>.. 内部溢水に対する防護設備」と兼用） 個数.....一式</p> <p>b. 内部溢水に対する防護設備 <del>(3) (ii)b-①</del>安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、<del>(3) (ii)b-②</del>安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>そのために、<del>(3) (ii)b-②</del>発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、消火系統等の作動又は使用済燃料プール等のスロッシングによる溢水が発生した場合においても、<del>(3) (ii)b-③</del>発電用原子炉施設内における壁、扉、堰等により、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。また、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。</p>	<p>10.6.1.3 主要設備 (18) 常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置</p> <p>常設代替高圧電源装置用カルバートの立坑部の貫通部から浸水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止し、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）が機能喪失することない設計とするため、常設代替高圧電源装置用カルバートの立坑部の貫通部に止水処置を実施する。常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置の設計においては、基準地震動 S<sub>s</sub>による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (33) 常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置</p> <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td>貫通部止水</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>シール材</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>10.6.2 内部溢水に対する防護設備 10.6.2.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、施設内に設ける壁、扉、堰等の浸水防護設備により、溢水防護対象設備が、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>10.6.2.2 設計方針</p> <p>浸水防護設備は、以下の方針で設計する。</p> <p>(1) 浸水防止堰は、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できることともに、基準地震動 S<sub>s</sub>による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。また、浸水防止堰の高さは、溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。</p> <p>(2) 水密扉は、溢水により発生する水位や水圧に対して</p>	種類	貫通部止水	材料	シール材	個数	一式	<p>【浸水防護施設】（基本設計方針）</p> <p>1.3 津波防護対策</p> <p>(3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）</p> <p>a. 基準津波による影響防止</p> <p>(b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 ＜中略＞</p> <p>評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基準対象施設の浸水防止設備として、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋、常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部止水処置、原子炉建屋境界地下階貫通部止水処置及び常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置を実施する設計とする。</p> <p>また、重大事故等対応施設の浸水防止設備として、設計基準対象施設の浸水防止設備に加え、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止</p> <p>2.1 溢水防護等の基本方針</p> <p><del>(3) (ii)b-①</del>設計基準対象施設が、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、<del>(3) (ii)b-②</del>その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>そのため、<del>(3) (ii)b-②</del>溢水防護に係る設計時に発電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の影響を評価（以下、「溢水評価」という。）し、運転状態にある場合は発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、<del>(3) (ii)b-③</del>原子炉を高温停止及び、引き続き低温停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに使用済燃料プールにおいては、使用済燃料プールの冷却</p>	<p>工事の計画の「常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置」は、個数一式を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数一式」と整合している。</p> <p>「常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置」は、設置変更許可申請書（本文）における<del>(3) (ii)a-⑯</del>を工事の計画における「浸水防護施設」のうち「基本設計方針」に整理しており整合している。</p> <p>工事の計画の<del>(3) (ii)b-①</del>の「設計基準対象施設」は、設置変更許可申請書（本文）の<del>(3) (ii)b-①</del>の「安全施設」を含んでおり整合している。</p> <p>工事の計画の<del>(3) (ii)b-②</del>は、設置変更許可申請書（本文）の<del>(3) (ii)b-②</del>より保守的であり整合している。</p> <p>工事の計画の<del>(3) (ii)b-②</del>は、設置変更許可申請書（本文）の<del>(3) (ii)b-②</del>を含んでおり整合している。</p> <p>工事の計画の<del>(3) (ii)b-②</del>は、設置変更許可申請書（本文）の<del>(3) (ii)b-②</del>を含んでおり整合している。</p>		
種類	貫通部止水										
材料	シール材										
個数	一式										

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(3) (1)～(2)以外の浸水防護設備についても、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p>	<p><u>機能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。</u></p> <p>「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」を踏まえ、溢水により発生し得る原子炉外乱及び溢水の原因となり得る原子炉外乱を抽出し、主給水流量喪失、原子炉冷却材喪失等の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の対処に必要な機器に対し、単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。</p> <p>これらの機能を維持するために必要な設備（以下「溢水防護対象設備」という。）が発生を想定する没水、被水及び蒸気の影響を受けて、要求される機能を損なうおそれがない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその機能を損なうおそれがない設計）とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;中略&gt;</b></p> <p>溢水影響に対し防護すべき設備（以下「防護すべき設備」という。）として溢水防護対象設備及び重大事故等対処設備を設定する。</p> <p>なお、施設定期検査時については、使用済燃料プール、原子炉ウェル及びドライヤセパレータプールのスロッシングにより発生する溢水をそれぞれのプール等へ戻すことで、原子炉建屋原子炉棟 6 階よりも下層階に流下させない設計とし、原子炉建屋原子炉棟 6 階よりも下層階に設置される防護すべき設備がその機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備（ポンプ、弁、使用済燃料プール、サイトバンカプール、原子炉ウェル、ドライヤセパレータプール）から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>溢水評価条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、溢水評価を実施することとし保安規定に定めて管理する。</p>	<p>工事の計画の [x(3) (ii)] b-③ は、設置変更許可申請書（本文）の [x(3) (ii)] b-③ を具体的に記載しており整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																								
<p>☒(3)(ii)b-④原子炉建屋水密扉 個数.....4</p>		<p>【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備            5 浸水防護施設に係る次の事項            2 内郭浸水防護設備に係る次の事項            (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>た て</td> <td>—</td> <td>片開き扉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横</td> <td>—</td> <td>1835*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>扉 板</td> <td>—</td> <td>855*</td> </tr> <tr> <td>芯</td> <td>材</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系 統 (ライ ン 名)</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>EL.-4.00 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *：公称値を示す。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	—	主 要 寸 法	た て	—	片開き扉		横	—	1835*	材 料	扉 板	—	855*	芯	材	—	SS400	取 付 箇 所	系 統 (ライ ン 名)	—	SS400		設 置 床	—	—		浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	EL.-4.00 m		浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—	<p>工事の計画の☒(3)(ii)b-④は、設置変更許可申請書（本文）の☒(3)(ii)b-④を具体的に記載しており整合している。</p>	
名 称		変 更 前	変 更 後																																									
種	類	—	—																																									
主 要 寸 法	た て	—	片開き扉																																									
	横	—	1835*																																									
材 料	扉 板	—	855*																																									
芯	材	—	SS400																																									
取 付 箇 所	系 統 (ライ ン 名)	—	SS400																																									
	設 置 床	—	—																																									
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	EL.-4.00 m																																									
	浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																									
		<p>【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備            5 浸水防護施設に係る次の事項            2 内郭浸水防護設備に係る次の事項            (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>た て</td> <td>—</td> <td>片開き扉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横</td> <td>—</td> <td>1755*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>扉 板</td> <td>—</td> <td>855*</td> </tr> <tr> <td>芯</td> <td>材</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系 統 (ライ ン 名)</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>EL.-4.00 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *：公称値を示す。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	—	主 要 寸 法	た て	—	片開き扉		横	—	1755*	材 料	扉 板	—	855*	芯	材	—	SS400	取 付 箇 所	系 統 (ライ ン 名)	—	SS400		設 置 床	—	—		浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	EL.-4.00 m		浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—	<p>工事の計画の「残留熱除去系A系ポンプ室水密扉」、「原子炉隔離時冷却系室北側水密扉」、「原子炉隔離時冷却系室南側水密扉」、「高圧炉心スプレイ系ポンプ室水密扉」は、それぞれ個数1を示すものであり、設置変更許可申請書（本文）の「個数4」と整合している。</p>	
名 称		変 更 前	変 更 後																																									
種	類	—	—																																									
主 要 寸 法	た て	—	片開き扉																																									
	横	—	1755*																																									
材 料	扉 板	—	855*																																									
芯	材	—	SS400																																									
取 付 箇 所	系 統 (ライ ン 名)	—	SS400																																									
	設 置 床	—	—																																									
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	EL.-4.00 m																																									
	浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																									

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備 5. 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	整合性	備考																																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>片開き扉</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>た て</td> <td>■</td> <td>1940*</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横</td> <td>■</td> <td>855*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>扉 板</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>科 芯</td> <td>材</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系 統 ( ライ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. -4.00 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : 公称値を示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>片開き扉</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>た て</td> <td>■</td> <td>1940*</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横</td> <td>■</td> <td>855*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>扉 板</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>科 芯</td> <td>材</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系 統 ( ライ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. -4.00 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : 公称値を示す。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	片開き扉	主 要 寸 法	た て	■	1940*		横	■	855*	材 料	扉 板	—	SS400	科 芯	材	—	SS400	取 付 箇 所	系 統 ( ライ ン 名 )	—	—		設 置 床	—	EL. -4.00 m		設 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—		設 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	片開き扉	主 要 寸 法	た て	■	1940*		横	■	855*	材 料	扉 板	—	SS400	科 芯	材	—	SS400	取 付 箇 所	系 統 ( ライ ン 名 )	—	—		設 置 床	—	EL. -4.00 m		設 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—		設 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																																	
種	類	—	片開き扉																																																																																	
主 要 寸 法	た て	■	1940*																																																																																	
	横	■	855*																																																																																	
材 料	扉 板	—	SS400																																																																																	
科 芯	材	—	SS400																																																																																	
取 付 箇 所	系 統 ( ライ ン 名 )	—	—																																																																																	
	設 置 床	—	EL. -4.00 m																																																																																	
	設 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																																																	
	設 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																																																	
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																																	
種	類	—	片開き扉																																																																																	
主 要 寸 法	た て	■	1940*																																																																																	
	横	■	855*																																																																																	
材 料	扉 板	—	SS400																																																																																	
科 芯	材	—	SS400																																																																																	
取 付 箇 所	系 統 ( ライ ン 名 )	—	—																																																																																	
	設 置 床	—	EL. -4.00 m																																																																																	
	設 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																																																	
	設 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																
☑(3)(ii)b-⑤溢水拡大防止堰 個数.....一式		<p>【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備            5 浸水防護施設に係る次の事項            2 内郭浸水防護設備に係る次の事項            (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>—</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>高 さ mm</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>堰</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 2.00 m からの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	—	主 要 寸 法	高 さ mm	—	—	材 料	堰	—	—	取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—		設 置 床	—	—		溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—		溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—	工事の計画の☑(3)(ii) b-⑤は、設置変更許可 申請書（本文）の☑(3) (ii)b-⑤を具体的に記 載しており整合してい る。	「溢水拡大防止堰」の 「個数 一式」につい ては、添付図面「浸水 防護施設 内郭浸水防 護設備に係る機器の配 置を明示した図面」に より確認することができ 、整合している。
名 称		変 更 前	変 更 後																																	
種	類	—	—																																	
主 要 寸 法	高 さ mm	—	—																																	
材 料	堰	—	—																																	
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—																																	
	設 置 床	—	—																																	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																	
		<p>【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備            5 浸水防護施設に係る次の事項            2 内郭浸水防護設備に係る次の事項            (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>—</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>高 さ mm</td> <td>—</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>堰</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 2.00 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 2.00 m からの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	—	主 要 寸 法	高 さ mm	—	300 以上*	材 料	堰	—	鉄筋コンクリート	取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—		設 置 床	—	EL. 2.00 m		溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—		溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																																	
種	類	—	—																																	
主 要 寸 法	高 さ mm	—	300 以上*																																	
材 料	堰	—	鉄筋コンクリート																																	
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—																																	
	設 置 床	—	EL. 2.00 m																																	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備 5. 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	整合性	備考																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">変 更 前</th> <th rowspan="2">変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>高さ mm</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>塀</td> <td>—</td> <td>300以上*</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>EL. 2.00 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 2.00 m からの高さ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">変 更 前</th> <th rowspan="2">変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>高さ mm</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>塀</td> <td>—</td> <td>300以上*</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>EL. 2.00 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 2.00 m からの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	主 要 寸 法	高さ mm	—	—	材 料	塀	—	300以上*	取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—		設 置 床	—	鉄筋コンクリート		浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	EL. 2.00 m		浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	主 要 寸 法	高さ mm	—	—	材 料	塀	—	300以上*	取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—		設 置 床	—	鉄筋コンクリート		浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	EL. 2.00 m		浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																																																													
種	類																																																															
主 要 寸 法	高さ mm	—	—																																																													
材 料	塀	—	300以上*																																																													
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—																																																													
	設 置 床	—	鉄筋コンクリート																																																													
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	EL. 2.00 m																																																													
	浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																													
名 称		変 更 前	変 更 後																																																													
種	類																																																															
主 要 寸 法	高さ mm	—	—																																																													
材 料	塀	—	300以上*																																																													
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—																																																													
	設 置 床	—	鉄筋コンクリート																																																													
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	EL. 2.00 m																																																													
	浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																													

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備 5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	整合性	備考																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">変 更 前</th> <th rowspan="2">変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>高さ mm</td> <td>—</td> <td>堰</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>堰</td> <td>—</td> <td>300以上*</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>EL. 8.20 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 8.20 mからの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	主 要 寸 法	高さ mm	—	堰	材 料	堰	—	300以上*	取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	鉄筋コンクリート		設 置 床	—	—		浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	EL. 8.20 m		浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																															
種	類																																	
主 要 寸 法	高さ mm	—	堰																															
材 料	堰	—	300以上*																															
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	鉄筋コンクリート																															
	設 置 床	—	—																															
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	EL. 8.20 m																															
	浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">変 更 前</th> <th rowspan="2">変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>高さ mm</td> <td>—</td> <td>堰</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>堰</td> <td>—</td> <td>300以上*</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>EL. 8.20 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 8.20 mからの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	主 要 寸 法	高さ mm	—	堰	材 料	堰	—	300以上*	取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	鉄筋コンクリート		設 置 床	—	—		浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	EL. 8.20 m		浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																															
種	類																																	
主 要 寸 法	高さ mm	—	堰																															
材 料	堰	—	300以上*																															
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	鉄筋コンクリート																															
	設 置 床	—	—																															
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	EL. 8.20 m																															
	浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—																															

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備 5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	整合性	備考																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>塀</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系 統 名 ( ライ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 8.20 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 8.20 m からの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	塀	主 要 寸 法	高 さ	mm	300 以上*	材 料	塀	—	鉄筋コンクリート	取 付 箇 所	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—		設 置 床	—	EL. 8.20 m		浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—		浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																																	
種	類	—	塀																																	
主 要 寸 法	高 さ	mm	300 以上*																																	
材 料	塀	—	鉄筋コンクリート																																	
取 付 箇 所	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—																																	
	設 置 床	—	EL. 8.20 m																																	
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																	
	浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>原子炉建屋原子炉建屋原子炉大</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>塀</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系 統 名 ( ライ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 14.00 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 14.00 m からの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	原子炉建屋原子炉建屋原子炉大	主 要 寸 法	高 さ	mm	300 以上*	材 料	塀	—	鉄筋コンクリート	取 付 箇 所	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—		設 置 床	—	EL. 14.00 m		浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—		浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																																	
種	類	—	原子炉建屋原子炉建屋原子炉大																																	
主 要 寸 法	高 さ	mm	300 以上*																																	
材 料	塀	—	鉄筋コンクリート																																	
取 付 箇 所	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—																																	
	設 置 床	—	EL. 14.00 m																																	
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																	
	浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備 5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	整合性	備考																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主 要 寸 法</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>塀</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 ( ライ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取 付 箇 所</td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 14.00 m</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 14.00 m からの高さ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主 要 寸 法</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>塀</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 ( ライ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取 付 箇 所</td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 20.30 m</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 20.30 m からの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	主 要 寸 法	種 類	—	塀	高 さ	mm	300 以上*	材 料	塀	—	鉄筋コンクリート	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—	取 付 箇 所	設 置 床	—	EL. 14.00 m	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—	名 称		変 更 前	変 更 後	主 要 寸 法	種 類	—	塀	高 さ	mm	300 以上*	材 料	塀	—	鉄筋コンクリート	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—	取 付 箇 所	設 置 床	—	EL. 20.30 m	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																																																									
主 要 寸 法	種 類	—	塀																																																									
	高 さ	mm	300 以上*																																																									
材 料	塀	—	鉄筋コンクリート																																																									
	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—																																																									
取 付 箇 所	設 置 床	—	EL. 14.00 m																																																									
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																									
浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																										
名 称		変 更 前	変 更 後																																																									
主 要 寸 法	種 類	—	塀																																																									
	高 さ	mm	300 以上*																																																									
材 料	塀	—	鉄筋コンクリート																																																									
	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—																																																									
取 付 箇 所	設 置 床	—	EL. 20.30 m																																																									
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																									
浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																										

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備 5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	整合性	備考																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>—</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>300以上*</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>塗</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>料</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取</td> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>EL. 20,30 m</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>浸水防護上の 区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>箇</td> <td>浸水防護上の 配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 20,30 mからの高さ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>—</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>300以上*</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>塗</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>料</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取</td> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>EL. 29,00 m</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>浸水防護上の 区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>箇</td> <td>浸水防護上の 配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 29,00 mからの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	—	主要寸法	高さ	mm	300以上*	材	塗	—	鉄筋コンクリート	料	系統名 (ライン名)	—	—	取	設置床	—	EL. 20,30 m	付	浸水防護上の 区画番号	—	—	箇	浸水防護上の 配慮が必要な高さ	—	—	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	—	主要寸法	高さ	mm	300以上*	材	塗	—	鉄筋コンクリート	料	系統名 (ライン名)	—	—	取	設置床	—	EL. 29,00 m	付	浸水防護上の 区画番号	—	—	箇	浸水防護上の 配慮が必要な高さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																	
種	類	—	—																																																																	
主要寸法	高さ	mm	300以上*																																																																	
材	塗	—	鉄筋コンクリート																																																																	
料	系統名 (ライン名)	—	—																																																																	
取	設置床	—	EL. 20,30 m																																																																	
付	浸水防護上の 区画番号	—	—																																																																	
箇	浸水防護上の 配慮が必要な高さ	—	—																																																																	
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																	
種	類	—	—																																																																	
主要寸法	高さ	mm	300以上*																																																																	
材	塗	—	鉄筋コンクリート																																																																	
料	系統名 (ライン名)	—	—																																																																	
取	設置床	—	EL. 29,00 m																																																																	
付	浸水防護上の 区画番号	—	—																																																																	
箇	浸水防護上の 配慮が必要な高さ	—	—																																																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備 5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	整合性	備考																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主 要 寸 法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>堰</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>堰</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取 付 箇 所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>EL. 38,80 m</td> </tr> <tr> <td>設置床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">面 積 所</td> <td>浸水防護上の 区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浸水防護上の 配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 38,80 mからの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	主 要 寸 法	高さ	mm	堰	—	—	300 以上*	材 料	堰	—	鉄筋コンクリート	—	—	—	取 付 箇 所	系統名 (ライン名)	—	EL. 38,80 m	設置床	—	—	面 積 所	浸水防護上の 区画番号	—	—	浸水防護上の 配慮が必要な高さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																																	
主 要 寸 法	高さ	mm	堰																																	
	—	—	300 以上*																																	
材 料	堰	—	鉄筋コンクリート																																	
	—	—	—																																	
取 付 箇 所	系統名 (ライン名)	—	EL. 38,80 m																																	
	設置床	—	—																																	
面 積 所	浸水防護上の 区画番号	—	—																																	
	浸水防護上の 配慮が必要な高さ	—	—																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備 5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	整合性	備考																																																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td></td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート部高さ</td> <td>mm</td> <td>400 以上*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼 板 部 高 さ</td> <td>mm</td> <td>300 以上*2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td></td> <td></td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート部</td> <td>—</td> <td></td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>鋼 板 部</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 46.50 m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 配 庫 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: EL. 46.50 mからの高さ。 *2: 鉄筋コンクリート部天端からの高さ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td></td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート部高さ</td> <td>mm</td> <td>400 以上*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼 板 部 高 さ</td> <td>mm</td> <td>300 以上*2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td></td> <td></td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート部</td> <td>—</td> <td></td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>鋼 板 部</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 46.50 m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 配 庫 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: EL. 46.50 mからの高さ。 *2: 鉄筋コンクリート部天端からの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種 類	—		塀	主 要 寸 法				鉄筋コンクリート部高さ	mm	400 以上*1		鋼 板 部 高 さ	mm	300 以上*2		材 料			鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート部	—		SS400	鋼 板 部	—		—	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	設 置 床	—	EL. 46.50 m		浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—			浸 水 防 護 上 の 配 庫 が 必 要 な 高 さ	—		—	名 称		変 更 前	変 更 後	種 類	—		塀	主 要 寸 法				鉄筋コンクリート部高さ	mm	400 以上*1		鋼 板 部 高 さ	mm	300 以上*2		材 料			鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート部	—		SS400	鋼 板 部	—		—	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	設 置 床	—	EL. 46.50 m		浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—			浸 水 防 護 上 の 配 庫 が 必 要 な 高 さ	—		—		
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																																																	
種 類	—		塀																																																																																																	
主 要 寸 法																																																																																																				
鉄筋コンクリート部高さ	mm	400 以上*1																																																																																																		
鋼 板 部 高 さ	mm	300 以上*2																																																																																																		
材 料			鉄筋コンクリート																																																																																																	
鉄筋コンクリート部	—		SS400																																																																																																	
鋼 板 部	—		—																																																																																																	
系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—																																																																																																	
設 置 床	—	EL. 46.50 m																																																																																																		
浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—																																																																																																			
浸 水 防 護 上 の 配 庫 が 必 要 な 高 さ	—		—																																																																																																	
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																																																	
種 類	—		塀																																																																																																	
主 要 寸 法																																																																																																				
鉄筋コンクリート部高さ	mm	400 以上*1																																																																																																		
鋼 板 部 高 さ	mm	300 以上*2																																																																																																		
材 料			鉄筋コンクリート																																																																																																	
鉄筋コンクリート部	—		SS400																																																																																																	
鋼 板 部	—		—																																																																																																	
系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—																																																																																																	
設 置 床	—	EL. 46.50 m																																																																																																		
浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—																																																																																																			
浸 水 防 護 上 の 配 庫 が 必 要 な 高 さ	—		—																																																																																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備 5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	整合性	備考																																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>—</th> <th>—</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>400 以上*1</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>鉄筋コンクリート部 高さ 鋼 板 部 高 さ</td> <td>mm mm</td> <td>300 以上*2</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>鉄筋コンクリート部 鋼 板 部</td> <td>— —</td> <td>鉄筋コンクリート SS400</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 ( ラ イ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>EL. 46.50 m</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1 : EL. 46.50 m からの高さ。 *2 : 鉄筋コンクリート部天端からの高さ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>—</th> <th>—</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>400 以上*1</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>鉄筋コンクリート部 高さ 鋼 板 部 高 さ</td> <td>mm mm</td> <td>300 以上*2</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>鉄筋コンクリート部 鋼 板 部</td> <td>— —</td> <td>鉄筋コンクリート SS400</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 ( ラ イ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>EL. 46.50 m</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1 : EL. 46.50 m からの高さ。 *2 : 鉄筋コンクリート部天端からの高さ。</p>	変更前		変更後		名 称	—	—	—	種 類	—	—	塀	主 要 寸 法	—	—	400 以上*1	材 料	鉄筋コンクリート部 高さ 鋼 板 部 高 さ	mm mm	300 以上*2	取 付 箇 所	鉄筋コンクリート部 鋼 板 部	— —	鉄筋コンクリート SS400	系 統 名 ( ラ イ イ ン 名 )	—	—	—	設 置 床	—	—	EL. 46.50 m	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	—	浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—	—	変更前		変更後		名 称	—	—	—	種 類	—	—	塀	主 要 寸 法	—	—	400 以上*1	材 料	鉄筋コンクリート部 高さ 鋼 板 部 高 さ	mm mm	300 以上*2	取 付 箇 所	鉄筋コンクリート部 鋼 板 部	— —	鉄筋コンクリート SS400	系 統 名 ( ラ イ イ ン 名 )	—	—	—	設 置 床	—	—	EL. 46.50 m	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	—	浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—	—		
変更前		変更後																																																																																		
名 称	—	—	—																																																																																	
種 類	—	—	塀																																																																																	
主 要 寸 法	—	—	400 以上*1																																																																																	
材 料	鉄筋コンクリート部 高さ 鋼 板 部 高 さ	mm mm	300 以上*2																																																																																	
取 付 箇 所	鉄筋コンクリート部 鋼 板 部	— —	鉄筋コンクリート SS400																																																																																	
系 統 名 ( ラ イ イ ン 名 )	—	—	—																																																																																	
設 置 床	—	—	EL. 46.50 m																																																																																	
浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	—																																																																																	
浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—	—																																																																																	
変更前		変更後																																																																																		
名 称	—	—	—																																																																																	
種 類	—	—	塀																																																																																	
主 要 寸 法	—	—	400 以上*1																																																																																	
材 料	鉄筋コンクリート部 高さ 鋼 板 部 高 さ	mm mm	300 以上*2																																																																																	
取 付 箇 所	鉄筋コンクリート部 鋼 板 部	— —	鉄筋コンクリート SS400																																																																																	
系 統 名 ( ラ イ イ ン 名 )	—	—	—																																																																																	
設 置 床	—	—	EL. 46.50 m																																																																																	
浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	—																																																																																	
浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—	—																																																																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備 5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	整合性	備考																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>鉄筋コンクリート部高さ</td> <td>mm</td> <td>400 以上*<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>鋼板 部 高さ</td> <td>mm</td> <td>300 以上*<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>鉄筋コンクリート部</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>鋼 板 部</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取 付 箇 所</td> <td>系 統 名 ( ラ イ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 46.50 m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設 置 床</td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1 : EL. 46.50 m からの高さ。 *2 : 鉄筋コンクリート部天端からの高さ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>400 以上*</td> </tr> <tr> <td>塀</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>系 統 名 ( ラ イ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 23.00 m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設 置 床</td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 23.00 m からの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	塀	主要寸法	鉄筋コンクリート部高さ	mm	400 以上* <sup>1</sup>	鋼板 部 高さ	mm	300 以上* <sup>2</sup>	材 料	鉄筋コンクリート部	—	鉄筋コンクリート	鋼 板 部	—	SS400	取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ イ ン 名 )	—	—	設 置 床	—	EL. 46.50 m	設 置 床	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	塀	主要寸法	高 さ	mm	400 以上*	塀	—	鉄筋コンクリート	材 料	系 統 名 ( ラ イ イ ン 名 )	—	—	設 置 床	—	EL. 23.00 m	設 置 床	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																		
種	類	—	塀																																																																		
主要寸法	鉄筋コンクリート部高さ	mm	400 以上* <sup>1</sup>																																																																		
	鋼板 部 高さ	mm	300 以上* <sup>2</sup>																																																																		
材 料	鉄筋コンクリート部	—	鉄筋コンクリート																																																																		
	鋼 板 部	—	SS400																																																																		
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ イ ン 名 )	—	—																																																																		
	設 置 床	—	EL. 46.50 m																																																																		
設 置 床	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																																		
	浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																																		
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																		
種	類	—	塀																																																																		
主要寸法	高 さ	mm	400 以上*																																																																		
	塀	—	鉄筋コンクリート																																																																		
材 料	系 統 名 ( ラ イ イ ン 名 )	—	—																																																																		
	設 置 床	—	EL. 23.00 m																																																																		
設 置 床	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																																		
	浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																																		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																
<p>☒(3)(ii)b-⑥止水板 個数.....一式</p>		<p>【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備 ☒(3)(ii)b-⑥</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>—</th> <th>堰</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>900以上*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>堰</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>取 付</td> <td>系 統 名 (ライイン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>箇 所</td> <td>設 設 床</td> <td>—</td> <td>EL.-4.00m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 延 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL.-4.00mからの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	堰	主要寸法	高さ	mm	900以上*	材 料	堰	—	SS400	取 付	系 統 名 (ライイン名)	—	—	箇 所	設 設 床	—	EL.-4.00m		浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—		浸 水 防 護 上 の 配 延 が 必 要 な 高 さ	—	—	<p>工事の計画の☒(3)(ii)b-⑥は、設置変更許可申請書（本文）の☒(3)(ii)b-⑥を具体的に記載しており整合している。</p> <p>「止水板」の「個数一式」については、添付図面「浸水防護施設 内郭浸水防護設備に係る機器の配置を明示した図面」により確認することができ、整合している。</p>	
名 称		変 更 前	変 更 後																																	
種	類	—	堰																																	
主要寸法	高さ	mm	900以上*																																	
材 料	堰	—	SS400																																	
取 付	系 統 名 (ライイン名)	—	—																																	
箇 所	設 設 床	—	EL.-4.00m																																	
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																	
	浸 水 防 護 上 の 配 延 が 必 要 な 高 さ	—	—																																	
		<p>【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備 ☒(3)(ii)b-⑥</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>—</th> <th>堰</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>900以上*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>堰</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>取 付</td> <td>系 統 名 (ライイン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>箇 所</td> <td>設 設 床</td> <td>—</td> <td>EL.-4.00m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 延 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL.-4.00mからの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	堰	主要寸法	高さ	mm	900以上*	材 料	堰	—	SS400	取 付	系 統 名 (ライイン名)	—	—	箇 所	設 設 床	—	EL.-4.00m		浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—		浸 水 防 護 上 の 配 延 が 必 要 な 高 さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																																	
種	類	—	堰																																	
主要寸法	高さ	mm	900以上*																																	
材 料	堰	—	SS400																																	
取 付	系 統 名 (ライイン名)	—	—																																	
箇 所	設 設 床	—	EL.-4.00m																																	
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																	
	浸 水 防 護 上 の 配 延 が 必 要 な 高 さ	—	—																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備 §(3)(ii)b-⑥	整合性	備考																																																
		<p>5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>堰</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>高さ mm</td> <td>900以上*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>堰</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取 付</td> <td>設 置 床</td> <td>EL.-4.00 m</td> </tr> <tr> <td>箇 所</td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL.-4.00 mからの高さ。</p> <p>【浸水防護施設】（要目表） 2. 内郭浸水防護設備 §(3)(ii)b-⑥</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>堰</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>高さ mm</td> <td>300以上*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>堰</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取 付</td> <td>設 置 床</td> <td>EL.2.00 m</td> </tr> <tr> <td>箇 所</td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL.2.00 mからの高さ。</p>	名 称	変 更 前	変 更 後	種 類	—	堰	主 要 寸 法	高さ mm	900以上*	材 料	堰	SS400	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—	取 付	設 置 床	EL.-4.00 m	箇 所	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	名 称	変 更 前	変 更 後	種 類	—	堰	主 要 寸 法	高さ mm	300以上*	材 料	堰	SS400	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—	取 付	設 置 床	EL.2.00 m	箇 所	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—		
名 称	変 更 前	変 更 後																																																		
種 類	—	堰																																																		
主 要 寸 法	高さ mm	900以上*																																																		
材 料	堰	SS400																																																		
系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—																																																		
取 付	設 置 床	EL.-4.00 m																																																		
箇 所	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—																																																		
	浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—																																																		
名 称	変 更 前	変 更 後																																																		
種 類	—	堰																																																		
主 要 寸 法	高さ mm	300以上*																																																		
材 料	堰	SS400																																																		
系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—																																																		
取 付	設 置 床	EL.2.00 m																																																		
箇 所	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—																																																		
	浸 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—																																																		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	整合性	備考																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>高 さ</td> <td>mm —</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>塀</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 2.00 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 2.00 m からの高さ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>高 さ</td> <td>mm —</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>塀</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 2.00 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 2.00 m からの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	塀	主 要 寸 法	高 さ	mm —	300 以上*	材 料	塀	—	SS400	取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—		設 置 床	—	EL. 2.00 m		浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—		浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	塀	主 要 寸 法	高 さ	mm —	300 以上*	材 料	塀	—	SS400	取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—		設 置 床	—	EL. 2.00 m		浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—		浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																	
種	類	—	塀																																																																	
主 要 寸 法	高 さ	mm —	300 以上*																																																																	
材 料	塀	—	SS400																																																																	
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—																																																																	
	設 置 床	—	EL. 2.00 m																																																																	
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																																	
	浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																																	
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																	
種	類	—	塀																																																																	
主 要 寸 法	高 さ	mm —	300 以上*																																																																	
材 料	塀	—	SS400																																																																	
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—																																																																	
	設 置 床	—	EL. 2.00 m																																																																	
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																																	
	浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 △(3)(ii)b-⑥	整合性	備考																								
		<p>5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>高さ mm</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>塀</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設置床</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸水防護上の 区画番号</td> <td>EL. 14.00 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸水防護上の 配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 14.00 mからの高さ。</p>	名 称	変 更 前	変 更 後	種 類	—	塀	主 要 寸 法	高さ mm	300 以上*	材 料	塀	SS400	取 付 箇 所	系統名 (ライン名)	—		設置床	—		浸水防護上の 区画番号	EL. 14.00 m		浸水防護上の 配慮が必要な高さ	—		
名 称	変 更 前	変 更 後																										
種 類	—	塀																										
主 要 寸 法	高さ mm	300 以上*																										
材 料	塀	SS400																										
取 付 箇 所	系統名 (ライン名)	—																										
	設置床	—																										
	浸水防護上の 区画番号	EL. 14.00 m																										
	浸水防護上の 配慮が必要な高さ	—																										

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 △(3)(ii)b-⑥	整合性	備考																								
		<p>5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>高さ mm</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>塀</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 20.30 m</td> </tr> <tr> <td>浸水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浸水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 20.30 m からの高さ。</p>	名 称	変 更 前	変 更 後	種 類	—	塀	主 要 寸 法	高さ mm	300 以上*	材 料	塀	SS400	取 付 箇 所	系統名 (ライン名)	—	設 置 床	—	EL. 20.30 m	浸水防護上の区画番号	—	—	浸水防護上の配慮が必要な高さ	—	—		
名 称	変 更 前	変 更 後																										
種 類	—	塀																										
主 要 寸 法	高さ mm	300 以上*																										
材 料	塀	SS400																										
取 付 箇 所	系統名 (ライン名)	—																										
設 置 床	—	EL. 20.30 m																										
浸水防護上の区画番号	—	—																										
浸水防護上の配慮が必要な高さ	—	—																										

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 5. 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	整合性	備考																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主 要 寸 法</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>■</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>塀</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 ( ライ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取 付 箇 所</td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 20.30 m</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 20.30 m からの高さ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主 要 寸 法</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>■</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>塀</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 ( ライ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取 付 箇 所</td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 20.30 m</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 20.30 m からの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	主 要 寸 法	種 類	—	塀	高 さ	■	300 以上*	材 料	塀	—	SS400	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—	取 付 箇 所	設 置 床	—	EL. 20.30 m	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—		浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—	名 称		変 更 前	変 更 後	主 要 寸 法	種 類	—	塀	高 さ	■	300 以上*	材 料	塀	—	SS400	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—	取 付 箇 所	設 置 床	—	EL. 20.30 m	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—		浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																																																											
主 要 寸 法	種 類	—	塀																																																											
	高 さ	■	300 以上*																																																											
材 料	塀	—	SS400																																																											
	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—																																																											
取 付 箇 所	設 置 床	—	EL. 20.30 m																																																											
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																											
	浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																											
名 称		変 更 前	変 更 後																																																											
主 要 寸 法	種 類	—	塀																																																											
	高 さ	■	300 以上*																																																											
材 料	塀	—	SS400																																																											
	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—																																																											
取 付 箇 所	設 置 床	—	EL. 20.30 m																																																											
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																											
	浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																											

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 △(3)(ii)b-⑥	整合性	備考																																								
		<p>5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>300以上*</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>塀</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>EL. 20.30 m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取 付</td> <td>系 統 名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">箇 所</td> <td>浸水防護上の 区画番号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浸水防護上の 配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 20.30 mからの高さ。</p>			変更前	変更後	名 称				種	類	—	塀	主要寸法	高さ	mm	300以上*	—	—	SS400	材 料	塀	—	—	—	—	EL. 20.30 m	取 付	系 統 名 (ライン名)	—	—	設 置 床	—	—	箇 所	浸水防護上の 区画番号	—	—	浸水防護上の 配慮が必要な高さ	—	—		
		変更前	変更後																																									
名 称																																												
種	類	—	塀																																									
主要寸法	高さ	mm	300以上*																																									
	—	—	SS400																																									
材 料	塀	—	—																																									
	—	—	EL. 20.30 m																																									
取 付	系 統 名 (ライン名)	—	—																																									
	設 置 床	—	—																																									
箇 所	浸水防護上の 区画番号	—	—																																									
	浸水防護上の 配慮が必要な高さ	—	—																																									

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 5. 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	整合性	備考																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主 要 寸 法</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>塀</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 ( ライ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取 付 箇 所</td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 29.00 m</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 29.00 m からの高さ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主 要 寸 法</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材 料</td> <td>塀</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 ( ライ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取 付 箇 所</td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 29.00 m</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 29.00 m からの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	主 要 寸 法	種 類	—	塀	高 さ	mm	300 以上*	材 料	塀	—	SS400	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—	取 付 箇 所	設 置 床	—	EL. 29.00 m	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—	名 称		変 更 前	変 更 後	主 要 寸 法	種 類	—	塀	高 さ	mm	300 以上*	材 料	塀	—	SS400	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—	取 付 箇 所	設 置 床	—	EL. 29.00 m	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																																																									
主 要 寸 法	種 類	—	塀																																																									
	高 さ	mm	300 以上*																																																									
材 料	塀	—	SS400																																																									
	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—																																																									
取 付 箇 所	設 置 床	—	EL. 29.00 m																																																									
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																									
浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																										
名 称		変 更 前	変 更 後																																																									
主 要 寸 法	種 類	—	塀																																																									
	高 さ	mm	300 以上*																																																									
材 料	塀	—	SS400																																																									
	系 統 名 ( ライ ン 名 )	—	—																																																									
取 付 箇 所	設 置 床	—	EL. 29.00 m																																																									
	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																									
浸 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																										

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 △(3)(ii)b-⑥	整合性	備考																																																																																
		<p>5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>高</td> <td>さ mm</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材</td> <td>科</td> <td>塀</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>料</td> <td>—</td> <td>EL. 29.00 m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取</td> <td>統</td> <td>名 ( ライ ン 名 )</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">箇</td> <td>設</td> <td>水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>所</td> <td>配 廉 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 29.00 m から の 高 さ。</p> <p>【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 △(3)(ii)b-⑥</p> <p>5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>高</td> <td>さ mm</td> <td>300 以上*</td> </tr> <tr> <td>さ</td> <td>mm</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材</td> <td>科</td> <td>塀</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>料</td> <td>—</td> <td>EL. 29.00 m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取</td> <td>統</td> <td>名 ( ライ ン 名 )</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">箇</td> <td>設</td> <td>水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>所</td> <td>配 廉 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 29.00 m から の 高 さ。</p>			変更前	変更後	名 称				種	類	—	塀	主要寸法	高	さ mm	300 以上*	さ	mm	SS400	材	科	塀	—	料	—	EL. 29.00 m	取	統	名 ( ライ ン 名 )	—	付	設 置 床	—	箇	設	水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	所	配 廉 が 必 要 な 高 さ	—			変更前	変更後	名 称				種	類	—	塀	主要寸法	高	さ mm	300 以上*	さ	mm	SS400	材	科	塀	—	料	—	EL. 29.00 m	取	統	名 ( ライ ン 名 )	—	付	設 置 床	—	箇	設	水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	所	配 廉 が 必 要 な 高 さ	—		
		変更前	変更後																																																																																	
名 称																																																																																				
種	類	—	塀																																																																																	
主要寸法	高	さ mm	300 以上*																																																																																	
	さ	mm	SS400																																																																																	
材	科	塀	—																																																																																	
	料	—	EL. 29.00 m																																																																																	
取	統	名 ( ライ ン 名 )	—																																																																																	
	付	設 置 床	—																																																																																	
箇	設	水 防 護 上 の 区 画 番 号	—																																																																																	
	所	配 廉 が 必 要 な 高 さ	—																																																																																	
		変更前	変更後																																																																																	
名 称																																																																																				
種	類	—	塀																																																																																	
主要寸法	高	さ mm	300 以上*																																																																																	
	さ	mm	SS400																																																																																	
材	科	塀	—																																																																																	
	料	—	EL. 29.00 m																																																																																	
取	統	名 ( ライ ン 名 )	—																																																																																	
	付	設 置 床	—																																																																																	
箇	設	水 防 護 上 の 区 画 番 号	—																																																																																	
	所	配 廉 が 必 要 な 高 さ	—																																																																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 5 浸水防護施設に係る次の事項 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	整合性	備考																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>■</td> <td>300以上*</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>塀</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>料</td> <td>系 統 名 ( ラ イ オ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取</td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 29.00 m</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>箇</td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 布 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 29.00 mからの高さ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>塀</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ</td> <td>■</td> <td>300以上*</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>塀</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>料</td> <td>系 統 名 ( ラ イ オ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取</td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 38.80 m</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>箇</td> <td>浸 水 防 護 上 の 配 布 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : EL. 38.80 mからの高さ。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	塀	主要寸法	高さ	■	300以上*	材	塀	—	SS400	料	系 統 名 ( ラ イ オ ン 名 )	—	—	取	設 置 床	—	EL. 29.00 m	付	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	箇	浸 水 防 護 上 の 配 布 が 必 要 な 高 さ	—	—	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	塀	主要寸法	高さ	■	300以上*	材	塀	—	SS400	料	系 統 名 ( ラ イ オ ン 名 )	—	—	取	設 置 床	—	EL. 38.80 m	付	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	箇	浸 水 防 護 上 の 配 布 が 必 要 な 高 さ	—	—		
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																	
種	類	—	塀																																																																	
主要寸法	高さ	■	300以上*																																																																	
材	塀	—	SS400																																																																	
料	系 統 名 ( ラ イ オ ン 名 )	—	—																																																																	
取	設 置 床	—	EL. 29.00 m																																																																	
付	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																																	
箇	浸 水 防 護 上 の 配 布 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																																	
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																	
種	類	—	塀																																																																	
主要寸法	高さ	■	300以上*																																																																	
材	塀	—	SS400																																																																	
料	系 統 名 ( ラ イ オ ン 名 )	—	—																																																																	
取	設 置 床	—	EL. 38.80 m																																																																	
付	浸 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																																	
箇	浸 水 防 護 上 の 配 布 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(iii) 所内ボイラ（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）</p> <p><b>【(iii)-①】</b>所内ボイラは、発電所の運転に必要な量、圧力の蒸気を供給できる系統構成とし、蒸気を蒸気溜めより所内蒸気系母管を経て、蒸気を使用する各機器に供給できる設計とする。</p> <p><b>【(iii)-②】</b>所内ボイラの損傷時においても、発電用原子炉施設の安全性に影響を与えない設計とする。</p>	<p>10.4 所内ボイラ（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）</p> <p>10.4.1 概要 所内ボイラは、タービンのグランド蒸気、廃棄物処理系の濃縮器、屋外タンク配管の保温及び各種建屋等の暖房用に蒸気を供給する設備である。</p> <p>10.4.2 設計方針            (1) 原子炉の運転に必要な量、圧力の蒸気を供給できる系統構成とする。            (2) 蒸気は、所内ボイラの蒸気溜めから所内蒸気系母管を経て、蒸気を使用する各機器に供給できるようにする。            (3) 蒸気使用機器で使用される蒸気のうち回収できるものは、所内蒸気戻り系より所内ボイラの給水タンクに集め、ボイラ用水として再使用できるようにする。            (4) 所内ボイラは、長期連続運転及び負荷運転に耐えられるようにする。         </p>	<p>1. 所内ボイラ 1.1 所内ボイラの機能</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として、<b>【(iii)-①】</b>液体廃棄物処理系、屋外タンク配管の保温及び各種建屋の暖房用並びに主蒸気が使用できない場合のタービンのグランド蒸気に必要な蒸気を供給する能力を有する所内ボイラ（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置する。</p> <p><b>【(iii)-②】</b>所内ボイラは、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>1.2 所内ボイラの設計条件 <b>【(iii)-①】</b>所内ボイラは、ボイラ本体、燃焼装置、通風装置、給水装置、自動燃焼制御装置等で構成し、蒸気を蒸気溜めより所内蒸気系母管を経て、蒸気を使用する各機器に供給できる設計とする。</p> <p>蒸気使用機器で使用される蒸気のうち回収できるものは、所内蒸気戻り系より所内ボイラの給水タンクに集め、ボイラ用水として再使用し、給水使用量を低減できる設計とする。</p> <p>所内ボイラは、長期連続運転及び負荷変動に対応できる設計とし、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮できる設計とともに、所内ボイラの健全性及び能力を確認するため、必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう設計する。</p> <p>設計基準対象施設に施設する所内ボイラ及びその付属設備の耐圧部分に使用する材料は、安全な化学的成分及び機械的強度を有するとともに、耐圧部分の構造は、最高使用圧力及び最高使用温度において、発生する応力に対して安全な設計とする。</p> <p>設計基準対象施設に施設する所内ボイラに属する主要な耐圧部の溶接部は、次のとおりとし、溶接事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 不連続で特異な形状でない設計とする。</li> <li>ロ. 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。</li> </ul>	<p>工事の計画の<b>【(iii)-①】</b>は、設置変更許可申請書（本文）の<b>【(iii)-①】</b>について具体的に記載しており整合している。</p> <p>工事の計画の<b>【(iii)-②】</b>は設置変更許可申請書（本文）の<b>【(iii)-②】</b>と同義であり整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>ハ、適切な強度を有する設計とする。</p> <p>二、適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。</p> <p>所内ボイラの汽水胴には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、最大蒸発量と同等容量以上の安全弁を設ける設計とする。</p> <p>所内ボイラの汽水胴には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、ドラム内水位、ドラム内圧力等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>所内ボイラは、所内ボイラの最大連続蒸発時において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる適切な容量の給水設備を設け、給水の入口及び蒸気の出口については、流路を速やかに遮断できる設計とする。</p> <p>所内ボイラは、ボイラ水の濃縮を防止し、及び水位を調整するために、所内ボイラ水を抜くことができる設計とする。</p> <p>所内ボイラから排出されるばい煙については、良質燃料（A重油）を使用することにより、硫黄酸化物排出量、窒素酸化物濃度及びばいじん濃度を低減する設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
(iv) 補機駆動用燃料設備  又(iv)-①重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備として軽油貯蔵タンク、常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを設ける。又(iv)-②軽油貯蔵タンク、常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリについては、「又(2)(iv)代替電源設備」に記載する。	10.7 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及びボイラに係るものを除く。) 10.7.1 概要 重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備として軽油貯蔵タンク、常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを設ける。 軽油貯蔵タンク、常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ、可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリについては、「10.2 代替電源設備」に示す。	1. 補機駆動用燃料設備 又(iv)-①可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプのポンプ駆動用燃料は、可搬型代替注水中型ポンプ車載燃料タンク又は可搬型代替注水大型ポンプ車載燃料タンクに貯蔵する。 又(iv)-①可搬型設備用軽油タンクは、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプの燃料を貯蔵できる設計とする。 又(iv)-①可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。	工事の計画又(iv)-①は設置変更許可申請書の（本文）又(iv)-①を具体的に記載しており整合している。	設置変更許可申請書（本文）の又(iv)-②「軽油貯蔵タンク、常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ」は「又(2)(iv)代替電源設備」に示す。

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(v) 非常用取水設備</p> <p><u>設計基準事故に対処するために必要となる残留熱除去系、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機(3)(v)-①の冷却用の海水を確保するために、取水構造物を設置する。</u></p> <p><u>(3)(v)-②また、基準津波による水位低下時において、冷却に必要な海水を確保するために、貯留堰を設置する。</u></p> <p>非常用取水設備の取水構造物及び貯留堰は、(3)(v)-③想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要となる可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水箇所としてS A用海水ピットを設置し、S A用海水ピットに海水を導水するため、S A用海水ピット取水塔及び海水引込み管を設置する。</p>	<p>10.8 非常用取水設備 10.8.1.2 設計方針</p> <p><u>設計基準事故時に必要な非常用海水ポンプに使用する海水を取水し、常用海水ポンプへ導水するための流路を構築するために、取水構造物を設置することで、冷却に必要な海水を確保できる設計とする。</u></p> <p><u>また、基準津波に対して、常用海水ポンプが引き波時においても機能保持できるよう、貯留堰を設置することで、残留熱除去系等、常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の冷却に必要な海水が確保できる設計とする。</u></p> <p>10.8.2 重大事故等時 10.8.2.1 概要</p> <p><u>常用取水設備の取水構造物及び貯留堰は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</u></p> <p><u>重大事故等に対処するために必要となる可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの取水箇所としてS A用海水ピットを設置し、S A用海水ピットに海水を導水するため、S A用海水ピット取水塔及び海水引込み管を設置する。</u></p>	<p><u>【非常用取水設備】（基本設計方針）</u> 1. 非常用取水設備の基本設計方針</p> <p><u>設計基準事故に対処するために必要となる残留熱除去系、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機(3)(v)-①に使用する海水を取水し、導水するための流路を構築するため、取水構造物を設置することにより冷却に必要な海水を確保できる設計とする。なお、取水構造物は、海と接続しており容量に制限がなく必要な取水容量を十分に有している。</u></p> <p><u>(3)(v)-②また、基準津波に対して、残留熱除去系海水系ポンプ、常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプが引き波時においても機能保持できるよう、貯留堰を設置することにより冷却に必要な十分な容量の海水が確保できる設計とする。</u></p> <p><u>常用取水設備の取水構造物及び貯留堰は、(3)(v)-③設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</u></p> <p><u>重大事故等に対処するために必要となる可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプの取水箇所としてS A用海水ピットを設置し、S A用海水ピットに海水を導水するため、S A用海水ピット取水塔及び海水引込み管を設置する設計とする。</u></p>	<p>工事の計画の(3)(v)-①は、設置変更許可申請書（本文）の(3)(v)-①と文章表現は異なるが、内容に相違はないため整合している。</p> <p>工事の計画の(3)(v)-②は、設置変更許可申請書（本文）の(3)(v)-②と文章表現は異なるが、内容に相違はないため整合している。</p> <p>工事の計画の(3)(v)-③は、設置変更許可申請書（本文）の(3)(v)-③を具体的に記載しており整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>¶(3)(v)-④また、重大事故等に対処するために必要となる残留熱除去系及び代替燃料プール冷却系の冷却用の海水を確保するために緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピット（S A用海水ピット取水塔、海水引込み管及びS A用海水ピットを流路の一部として使用する。）を設置する。</p> <p>取水構造物、S A用海水ピット取水塔、海水引込み管、S A用海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットは容量に制限がなく必要な取水容量を十分に有している。</p>	<p>また、重大事故等に対処するために必要となる残留熱除去系及び代替燃料プール冷却系の冷却用の海水を確保するために、緊急用海水ポンプの流路として、S A用海水ポンプピット取水塔、海水引込み管及びS A用海水ピットに加え、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットを設置する。</p>	<p>¶(3)(v)-④重大事故等に対処するために必要となる残留熱除去系、代替循環冷却系及び代替燃料プール冷却系の冷却用の海水を確保するために、緊急用海水ポンプの流路として、S A用海水ピット取水塔、海水引込み管及びS A用海水ピットに加え、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットを設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p><b>【非常用取水設備】（基本設計方針）</b></p> <p>1. 非常用取水設備の基本設計方針</p> <p>設計基準事故に対処するために必要となる残留熱除去系、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機に使用する海水を取水し、導水するための流路を構築するため、取水構造物を設置することにより冷却に必要な海水を確保できる設計とする。なお、取水構造物は、海と接続しており容量に制限がなく必要な取水容量を十分に有している。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>なお、S A用海水ピット取水塔、海水引込み管及びS A用海水ピットは、海と接続しており容量に制限がなく必要な取水容量を十分有している。また、引き波時のS A用海水ピットの水位低下時においても十分な容量の海水が確保できるよう、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプを十分低い位置に設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>なお、S A用海水ピット取水塔、海水引込み管、S A用海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットは、海と接続しており容量に制限がなく必要な取水容量を十分有している。また、引き波時においても非常用取水設備を構成する一連の系の保有水にて冷却に必要な十分な容量の海水が確保できる設計とする。</p>	<p>工事の計画の ¶(3)(v)-④は、設置変更許可申請書（本文）の¶(3)(v)-④と文章表現は異なるが、内容に相違はないため整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																											
<p>又(3)(v)-⑤また、貯留堰は、基準津波による水位低下に対して、残留熱除去系海水系ポンプ、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの取水性を保持できる容量を十分に有している。</p> <p>取水構造物 個 数 1</p>	<p>第 10.8-1 表 非常用取水設備主要機器仕様</p> <p>(1) 取水構造物</p> <table> <tr> <td>種 類</td> <td>鉄筋コンクリート函渠</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>1</td> </tr> </table>	種 類	鉄筋コンクリート函渠	材 料	鉄筋コンクリート	個 数	1	<p>【非常用取水設備】（基本設計方針）</p> <p>1. 非常用取水設備の基本設計方針</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>又(3)(v)-⑤また、基準津波に対して、残留熱除去系海水系ポンプ、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプが引き波時においても機能保持できるよう、貯留堰を設置することにより冷却に必要な十分な容量の海水が確保できる設計とする。</p> <p>【非常用取水設備】（要目表）</p> <p>7 非常用取水設備に係る次の事項</p> <p>1 取水設備（非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。）の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td></td> <td>取水構造物<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート函渠</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>2162 以上<sup>*2</sup> (2378<sup>*2, *3</sup>)</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>たて mm 横 mm さ mm</td> <td>42800<sup>*3</sup> 57000<sup>*3</sup> 10350<sup>*3</sup></td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：本設備は既存の設備である。  *2：引き波時に海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、取水構造物及び貯留堰で確保する水量の合計値を示す。  *3：公称値を示す。</p>		変 更 前	変 更 後	名 称		取水構造物 <sup>*1</sup>	種 類	—	鉄筋コンクリート函渠	容 量	m <sup>3</sup>	2162 以上 <sup>*2</sup> (2378 <sup>*2, *3</sup> )	主 要 寸 法	たて mm 横 mm さ mm	42800 <sup>*3</sup> 57000 <sup>*3</sup> 10350 <sup>*3</sup>	材 料	—	鉄筋コンクリート	個 数	—	1	<p>工事の計画の又(3)(v)-⑤は、設置変更許可申請書（本文）の又(3)(v)-⑤と文章表現が異なるが、内容に相違はないため整合している。</p>	
種 類	鉄筋コンクリート函渠																														
材 料	鉄筋コンクリート																														
個 数	1																														
	変 更 前	変 更 後																													
名 称		取水構造物 <sup>*1</sup>																													
種 類	—	鉄筋コンクリート函渠																													
容 量	m <sup>3</sup>	2162 以上 <sup>*2</sup> (2378 <sup>*2, *3</sup> )																													
主 要 寸 法	たて mm 横 mm さ mm	42800 <sup>*3</sup> 57000 <sup>*3</sup> 10350 <sup>*3</sup>																													
材 料	—	鉄筋コンクリート																													
個 数	—	1																													
<p>S A用海水ピット取水塔 個 数 1</p>	<p>&lt;中略&gt;</p> <p>(3) S A用海水ピット取水塔</p> <table> <tr> <td>種 類</td> <td>鉄筋コンクリート取水塔（取水管付）</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>鉄筋コンクリート、炭素鋼</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>1</td> </tr> </table>	種 類	鉄筋コンクリート取水塔（取水管付）	材 料	鉄筋コンクリート、炭素鋼	個 数	1	<p>【非常用取水設備】（要目表）</p> <p>7 非常用取水設備に係る次の事項</p> <p>1 取水設備（非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。）の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td></td> <td>S A用海水ピット取水塔</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート取水塔（取水管付）</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>— (376.2)<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>取水塔 内 径 mm 高さ mm 取水管 内 径 mm 高さ mm</td> <td>4000<sup>*2</sup> 17500<sup>*2</sup> 1200<sup>*2</sup> 15100<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>取水塔 — 取水管 —</td> <td>鉄筋コンクリート SM570</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：引き波時に海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、S A用海水ピット取水塔、S A用海水ピット及び緊急用海水ポンプピットで確保する水量の合計値を示す。  *2：公称値を示す。</p>		変 更 前	変 更 後	名 称		S A用海水ピット取水塔	種 類	—	鉄筋コンクリート取水塔（取水管付）	容 量	m <sup>3</sup>	— (376.2) <sup>*1</sup>	主 要 寸 法	取水塔 内 径 mm 高さ mm 取水管 内 径 mm 高さ mm	4000 <sup>*2</sup> 17500 <sup>*2</sup> 1200 <sup>*2</sup> 15100 <sup>*2</sup>	材 料	取水塔 — 取水管 —	鉄筋コンクリート SM570	個 数	—	1		
種 類	鉄筋コンクリート取水塔（取水管付）																														
材 料	鉄筋コンクリート、炭素鋼																														
個 数	1																														
	変 更 前	変 更 後																													
名 称		S A用海水ピット取水塔																													
種 類	—	鉄筋コンクリート取水塔（取水管付）																													
容 量	m <sup>3</sup>	— (376.2) <sup>*1</sup>																													
主 要 寸 法	取水塔 内 径 mm 高さ mm 取水管 内 径 mm 高さ mm	4000 <sup>*2</sup> 17500 <sup>*2</sup> 1200 <sup>*2</sup> 15100 <sup>*2</sup>																													
材 料	取水塔 — 取水管 —	鉄筋コンクリート SM570																													
個 数	—	1																													

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																								
<u>海水引込み管</u> 個数 1	<p>(4) <u>海水引込み管</u></p> <table> <tr><td>種類</td><td>鋼製取水管</td></tr> <tr><td>材料</td><td>炭素鋼</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> </table>	種類	鋼製取水管	材料	炭素鋼	個数	1	<p>【非常用取水設備】（要目表）</p> <p>7 非常用取水設備に係る次の事項  1 取水設備（非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。）の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>名 称</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>種 類</td><td>—</td><td><u>海水引込み管</u></td></tr> <tr><td>容 量</td><td><math>m^3</math></td><td>—<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>主 要 寸 法</td><td>内 径 mm</td><td>1200<sup>*2</sup></td></tr> <tr><td>材 料</td><td>—</td><td>SM570</td></tr> <tr><td>個 数</td><td>—</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：引き波時の海水ポンプの継続運転に必要な水量としては考慮しない。  *2：公称値を示す。</p>	名 称	変 更 前	変 更 後	種 類	—	<u>海水引込み管</u>	容 量	$m^3$	— <sup>*1</sup>	主 要 寸 法	内 径 mm	1200 <sup>*2</sup>	材 料	—	SM570	個 数	—	1		
種類	鋼製取水管																											
材料	炭素鋼																											
個数	1																											
名 称	変 更 前	変 更 後																										
種 類	—	<u>海水引込み管</u>																										
容 量	$m^3$	— <sup>*1</sup>																										
主 要 寸 法	内 径 mm	1200 <sup>*2</sup>																										
材 料	—	SM570																										
個 数	—	1																										
<u>S A用海水ピット</u> 個数 1	<p>(5) <u>S A用海水ピット</u></p> <table> <tr><td>種類</td><td>鉄筋コンクリート取水槽</td></tr> <tr><td>材料</td><td>鉄筋コンクリート</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> </table>	種類	鉄筋コンクリート取水槽	材料	鉄筋コンクリート	個数	1	<p>【非常用取水設備】（要目表）</p> <p>7 非常用取水設備に係る次の事項  1 取水設備（非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。）の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>名 称</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>種 類</td><td>—</td><td><u>S A用海水ピット</u></td></tr> <tr><td>容 量</td><td><math>m^3</math></td><td>—<sup>(376, 2)</sup> <sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>主 要 寸 法</td><td>内 径 mm 高さ mm</td><td>10000<sup>*2</sup> 28000<sup>*2</sup></td></tr> <tr><td>材 料</td><td>—</td><td>鉄筋コンクリート</td></tr> <tr><td>個 数</td><td>—</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：引き波時に海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、S A用海水ピット取水塔、S A用海水ピット及び緊急用海水ポンプピットで確保する水量の合計値を示す。  *2：公称値を示す。</p>	名 称	変 更 前	変 更 後	種 類	—	<u>S A用海水ピット</u>	容 量	$m^3$	— <sup>(376, 2)</sup> <sup>*1</sup>	主 要 寸 法	内 径 mm 高さ mm	10000 <sup>*2</sup> 28000 <sup>*2</sup>	材 料	—	鉄筋コンクリート	個 数	—	1		
種類	鉄筋コンクリート取水槽																											
材料	鉄筋コンクリート																											
個数	1																											
名 称	変 更 前	変 更 後																										
種 類	—	<u>S A用海水ピット</u>																										
容 量	$m^3$	— <sup>(376, 2)</sup> <sup>*1</sup>																										
主 要 寸 法	内 径 mm 高さ mm	10000 <sup>*2</sup> 28000 <sup>*2</sup>																										
材 料	—	鉄筋コンクリート																										
個 数	—	1																										

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																					
緊急用海水取水管 個数 1	(6) 緊急用海水取水管 種類 鉄管路 材料 炭素鋼 個数 1	<p>【非常用取水設備】（要目表）</p> <p>7 非常用取水設備に係る次の事項 1 取水設備（非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。）の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>緊急用海水取水管</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>鋼製取水管</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>内 径 mm</td> <td>—<sup>*</sup>1</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>1200<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>SM570</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—<sup>1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：引き波時の海水ポンプの継続運転に必要な水量としては考慮しない。 *2：公称値を示す。</p>	名 称	変 更 前	変 更 後	種 類	—	緊急用海水取水管	容 量	m <sup>3</sup>	鋼製取水管	主 要 寸 法	内 径 mm	— <sup>*</sup> 1	材 料	—	1200 <sup>*2</sup>	個 数	—	SM570			— <sup>1</sup>		
名 称	変 更 前	変 更 後																							
種 類	—	緊急用海水取水管																							
容 量	m <sup>3</sup>	鋼製取水管																							
主 要 寸 法	内 径 mm	— <sup>*</sup> 1																							
材 料	—	1200 <sup>*2</sup>																							
個 数	—	SM570																							
		— <sup>1</sup>																							
緊急用海水ポンブピット 個数 1	(7) 緊急用海水ポンブピット 種類 鉄筋コンクリートピット 材料 鉄筋コンクリート 個数 1	<p>【非常用取水設備】（要目表）</p> <p>7 非常用取水設備に係る次の事項 1 取水設備（非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。）の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>緊急用海水ポンブピット</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>鉄筋コンクリート取水槽</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>たて mm 横 mm 高さ mm</td> <td>345以上(376.2)<sup>*1</sup> 7600<sup>*2</sup> 8200<sup>*2</sup> 31000<sup>*2</sup> 鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>—<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>—<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：引き波時に緊急用海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、SA用海水ピット取水塔、SA用海水ピット及び緊急用海水ポンブピットで確保する水量の合計値を示す。 *2：公称値を示す。</p>	名 称	変 更 前	変 更 後	種 類	—	緊急用海水ポンブピット	容 量	m <sup>3</sup>	鉄筋コンクリート取水槽	主 要 寸 法	たて mm 横 mm 高さ mm	345以上(376.2) <sup>*1</sup> 7600 <sup>*2</sup> 8200 <sup>*2</sup> 31000 <sup>*2</sup> 鉄筋コンクリート	材 料	—	— <sup>1</sup>	個 数	—	— <sup>2</sup>					
名 称	変 更 前	変 更 後																							
種 類	—	緊急用海水ポンブピット																							
容 量	m <sup>3</sup>	鉄筋コンクリート取水槽																							
主 要 寸 法	たて mm 横 mm 高さ mm	345以上(376.2) <sup>*1</sup> 7600 <sup>*2</sup> 8200 <sup>*2</sup> 31000 <sup>*2</sup> 鉄筋コンクリート																							
材 料	—	— <sup>1</sup>																							
個 数	—	— <sup>2</sup>																							

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																												
<p>貯留堰 ※(3)(v)-⑥（「※(3)(ii) 浸水防護設備」と兼用） 個 数 1</p> <p>※(3)(v)-⑦取水構造物及び貯留堰は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。また、S A用海水ピット取水塔、海水引込み管、S A用海水ピット、緊急用海水取水管、緊急用海水ポンプピットは、重大事故等時に使用する。</p>	<p>第10.8-1表 非常用取水設備主要機器仕様 &lt;中略&gt;</p> <p>(2) 貯留堰（浸水防護設備と兼用）</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>鋼管矢板式堰</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>炭素鋼</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 2,370m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	種類	鋼管矢板式堰	材料	炭素鋼	容量	約 2,370m <sup>3</sup>	個数	1	<p>【非常用取水設備】（要目表）</p> <p>7 非常用取水設備に係る次の事項</p> <p>1 取水設備（非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。）の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>貯留堰<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>钢管矢板壁<sup>*2</sup></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主</td> <td>た</td> <td>mm</td> <td>2162 以上<sup>*3</sup> (2378<sup>*3, *4</sup>)</td> </tr> <tr> <td>要</td> <td>横</td> <td>mm</td> <td>64662<sup>*4</sup></td> </tr> <tr> <td>寸</td> <td>天 端 高 さ</td> <td>m</td> <td>21431<sup>*4</sup></td> </tr> <tr> <td>法</td> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>T. P. -4.90</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>SM570</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：その他整電用原子炉の附置施設、浸水防護施設のうち外郭浸水防護設備と兼用。 *2：貯留堰と貯留堰取付護岸の境界に止水ジョイントを設置する。 *3：引き波時に海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、取水構造物及び貯留堰で確保する水量の合計値を示す。 *4：公称値を示す。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	—	貯留堰 <sup>*1</sup>	容	量	m <sup>3</sup>	钢管矢板壁 <sup>*2</sup>	主	た	mm	2162 以上 <sup>*3</sup> (2378 <sup>*3, *4</sup> )	要	横	mm	64662 <sup>*4</sup>	寸	天 端 高 さ	m	21431 <sup>*4</sup>	法	材 料	—	T. P. -4.90		個 数	—	SM570				—	<p>工事の計画の ※(3)(v)-⑥は、設置変更許可申請書（本文）の※(3)(v)-⑥と同義であり整合している。</p>	
種類	鋼管矢板式堰																																															
材料	炭素鋼																																															
容量	約 2,370m <sup>3</sup>																																															
個数	1																																															
名 称		変 更 前	変 更 後																																													
種	類	—	貯留堰 <sup>*1</sup>																																													
容	量	m <sup>3</sup>	钢管矢板壁 <sup>*2</sup>																																													
主	た	mm	2162 以上 <sup>*3</sup> (2378 <sup>*3, *4</sup> )																																													
要	横	mm	64662 <sup>*4</sup>																																													
寸	天 端 高 さ	m	21431 <sup>*4</sup>																																													
法	材 料	—	T. P. -4.90																																													
	個 数	—	SM570																																													
			—																																													
		<p>非常用取水設備の※(3)(v)-⑦取水構造物及び貯留堰は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行なう。</p> <p>※(3)(v)-⑦重大事故等に対処するために必要となる可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプの取水箇所としてS A用海水ピットを設置し、S A用海水ピットに海水を導水するため、S A用海水ピット取水塔及び海水引込み管を設置する設計とする。</p> <p style="color: yellow;">&lt;中略&gt;</p> <p>※(3)(v)-⑦重大事故等に対処するために必要となる残留熱除去系、代替循環冷却系及び代替燃料プール冷却系の冷却用の海水を確保するために、緊急用海水ポンプの流路として、S A用海水ピット取水塔、海水引込み管及びS A用海水ピットに加え、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットを設置する設計とする。</p> <p style="color: yellow;">&lt;中略&gt;</p>	<p>工事の計画の ※(3)(v)-⑦は、設置変更許可申請書（本文）の※(3)(v)-⑦を具体的に記載しており整合している。</p>																																													

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【緊急時対策所】（基本設計方針）	整合性	備考
<p>(vi) 緊急時対策所</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、災害対策本部室及び宿泊・休憩室から構成され、緊急時対策所建屋に設置する設計とする。</p>	<p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.1 通常運転時等</p> <p>10.9.1.1 概要</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>10.9.2 重大事故等時</p> <p>10.9.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、<u>（3）(vi)-①適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、（3）(vi)-②重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。</u></p>	<p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(1) 緊急時対策所の設置</p> <p>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を中央制御室以外の場所に設置する。緊急時対策所は、東海発電所と共に用するが、東海発電所と同時発災時に応するため必要な居住性を確保する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 必要な条件</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の設計とする。</p> <p>なお、緊急時対策所は、災害対策本部室及び宿泊・休憩室から構成され、緊急時対策所建屋に設置する設計とする。</p> <p>a. 耐震性及び耐津波性</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>b. 中央制御室に対する独立性</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>(3) 緊急時対策所の機能</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事</p>		工事の計画の（3）(vi) -①は、設置変更許可申請書（本文）の（3）(vi)-①を具体的に記載しており整合している。
<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員がとどまることができるよう、<u>（3）(vi)-①適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、（3）(vi)-②重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。</u></p>				

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。	また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。 緊急時対策所の系統概要図を第 10.9-1 図から第 10.9-6 図に示す。	<p>故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、<u>又(3)(vi)-①適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</u> ＜中略＞</p> <p>b. 情報の把握 緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、<u>又(3)(vi)-②中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。</u> ＜中略＞</p> <p>c. 通信連絡 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 緊急時対策所には、<u>又(3)(vi)-②重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</u> <u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、通信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時対策支援システム伝送装置を設置する設計とする。データ伝送設備（発電所外）については、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。</u> <u>緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備（発電所外）については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</u></p> <p>1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 ＜中略＞</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、<u>重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事</u></p>	工事の計画の <u>又(3)(vi)-②</u> は、設置変更許可申請書（本文）の <u>又(3)(vi)-②</u> を具体的に記載しており整合している。	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所は、<u>④(3)(vi)-③異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</u></p> <p><u>④(3)(vi)-④また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置する。</u></p> <p><u>④(3)(vi)-⑤発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置、テレビ会議システム（社内）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</u></p>	<p>10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概要</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置する。</p> <p>10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概要</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置する。</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置、テレビ会議システム（社内）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</p>	<p>故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>【緊急時対策所】（基本設計方針）</p> <p>1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>緊急時対策所は、<u>④(3)(vi)-③原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。</u></p> <p>b. 情報の把握</p> <p>緊急時対策所には、<u>④(3)(vi)-④原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。</u></p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>c. 通信連絡</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、<u>④(3)(vi)-⑤発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用である多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p>	<p>工事の計画の<u>④(3)(vi)-③</u>は、設置変更許可申請書（本文）の<u>④(3)(vi)-③</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>工事の計画の<u>④(3)(vi)-④</u>は、設置変更許可申請書（本文）の<u>④(3)(vi)-④</u>を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>工事の計画の<u>④(3)(vi)-⑤</u>は、設置変更許可申請書（本文）の<u>④(3)(vi)-⑤</u>を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>緊急時対策所には、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>	<p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他 の異常が発生した場合において、通信連絡設備により、 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発 電所外）として、緊急時対策支援システム伝送装置を設 置する設計とする。データ伝送設備（発電所外）につい ては、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝 送できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータ を伝送できる緊急時対策支援システム伝送装置で構成す るデータ伝送設備（発電所外）については、重大事故等 が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設 計とする。</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4. 通信連絡設備</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故 障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る 可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各 所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集 合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備 及び音声等により行うことができる設備として、警報裝 置及び通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計と する。</p> <p>警報装置として、十分な数量の警報装置の機能を有す る送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設 備（発電所内）として、十分な数量の<u>送受話器（ページ ング）</u>、<u>電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端 末及びF A X）</u>（東海、東海第二発電所共用（以下同 じ。））、<u>無線連絡設備（固定型）</u>、<u>無線連絡設備（携帶 型）</u>、<u>携行型有線通話装置</u>、<u>衛星電話設備（固定型）</u>（東 海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及び<u>衛星電話設 備（携帶型）</u>（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）） を設置又は保管する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本 店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要 箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うこと ができる通信設備（発電所外）として、十分な数量の電 力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及びF A X）、<u>テレビ会議システム（社内）</u>（東海、東海第二発 電所共用（以下同じ。））、<u>加入電話設備（加入電話及び加 入F A X）</u>（東海、東海第二発電所共用）、<u>専用電話設備 (専用電話(ホットライン)(地方公共団体向))</u>（東海、</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、緊急時対策所は、基準津波の影響を受けない設計とする。</u></p> <p><u>地震及び津波に対しては、「ロ(1)(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ(2)(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計」及び「ロ(2)(iii) 重大事故等対処施設の基準津波を超える敷地に遡上する津波の耐津波設計」に基づく設計とする。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波に対して、緊急時対策所は敷地高さ T.P.+23m 以上に設置する設計としており、敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない。</u></p> <p><u>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</u></p>	<p><u>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対し、機能を損なわない設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</u></p> <p><u>地震及び津波に対しては、「1.3.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」及び「1.4.3 基準津波を超える敷地に遡上する津波に対する耐津波設計」に基づく設計とする。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波に対して、緊急時対策所は敷地高さ T.P.+23m 以上に設置する設計としており、敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない。</u></p> <p><u>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</u></p>	<p>東海第二発電所共用（以下同じ。）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P電話及び I P-FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件 a. <b>耐震性及び耐津波性</b> <u>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対し、機能を喪失しないよう設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</u> 【原子炉冷却系統設備（共通項目）】（基本設計方針） 5.1.2 多様性、位置的分散等 (1) 多重性又は多様性及び独立性 b. <b>中央制御室に対する独立性</b> <u>地震及び津波（敷地に遡上する津波を含む。）に対して可搬型重大事故等対処設備は、「2.1 地震による損傷の防止」及び「2.2 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</u> 【緊急時対策所】 1. 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件 b. <b>中央制御室に対する独立性</b> <u>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</u></p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>（3）（vi）-⑥重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける。</p>	<p>【緊急時対策所】（基本設計方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 緊急時対策所             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 緊急時対策所の設置等</li> <li>(3) 緊急時対策所の機能                     <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 居住性の確保</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p>＜中略＞</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>【緊急時対策所】（基本設計方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 緊急時対策所             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 緊急時対策所の設置等</li> <li>(3) 緊急時対策所の機能                     <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 居住性の確保</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p>（1）居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける。</p>	<p>【緊急時対策所】（基本設計方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 緊急時対策所             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 緊急時対策所の設置等</li> <li>(3) 緊急時対策所の機能                     <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 居住性の確保</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p>＜中略＞</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、（3）（vi）-⑥重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</p>	<p>工事の計画の（3）（vi）-⑥は設置変更許可申請書（本文）の（3）（vi）-⑥を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内のマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p>	<p><u>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内のマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>a. 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備 <u>緊急時対策所遮蔽は、重大事故が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所非常用換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p>	<p>【放射線管理施設】（基本設計方針） 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、二次遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、緊急時対策所加圧設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける設計とする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>重大事故等が発生した場合における緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内のマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価において、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100 mSvを超えない設計とする。</p> <p>【放射線管理施設】（基本設計方針） 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、二次遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、緊急時対策所加圧設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける設計とする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>緊急時対策所非常用換気設備として、緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所建屋を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</u></p>	<p>緊急時対策所には、緊急時対策所非常用換気設備として、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置を設ける。また、緊急時対策所の加圧のために、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計を設ける。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。緊急時対策所用差圧計は、緊急時対策所が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、ブルーム通過後の緊急時対策所建屋内を換気できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所遮蔽（東海発電所及び東海第二発電所共用）</li> <li>・緊急時対策所非常用送風機（東海発電所及び東海第二発電所共用）</li> <li>・緊急時対策所加圧設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）</li> <li>・緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海発電所及び東海第二発電所共用）</li> <li>・緊急時対策所用差圧計（東海発電所及び東海第二発電所共用）</li> </ul> <p>本系統の流路として、緊急時対策所非常用換気設備ダクト、緊急時対策所加圧設備（配管・弁）を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>【放射線管理施設】（基本設計方針）      2. 換気設備、生体遮蔽装置等      2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>緊急時対策所遮蔽及び二次遮蔽は、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100 mSvを超えない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>【放射線管理施設】（基本設計方針）      2. 換気設備、生体遮蔽装置等      2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所建屋を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 【緊急時対策所】（基本設計方針）	整合性	備考
<p>緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</p>	<p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p>緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素濃度計（東海発電所及び東海第二発電所共用）</li> <li>・二酸化炭素濃度計（東海発電所及び東海第二発電所共用）</li> </ul> <p>c. 放射線量の測定設備</p> <p>緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所エリアモニタ</li> <li>・可搬型モニタリング・ポスト（8.1 放射線管理設備）</li> </ul> <p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>a. 必要な情報を把握できる設備</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよ</p>	<p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(3) 緊急時対策所の機能</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>＜中略＞</p> <p>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数1（予備1））及び二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数1（予備1））を保管する設計とともに室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</p> <p>【放射線管理施設】（基本設計方針）</p> <p>1. 放射線管理施設</p> <p>1.1 放射線管理用計測装置</p> <p>1.1.2 エリアモニタリング設備</p> <p>＜中略＞</p> <p>エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所に設ける緊急時対策所エリアモニタは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p> <p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備</p> <p>＜中略＞</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策所付近等において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とともに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断に用いる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【緊急時対策所】（基本設計方針）</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(3) 緊急時対策所の機能</p> <p>b. 情報の把握</p> <p>緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報</p>	工事の計画の(3)(vi) -⑦は、設置変更許可	
<p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよ</p>				

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>う、重大事故等に対処するために必要な情報を<del>又(3)(vi)-⑦</del>把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（S P D S）を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに<del>又(3)(vi)-⑦</del>緊急時対策所において把握できる設計とする。</p> <p><del>又(3)(vi)-⑧</del>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても<del>又(3)(vi)-⑨</del>発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</p>	<p>う、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（S P D S）を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに<del>又(3)(vi)-⑦</del>緊急時対策所において把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パラメータ表示システム（S P D S）（10.12 通信連絡設備）</li> </ul> <p>b. 通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）（10.12 通信連絡設備）</li> <li>・無線連絡設備（10.12 通信連絡設備）</li> <li>・携行型有線通話装置（10.12 通信連絡設備）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）（10.12 通信連絡設備）</li> </ul>	<p>及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室の運転員を介さずに<del>又(3)(vi)-⑦</del>正確かつ速やかに把握できる情報収集設備を設計とする。</p> <p><del>又(3)(vi)-⑦</del>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D Sデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（S P D S）を設置する設計とする。</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>＜中略＞</p> <p><del>又(3)(vi)-⑧</del>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するためには必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び<del>又(3)(vi)-⑨</del>緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を<del>又(3)(vi)-⑨</del>緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>＜中略＞</p> <p><del>又(3)(vi)-⑨</del>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P電話及びI P-FAX）を<del>又(3)(vi)-⑨</del>緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>申請書（本文）の<del>又(3)(vi)-⑦</del>と同義であり整合している。</p>	
			<p>工事の計画の<del>又(3)(vi)-⑧</del>は、設置変更許可申請書（本文）の<del>又(3)(vi)-⑨</del>と文章表現は異なるが、内容に相違はないため整合している。</p> <p>工事の計画の<del>又(3)(vi)-⑨</del>は、設置変更許可申請書（本文）の<del>又(3)(vi)-⑩</del>と文章表現は異なるが、内容に相違はないため整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所は、常用電源設備からの給電が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプにより補給できる設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、ブルーム通過時において、燃料を自動で補給し運転できる設計とする。</p>	<p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策所は、常用電源設備からの給電が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプにより補給できる設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、ブルーム通過時において、燃料を自動で補給し運転できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所用発電機（東海発電所及び東海第二発電所共用）</li> <li>・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海発電所及び東海第二発電所共用）</li> <li>・緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海発電所及び東海第二発電所共用）</li> </ul> <p style="background-color: yellow; color: black; padding: 2px;">&lt;中略&gt;</p>	<p>【緊急時対策所】（基本設計方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 緊急時対策所             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 緊急時対策所の設置等</li> </ol> </li> <li>(2) 必要な条件</li> <li>c. 代替交流電源の確保</li> </ol> <p>緊急時対策所には、常用電源設備からの給電が喪失した場合に、代替電源設備である緊急時対策所用発電機（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、ブルーム通過時において、燃料を自動で補給し運転継続できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 燃料設備             <ol style="list-style-type: none"> <li>4.3 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機への給油</li> </ol> </li> </ol> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用）及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海、東海第二発電所共用）により補給できる設計とする。</p> <p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 交流電源設備</li> <li>2.3 緊急時対策所用発電機</li> </ol> <p>緊急時対策所用発電機（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））は、緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））(6900 V, 1200 A のものを 1 個), 緊急時対策所用動力変圧器（東海、東海第二発電所共用）(1400 kVA, 6900/480 V のものを 1 個), 緊急時対策所用パワーセンタ（東海、東海第二発電所共用）(480 V, 1800 A のものを 1 個), 緊急時対策所用モータコントロールセンタ（東海、東海第二発電所共用）(480 V, 1200 A 及び 210 V, 800 A のものを 2 個), 緊急時対策所用 100 V 分電盤（東海、東海第二発電所共用）(105 V, 800 A のものを 2 個及び 105 V, 400 A のものを 1 個), 緊急時対策所用直流 125 V 主母線盤（東海、東海第二発電所共用）(125 V, 1200 A のものを 1 個), 緊急時対策所用直流 125 V 分電盤（東海、東海第二発電所共用）(125 V, 800 A のものを 1 個) を経由して緊急対策所非常用送風機（東海、東海第二発電所共用）、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX）（東海、東海第二発電所共用）及び安全パラメータ表示システム</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項 (S P D S) 等へ給電できる設計とする。  【非常用電源設備】（基本設計方針） 3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.3 緊急時対策所用蓄電池 常用電源設備からの受電が喪失した場合に、緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置等の制御電源に使用するため、緊急時対策所用 125V 系蓄電池（東海、東海第二発電所共用）を設ける設計とする。	整合性 設置変更許可申請書（本文）「チ. (1) (iv) 遮蔽設備」に整合性を示す。	備考
緊急時対策所の遮蔽については、「チ(1)(iv) 遮蔽設備」にて記載する。				
緊急時対策所の換気設備は、「チ(1)(v) 換気空調設備」にて記載する。			設置変更許可申請書（本文）「チ. (1) (v) 換気空調設備」に整合性を示す。	
緊急時対策所エリアモニタについては、「チ(1)(iii) 放射線監視設備」にて記載する。			設置変更許可申請書（本文）「チ. (1) (iii) 放射線監視設備」に整合性を示す。	
可搬型モニタリング・ポストについては、「チ(2) 屋外管理用の主要な設備の種類」にて記載する。			設置変更許可申請書（本文）「チ. (2) 屋外管理用の主要な設備の種類」に整合性を示す。	
緊急時対策所の必要な情報の把握及び通信連絡設備については、「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」にて記載する。			設置変更許可申請書（本文）「ヌ. (3) (vii) 通信連絡設備」に整合性を示す。	
常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車については、「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」にて記載する。			設置変更許可申請書（本文）「ヌ. (2) (iv) 代替電源設備」に整合性を示す。	
ヌ(3)(vi)-⑩送受話器（ページング）（警報装置を含む。） ヌ(3)(vi)-⑪（「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用。） ヌ(3)(vi)-⑫一式  加入電話設備（加入電話及び加入FAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用）	第 10.9-1 表 緊急時対策所の主要機器仕様  (3) 通信連絡設備 (a) 送受話器（ページング） 第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞ 警報装置として、ヌ(3)(vi)-⑪十分な数量のヌ(3)(vi)-⑫警報装置の機能を有する送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、ヌ-⑩は、設置変更許可	工事の計画のヌ(3)(vi)-⑩は、設置変更許可	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
△(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	(b) 電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 △(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	(3)(vi)-⑭十分な数量の△(3)(vi)-⑫送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及び衛星電話設備（携帯型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 △(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	申請書（本文）の△(3)(vi)-⑪を具体的に記載しており整合している。	
電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用） △(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	(e) 無線連絡設備（固定型） 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 △(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	△(3)(vi)-⑭十分な数量の△(3)(vi)-⑫送受話器（ページング）、「加入電話設備」、「電力保安通信用電話設備」、「テレビ会議システム（社内）」、「専用電話設備」、「無線連絡設備（固定型）」は、設置変更許可申請書（本文）における△(3)(vi)-⑪を工事の計画における登録として「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理している。	△(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	「送受話器（ページング）」、「加入電話設備」、「電力保安通信用電話設備」、「テレビ会議システム（社内）」、「専用電話設備」、「無線連絡設備（固定型）」は、設置変更許可申請書（本文）における△(3)(vi)-⑪を工事の計画における登録として「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理している。
テレビ会議システム（社内）（東海発電所及び東海第二発電所共用） △(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	(i) テレビ会議システム（社内）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 △(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	△(3)(vi)-⑭十分な数量の電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）（東海、東海第二発電所共用），専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 △(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	△(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	△(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式
専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海発電所及び東海第二発電所共用） △(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	(j) 加入電話設備（加入電話及び加入FAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 △(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	△(3)(vi)-⑭十分な数量の電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）（東海、東海第二発電所共用），専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 △(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	△(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	△(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式
無線連絡設備（固定型） △(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	(k) 専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	△(3)(vi)-⑭十分な数量の電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）（東海、東海第二発電所共用），専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 △(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	△(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	△(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式
〔常設重大事故等対処設備〕 緊急時対策所遮蔽（東海発電所及び東海第二発電所共用） △(3)(vi)-⑬（「△(1)(iv) 遮蔽設備」と兼用）一式	第10.9-2表 緊急時対策所（重大事故等時）主要機器仕様  (1) 緊急時対策所 a. 緊急時対策所遮蔽（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第8.3-4表 遮蔽設備（重大事故等時）の設備に記載する。 △(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	【放射線管理施設】（基本設計方針） 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 △(3)(vi)-⑭十分な数量の電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）（東海、東海第二発電所共用），専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 △(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	△(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式	△(3)(vi)-⑪（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑫一式

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所非常用換気設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）  <del>又(3)(vi)-⑪〔チ(1)(v) 换気空調設備」と兼用〕一式</del></p>	<p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）主要機器仕様  <b>(1) 緊急時対策所</b>  b. 緊急時対策所非常用換気設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）  (a) 緊急時対策所非常用送風機（東海発電所及び東海第二発電所共用）  第 8.2-2 表 換気空調設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。  (b) 緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海発電所及び東海第二発電所共用）  第 8.2-2 表 換気空調設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>【放射線管理施設】（基本設計方針）  2. 換気設備、生体遮蔽装置等  2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置  <b>&lt;中略&gt;</b>  重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、二次遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、緊急時対策所加圧設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける設計とする。  <b>&lt;中略&gt;</b></p>		<p>又(3)(vi)-⑪設置変更許可申請書（本文）  「チ. (1)(v) 换気空調設備」に整合性を示す。</p>
<p>緊急時対策所用発電機（東海発電所及び東海第二発電所共用）  台数 2  容量 約 1,725 kVA／台</p>	<p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）主要機器仕様  <b>(2) 緊急時対策所用発電機（東海発電所及び東海第二発電所共用）</b>  エンジン  台数 2  使用燃料 軽油  発電機  種類 3 相同期発電機（両軸受け式）  台数 2  容量 約 1,725 kVA／台  力率 0.8  電圧 6,600 V  周波数 50 Hz</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）  2. 交流電源設備  2.3 緊急時対策所用発電機  緊急時対策所用発電機（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））は、緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））(6900 V, 1200 A のものを 1 個)、緊急時対策所用動力変圧器（東海、東海第二発電所共用）(1400 kVA, 6900/480 V のものを 1 個)、緊急時対策所用パワーセンタ（東海、東海第二発電所共用）(480 V, 1800 A のものを 1 個)、緊急時対策所用モータコントロールセンタ（東海、東海第二発電所共用）(480 V, 1200 A 及び 210 V, 800 A のものを 2 個)、緊急時対策所用 100 V 分電盤（東海、東海第二発電所共用）(105 V, 800 A のものを 2 個及び 105 V, 400 A のものを 1 個)、緊急時対策所用直流 125 V 主母線盤（東海、東海第二発電所共用）(125 V, 1200 A のものを 1 個)、緊急時対策所用直流 125 V 分電盤（東海、東海第二発電所共用）(125 V, 800 A のものを 1 個)を経由して緊急対策所非常用送風機（東海、東海第二発電所共用）、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）（東海、東海第二発電所共用）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）等へ給電できる設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																
<p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u></p> <p>基 数 2 容 量 約 75 kL／基</p>	<p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）主要機器仕様</p> <p>(3) 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <p>基 数 2 容 量 約 75 kL／基 使用燃料 軽油</p>	<p>【非常用電源設備】（要目表）</p> <p>2 非常用発電装置に係る次の事項 2.4 緊急時対策所用発電機 (5) 発電機に係る次の事項 イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・常設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">種 容 主 電 周 回 冷 個</td> <td>名 称</td> <td colspan="2"><u>緊急時対策所用発電機（東海、東海第二発電所共用）</u></td> </tr> <tr> <td>類</td> <td colspan="2">防滴保護、空気冷却自己自由通風型三相交流発電機</td> </tr> <tr> <td>量 kVA/個</td> <td>1725</td> <td></td> </tr> <tr> <td>たて mm</td> <td>1965*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横 mm</td> <td>1090*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ mm</td> <td>1000*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率 %</td> <td>80（遅れ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧 V</td> <td>6600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>波数 Hz</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>速 度 min<sup>-1</sup></td> <td>1500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>結 線 法</td> <td>星形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷 却 方 法</td> <td>空気冷却</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">取 付 箇 所</td> <td>系 統 名 (ライン名)</td> <td>緊急時対策所用発電機 2A</td> <td>緊急時対策所用発電機 2B</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m</td> <td>緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 区画番号</td> <td>EM-1-7</td> <td>EM-1-9</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 配慮が必要な高さ</td> <td>EL. 23.30 m 以上</td> <td>EL. 23.30 m 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : 公称値を示す。</p>			変更前	変更後	種 容 主 電 周 回 冷 個	名 称	<u>緊急時対策所用発電機（東海、東海第二発電所共用）</u>		類	防滴保護、空気冷却自己自由通風型三相交流発電機		量 kVA/個	1725		たて mm	1965*		横 mm	1090*		高さ mm	1000*		率 %	80（遅れ）		圧 V	6600		相	3		波数 Hz	50		速 度 min <sup>-1</sup>	1500		結 線 法	星形		冷 却 方 法	空気冷却		個 数	2				変更前	変更後	取 付 箇 所	系 統 名 (ライン名)	緊急時対策所用発電機 2A	緊急時対策所用発電機 2B	設 置 床	緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m	緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m	溢水防護上の 区画番号	EM-1-7	EM-1-9	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	EL. 23.30 m 以上	EL. 23.30 m 以上		
		変更前	変更後																																																																	
種 容 主 電 周 回 冷 個	名 称	<u>緊急時対策所用発電機（東海、東海第二発電所共用）</u>																																																																		
	類	防滴保護、空気冷却自己自由通風型三相交流発電機																																																																		
	量 kVA/個	1725																																																																		
	たて mm	1965*																																																																		
	横 mm	1090*																																																																		
	高さ mm	1000*																																																																		
	率 %	80（遅れ）																																																																		
	圧 V	6600																																																																		
	相	3																																																																		
	波数 Hz	50																																																																		
速 度 min <sup>-1</sup>	1500																																																																			
結 線 法	星形																																																																			
冷 却 方 法	空気冷却																																																																			
個 数	2																																																																			
		変更前	変更後																																																																	
取 付 箇 所	系 統 名 (ライン名)	緊急時対策所用発電機 2A	緊急時対策所用発電機 2B																																																																	
	設 置 床	緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m	緊急時対策所建屋 EL. 23.30 m																																																																	
	溢水防護上の 区画番号	EM-1-7	EM-1-9																																																																	
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	EL. 23.30 m 以上	EL. 23.30 m 以上																																																																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																													
<p><u>緊急時対策所用発電機給油ポンプ</u>（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <table> <tr> <td>台 数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約 1.3 m<sup>3</sup>/h (1台当たり)</td> </tr> </table>	台 数	2	容 量	約 1.3 m <sup>3</sup> /h (1台当たり)	<p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）主要機器仕様</p> <p>(4) <u>緊急時対策所用発電機給油ポンプ</u>（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <table> <tr> <td>台 数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約 1.3 m<sup>3</sup>/h (1台当たり)</td> </tr> </table>	台 数	2	容 量	約 1.3 m <sup>3</sup> /h (1台当たり)	<p>【非常用電源設備】(要目表)</p> <p>2 非常用発電装置に係る次の事項 2.4 緊急時対策所用発電機 (4) 燃料設備に係る次の事項 □ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・常設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="2"><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</u> (東海、東海第二発電所共用)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td colspan="2">横臥円筒形</td> </tr> <tr> <td>容 量<sup>*1</sup></td> <td colspan="2">75以上 (75<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力<sup>*1</sup></td> <td colspan="2">静水頭</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度<sup>*1</sup></td> <td colspan="2">40</td> </tr> <tr> <td>胴 内 径</td> <td colspan="2">3800<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>胴 板 厚 さ</td> <td colspan="2">20, 0<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>鏡 板 厚 さ</td> <td colspan="2">20, 0<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td></td> <td>3800<sup>*2</sup> (鏡板中央部内半径) 380<sup>*2</sup> (鏡板隅の丸み半径) 60, 5<sup>*2</sup> (3, 9<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>鏡板の形状に係る寸法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料油取出口管台外径</td> <td colspan="2">mm</td> </tr> <tr> <td>燃料油取出口管台厚さ</td> <td colspan="2">mm</td> </tr> <tr> <td>全 長</td> <td colspan="2">7970<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td colspan="2">SM400B</td> </tr> <tr> <td>胴 板</td> <td colspan="2">SM400B</td> </tr> <tr> <td>鏡 板</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>緊急時対策所用 発電機燃料油 貯蔵タンク 2A 緊急時対策所用 発電機 2B</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所建屋 EL. 約 23 m 地下埋設</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 区 漏 番 号</td> <td>—</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>EL. 23, 10 m 以上</td> <td>EL. 23, 10 m 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 重大事故等時における使用時の値を示す。 *2: 公称値を示す。</p> <p>【非常用電源設備】(基本設計方針)</p> <p>4. 燃料設備</p> <p>4.3 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機への給油</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用）及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海、東海第二発電所共用）により補給できる設計とする。</p>		変更前	変更後	名 称	<u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</u> (東海、東海第二発電所共用)		種 類	横臥円筒形		容 量 <sup>*1</sup>	75以上 (75 <sup>*2</sup> )		最 高 使 用 圧 力 <sup>*1</sup>	静水頭		最 高 使 用 温 度 <sup>*1</sup>	40		胴 内 径	3800 <sup>*2</sup>		胴 板 厚 さ	20, 0 <sup>*2</sup>		鏡 板 厚 さ	20, 0 <sup>*2</sup>		主 要 寸 法		3800 <sup>*2</sup> (鏡板中央部内半径) 380 <sup>*2</sup> (鏡板隅の丸み半径) 60, 5 <sup>*2</sup> (3, 9 <sup>*2</sup> )	鏡板の形状に係る寸法			燃料油取出口管台外径	mm		燃料油取出口管台厚さ	mm		全 長	7970 <sup>*2</sup>		材 料	SM400B		胴 板	SM400B		鏡 板	—		個 数	2		取 付 箇 所	系統名 (ライン名)	緊急時対策所用 発電機燃料油 貯蔵タンク 2A 緊急時対策所用 発電機 2B	設 置 床	—	緊急時対策所建屋 EL. 約 23 m 地下埋設	溢 水 防 護 上 の 区 漏 番 号	—	屋外	溢 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	屋外		EL. 23, 10 m 以上	EL. 23, 10 m 以上		
台 数	2																																																																																
容 量	約 1.3 m <sup>3</sup> /h (1台当たり)																																																																																
台 数	2																																																																																
容 量	約 1.3 m <sup>3</sup> /h (1台当たり)																																																																																
	変更前	変更後																																																																															
名 称	<u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</u> (東海、東海第二発電所共用)																																																																																
種 類	横臥円筒形																																																																																
容 量 <sup>*1</sup>	75以上 (75 <sup>*2</sup> )																																																																																
最 高 使 用 圧 力 <sup>*1</sup>	静水頭																																																																																
最 高 使 用 温 度 <sup>*1</sup>	40																																																																																
胴 内 径	3800 <sup>*2</sup>																																																																																
胴 板 厚 さ	20, 0 <sup>*2</sup>																																																																																
鏡 板 厚 さ	20, 0 <sup>*2</sup>																																																																																
主 要 寸 法		3800 <sup>*2</sup> (鏡板中央部内半径) 380 <sup>*2</sup> (鏡板隅の丸み半径) 60, 5 <sup>*2</sup> (3, 9 <sup>*2</sup> )																																																																															
鏡板の形状に係る寸法																																																																																	
燃料油取出口管台外径	mm																																																																																
燃料油取出口管台厚さ	mm																																																																																
全 長	7970 <sup>*2</sup>																																																																																
材 料	SM400B																																																																																
胴 板	SM400B																																																																																
鏡 板	—																																																																																
個 数	2																																																																																
取 付 箇 所	系統名 (ライン名)	緊急時対策所用 発電機燃料油 貯蔵タンク 2A 緊急時対策所用 発電機 2B																																																																															
設 置 床	—	緊急時対策所建屋 EL. 約 23 m 地下埋設																																																																															
溢 水 防 護 上 の 区 漏 番 号	—	屋外																																																																															
溢 水 防 護 上 の 配 備 が 必 要 な 高 さ	—	屋外																																																																															
	EL. 23, 10 m 以上	EL. 23, 10 m 以上																																																																															

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																														
<p><b>安全パラメータ表示システム（S P D S）</b></p> <p>ヌ(3)(vi)-⑯（「<u>計測制御系統施設の構造及び設備</u>」<u>及び「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用</u>）<u>」</u> ヌ(3)(vi)-⑰一式</p> <p><b>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</b> （<u>テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX</u>）（東海発電所及び東海第二発電所共用） ヌ(3)(vi)-⑯（「<u>ヌ(3)(vii) 通信連絡設備</u>」<u>と兼用</u>）<u>」</u> ヌ(3)(vi)-⑰一式</p> <p><b>衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）</b> ヌ(3)(vi)-⑯（「<u>ヌ(3)(vii) 通信連絡設備</u>」<u>と兼用</u>）<u>」</u> ヌ(3)(vi)-⑰一式</p>	<p><b>第 10.9-1 表 緊急時対策所の主要機器仕様</b></p> <p>(2) <b>安全パラメータ表示システム（S P D S）</b> 第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(3) <b>通信連絡設備</b></p> <p>(c) <b>衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）</b> 第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。 ＜中略＞</p>	<p><b>【非常用電源設備】（要目表）</b></p> <p>(4) 燃料設備に係る次の事項 イ ポンプの名称、種類、容積、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">常設</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所用発電機給油ポンプ (東海、東海第二発電所共用)</td> <td>蓄電式</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>1.3 以上 (1.3*)</td> <td>0.3 以上 (0.3*)</td> </tr> <tr> <td>容 量<sup>*</sup>1</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>0.3 以上 (0.3*)</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力<sup>*</sup>1</td> <td>MPa</td> <td>0.5</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力<sup>*</sup>1</td> <td>MPa</td> <td>40<sup>*2</sup></td> <td>40<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 溫 度<sup>*</sup>1</td> <td>℃</td> <td>208<sup>*2</sup></td> <td>330<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>主 要 尺 寸 法</td> <td>吸込内径 mm 吐出内径 mm 横幅 mm 高さ mm</td> <td>40<sup>*2</sup> 40<sup>*2</sup> 123<sup>*2</sup></td> <td>SCS13A</td> </tr> <tr> <td>材 料 (ケーシング)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系統名 (ライン名)</td> <td>緊急時対策所用 発電機給油ポンプ2A 緊急時対策所用 発電機2A</td> <td>緊急時対策所用 発電機給油ポンプ2B 緊急時対策所用 発電機2B</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>EL. 19.30 m</td> <td>EL. 19.30 m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>EM-1-3</td> <td>EM-1-4</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>EL. 19.38 m 以上</td> <td>EL. 19.38 m 以上</td> </tr> <tr> <td>原 動 機</td> <td>種類 出力 kW/個 個数 取付箇所</td> <td>誘導電動機 1.5 2</td> <td>ポンプと同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故等時における使用時の値を示す。 *2：公称値を示す。</p> <p><b>【緊急時対策所】（基本設計方針）</b></p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>1.2 緊急時対策所の機能</p> <p>b. 情報の把握</p> <p>緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に對処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に對処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に對処するために必要な情報を、中央制御室の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、データ伝送装置における登録として</p>	常設		変更前	変更後	名 称	—	緊急時対策所用発電機給油ポンプ (東海、東海第二発電所共用)	蓄電式	種 類	—	1.3 以上 (1.3*)	0.3 以上 (0.3*)	容 量 <sup>*</sup> 1	m <sup>3</sup> /h/個	0.3 以上 (0.3*)	0.5	吐 出 圧 力 <sup>*</sup> 1	MPa	0.5	45	最 高 使 用 圧 力 <sup>*</sup> 1	MPa	40 <sup>*2</sup>	40 <sup>*2</sup>	最 高 使 用 溫 度 <sup>*</sup> 1	℃	208 <sup>*2</sup>	330 <sup>*2</sup>	主 要 尺 寸 法	吸込内径 mm 吐出内径 mm 横幅 mm 高さ mm	40 <sup>*2</sup> 40 <sup>*2</sup> 123 <sup>*2</sup>	SCS13A	材 料 (ケーシング)	—	—	—	個 数	—	—	2	取 付 箇 所	系統名 (ライン名)	緊急時対策所用 発電機給油ポンプ2A 緊急時対策所用 発電機2A	緊急時対策所用 発電機給油ポンプ2B 緊急時対策所用 発電機2B	設 置 床	—	EL. 19.30 m	EL. 19.30 m	溢水防護上の区画番号	—	EM-1-3	EM-1-4	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	EL. 19.38 m 以上	EL. 19.38 m 以上	原 動 機	種類 出力 kW/個 個数 取付箇所	誘導電動機 1.5 2	ポンプと同じ				
常設		変更前	変更後																																																															
名 称	—	緊急時対策所用発電機給油ポンプ (東海、東海第二発電所共用)	蓄電式																																																															
種 類	—	1.3 以上 (1.3*)	0.3 以上 (0.3*)																																																															
容 量 <sup>*</sup> 1	m <sup>3</sup> /h/個	0.3 以上 (0.3*)	0.5																																																															
吐 出 圧 力 <sup>*</sup> 1	MPa	0.5	45																																																															
最 高 使 用 圧 力 <sup>*</sup> 1	MPa	40 <sup>*2</sup>	40 <sup>*2</sup>																																																															
最 高 使 用 溫 度 <sup>*</sup> 1	℃	208 <sup>*2</sup>	330 <sup>*2</sup>																																																															
主 要 尺 寸 法	吸込内径 mm 吐出内径 mm 横幅 mm 高さ mm	40 <sup>*2</sup> 40 <sup>*2</sup> 123 <sup>*2</sup>	SCS13A																																																															
材 料 (ケーシング)	—	—	—																																																															
個 数	—	—	2																																																															
取 付 箇 所	系統名 (ライン名)	緊急時対策所用 発電機給油ポンプ2A 緊急時対策所用 発電機2A	緊急時対策所用 発電機給油ポンプ2B 緊急時対策所用 発電機2B																																																															
設 置 床	—	EL. 19.30 m	EL. 19.30 m																																																															
溢水防護上の区画番号	—	EM-1-3	EM-1-4																																																															
溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	EL. 19.38 m 以上	EL. 19.38 m 以上																																																															
原 動 機	種類 出力 kW/個 個数 取付箇所	誘導電動機 1.5 2	ポンプと同じ																																																															

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(h) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <p>第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4. 通信連絡設備</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>警報装置として、十分な数量の警報装置の機能を有する送受話器（ペーディング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、十分な数量の送受話器（ペーディング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及び衛星電話設備（携帯型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、<u>（vi）-⑦</u>必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備（発電所外）として、十分な数量の電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びF</p>	<p>「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理しており整合している。</p> <p>工事の計画の<u>（vi）-⑩</u>は、設置変更許可申請書（本文）の<u>（vi）-⑪</u>を含んでおり整合している。</p> <p><u>（vi）-⑪</u>工事計画の「必要な数量」は設置変更許可申請書（本文）の「一式」に含まれることから整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所用差圧計（東海発電所及び東海第二発電所共用） △(3)(vi)-⑯（「△(1).(v) 换気空調設備」と兼用）</p> <p>〔可搬型重大事故等対処設備〕 携行型有線通話装置 △(3)(vi)-⑯（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用）</p> <p>無線連絡設備（携帯型） △(3)(vi)-⑯（「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用） △(3)(vi)-⑰一式</p> <p>衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所</p>	<p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）主要機器仕様  <b>(1) 緊急時対策所</b>  d. 緊急時対策所用差圧計（東海発電所及び東海第二発電所共用）  第 8.2-2 表 换気空調設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。  &lt;中略&gt;</p> <p>第 10.9-1 表 緊急時対策所の主要機器仕様  &lt;中略&gt;</p> <p>(3) 通信連絡設備  <b>(d) 衛星電話設備（携帯型）</b>（東海発電所及び東海第二発電所共用）  第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬</p>	<p>A X), テレビ会議システム（社内）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）), 加入電話設備（加入電話及び加入F A X）（東海、東海第二発電所共用），専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）), 衛星電話設備（固定型），衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，I P電話及びI P-F A X）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、△(3)(vi)-⑯必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，I P電話及びI P-F A X）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><b>【放射線管理施設】</b>  2. 換気設備, 生体遮蔽装置等  2.2 換気設備  2.2.2 緊急時対策所換気系  緊急時対策所非常用換気設備として、緊急時対策所非常用送風機（東海、東海第二発電所共用），緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海、東海第二発電所共用）を設ける設計とする。また、緊急時対策所等の加圧のために、緊急時対策所加圧設備及び△(3)(vi)-⑯緊急時対策所用差圧計（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設ける設計とする。</p> <p><b>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</b>  4. 通信連絡設備  4.1 通信連絡設備（発電所内）  警報装置として、十分な数量の警報装置の機能を有する送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、△(3)(vi)-⑯十分な数量の送受話器（ページング），電力保安通信用電話設備（固定電話機，P H S端末及びF A X）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）），無線連絡設備（固定型），無線連絡設備</p>	△(3)(vi)-⑯設置変更許可申請書（本文）「△(1)(v) 换気空調設備」に整合性を示す。	「携行型有線通話装置」，「無線連絡設備（携帯型）」，「衛星電話設備（携帯型）」は、設置変更許可申請書（本文）における△(3)(vi)-⑯

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
共用) △(3)(vi)-⑯〔「△(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用〕 △(3)(vi)-⑰一式	<p>(型) の主要機器仕様に記載する。 ＜中略＞</p> <p>(f) <b>無線連絡設備（携帯型）</b> 第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(g) <b>携行型有線通話装置</b> 第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様に記載する。 ＜中略＞</p>	<p>(携帯型), 携行型有線通話装置, 衛星電話設備（固定型）（東海, 東海第二発電所共用（以下同じ。））及び衛星電話設備（携帯型）（東海, 東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として, △(3)(vi)-⑰必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し, 必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお, 可搬型については必要な数量に加え, 故障を考慮した数量の予備を保管する。 ＜中略＞</p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として, △(3)(vi)-⑰必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し, 必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム, I P電話及びI P-FAX）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお, 可搬型については必要な数量に加え, 故障を考慮した数量の予備を保管する。 ＜中略＞</p> <p>【放射線管理施設】（基本設計方針） 2. 換気設備, 生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 ＜中略＞</p>	<p>△(19)を工事の計画における登録として「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理しており整合している。</p> <p>△(3)(vi)-⑰工事計画の「十分な数量」及び「必要な数量」は設置変更許可申請書（本文）の「一式」に含まれることから整合している。</p>	
緊急時対策所加圧設備（東海発電所及び東海第二発電所共用） △(3)(vi)-⑰〔「△(1)(v) 換気空調設備」と兼用〕	<p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）主要機器仕様 (1) <b>緊急時対策所</b></p> <p>c. <b>緊急時対策所加圧設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）</b> 第 8.2-3 表 換気空調設備（重大事故等時）（可搬型）設備仕様に記載する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽（東海, 東海第二発電所共用（以下同じ。）), 二次遮蔽, 緊急時対策所非常用換気設備（東海, 東海第二発電所共用（以下同じ。）), 緊急時対策所加圧設備（東海, 東海第</p>	△(3)(vi)-⑰設置変更許可申請書（本文）「△(1)(v) 換気空調設備」に整合性を示す。	【76条 10】

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>酸素濃度計（東海発電所及び東海第二発電所共用） 個数 1（予備1）</p> <p>二酸化炭素濃度計（東海発電所及び東海第二発電所共用） 個数 1（予備1） △(3)(vi)-②酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタ △(3)(vi)-③「チ(1)(iii) 放射線監視設備」と兼用。 可搬型モニタリング・ポスト △(3)(vi)-④「チ(2) 屋外管理用の主要な設備の種類」と兼用。 一式</p>	<p>&lt;中略&gt;</p> <p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）主要機器仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所</p> <p>e. 酸素濃度計（東海発電所及び東海第二発電所共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・酸素濃度計（通常運転時） 個数 1（予備1） 測定範囲 0.0～40.0 vol%</p> <p>f. 二酸化炭素濃度計（東海発電所及び東海第二発電所共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・二酸化炭素濃度計（通常運転時） 個数 1（予備1） 測定範囲 0.0～5.0 vol%</p> <p>g. 緊急時対策所エリアモニタ 第 8.1-2 表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>h. 可搬型モニタリング・ポスト 第 8.1-2 表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>二発電所共用（以下同じ。）, 酸素濃度計（東海, 東海第二発電所共用（以下同じ。）, 二酸化炭素濃度計（東海, 東海第二発電所共用（以下同じ。）, 可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt; 【緊急時対策所】（基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保</p> <p>&lt;中略&gt; 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（東海, 東海第二発電所共用）（個数 1（予備1））及び二酸化炭素濃度計（東海, 東海第二発電所共用）（個数 1（予備1））を保管する設計とともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt; 【緊急時対策所】（基本設計方針） 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保</p> <p>&lt;中略&gt; 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（東海, 東海第二発電所共用）（個数 1（予備1））及び二酸化炭素濃度計（東海, 東海第二発電所共用）（個数 1（予備1））を保管する設計とともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設置変更許可申請書（本文）の△(3)(vi)-②については、資料V-1-9-3-1「緊急時対策所の機能に関する説明書」において具体的に示しており整合している。</p>	<p>【46条7】 【76条19】</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(vii) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）<u>（vii）-①</u>から構成される。</p>	<p>10.12 通信連絡設備 10.12.1 通常運転時等 10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー・鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び通信設備（発電所内）を<u>（vii）-①</u>設置又は保管する設計とする。</p> <p>警報装置として、十分な数量の警報装置の機能を有する送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、十分な数量の送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及びF A X）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及び衛星電話設備（携帯型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）を<u>（vii）-①</u>設置する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">&lt;中略&gt;</p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備（発電所外）として、十分な数量の電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及びF A X）、テレビ会議システム（社内）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、加入電話設備（加入電話及び加入F A X）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P電話及びI P-F A X）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を<u>（vii）-①</u>設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、データ伝送設備を<u>（vii）-①</u>設置する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">&lt;中略&gt;</p>		<p>工事の計画の<u>（vii）-①</u>は、設置変更許可申請書（本文）の<u>（vii）-①</u>と同義であり整合している。</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>□(3)(vii)-②発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）□(3)(vii)-③等の多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）□(3)(vii)-③等の多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4. 通信連絡設備</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>□(3)(vii)-②原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>□(3)(vii)-③警報装置として、十分な数量の警報装置の機能を有する送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、十分な数量の送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及び衛星電話設備（携帯型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">&lt;中略&gt;</p> <p>【計測制御系統施設】（要目表）</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>(1) 中央制御室機能</p> <p>d. 通信連絡</p> <p>□(3)(vii)-②原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動、音声等により行うことができるものとする。</p> <p style="text-align: right;">&lt;中略&gt;</p>	<p>工事の計画の□(3)(vii)-②は、設置変更許可申請書（本文）の□(3)(vii)-②と、文章表現は異なるが、内容に相違はないため整合している。</p> <p>工事の計画の□(3)(vii)-③は、設置変更許可申請書（本文）の□(3)(vii)-③の「等」を具体的に記載しており整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）、衛星電話設備等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）として、データ伝送設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</u></p>	<p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）は、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) <u>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</u>  <u>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</u></p> <p><u>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</u></p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）          4. 通信連絡設備          4.1 通信連絡設備（発電所内）              &lt;中略&gt;  <u>警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u>              &lt;中略&gt;</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）          4.2 通信連絡設備（発電所外）  <u>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備（発電所外）として、十分な数量の電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</u>  <u>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、データ伝送設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の通信回線に接続する。電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。</u></p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</u></p>	<p>なお、<u>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）は、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p>10.12.2 重大事故等時 10.12.2.1 概要 <u>重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</u> 通信連絡設備の系統概要図を第 10.12-1 図に示す。</p>	<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、データ伝送設備は、基準地震動 S<sub>o</sub>による地震力に対し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送する機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） &lt;中略&gt; <u>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に<u>設置又は保管し</u>、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</u> 緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D Sデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4.2 通信連絡設備（発電所外） &lt;中略&gt; <u>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場</u></p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信設備（発電所内）として、通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p>	<p>10.12.2.2 設計方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信設備（発電所内）として、通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p>	<p>所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>＜中略＞</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置を設置又は保管する設計とする。</u></p>	<p>a . 通信連絡設備（発電所内）</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置を設置又は保管する設計とする。</u></p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>＜中略＞</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</u></p> <p>＜中略＞</p> <p>【計測制御系統施設】（要目表）</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>(1) 中央制御室機能</p> <p>d. 通信連絡</p> <p>＜中略＞</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことができるものとする。</u></p> <p>■</p>		
<p><u>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D Sデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（S P D S）を設置する設計とする。</u></p>	<p><u>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D Sデータ表示装置で構成するS P D Sを設置する設計とする。</u></p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>＜中略＞</p> <p><u>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D Sデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</u></p> <p>＜中略＞</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</u>	<u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</u>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>＜中略＞</p>		
<u>携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</u>	<u>携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</u>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び<u>携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。</u>なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p>		
<u>S P D S のうちデータ伝送装置は、中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D S データ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</u>	<u>S P D S のうちデータ伝送装置は、中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D S データ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</u>	<p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D S データ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u></p>	<p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u></p>	<p><b>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</b>  <b>4.1 通信連絡設備（発電所内）</b>          &lt;中略&gt;</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の<u>衛星電話設備（固定型）</u>及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u></p>		
<p><u>衛星電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p>	<p><u>衛星電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p>	<p><u>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p>		
<p><u>衛星電話設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p>	<p><u>衛星電話設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p>	<p><u>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p>		
<p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</u></p>	<p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</u></p>	<p><u>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</u></p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>充電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電池と交換することにより 7 日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7 日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）のうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D Sデータ表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>充電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電池と交換することにより 7 日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7 日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>S P D S のうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>S P D S のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D Sデータ表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）</li> <li>・無線連絡設備（携帯型）</li> <li>・携行型有線通話装置</li> <li>・S P D S</li> <li>・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・燃料給油設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・緊急時対策所用代替電源設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）（10.9 緊急時対策所）</li> </ul> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>充電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電池と交換することにより 7 日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7 日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）のうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D Sデータ表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<中略>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信設備（発電所内）は、<u>④</u>通信設備（発電所内）と同じである。</p> <p><u>⑤重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（S.P.D.S）、衛星電話設備、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</u></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するための通信設備（発電所外）として、通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p>	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信設備（発電所内）は、「(1).a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>(2) 発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するための通信設備（発電所外）として、通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>＜中略＞</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するためには必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に<u>④</u>設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>＜中略＞</p> <p><u>⑤重大事故等が発生した場合に必要な通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）</u>については、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>＜中略＞</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するためには必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P電話及びI P-FAX）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>工事の計画の<u>④</u>は、設置変更許可申請書（本文）の<u>④</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>工事の計画の<u>⑤</u>は、設置変更許可申請書（本文）の<u>⑤</u>と、文章表現は異なるが、内容に相違はないため整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</u></p>	<p>a. 通信連絡設備（発電所外）  <u>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）  4.2 通信連絡設備（発電所外）  &lt;中略&gt;  <u>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P電話及びI P-FAX）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</u>  <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>   <p>【計測制御系統施設】（要目表）  2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能  (1) 中央制御室機能  d. 通信連絡  &lt;中略&gt;  <u>重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことができるものとする。</u>  <span style="background-color: yellow; color: black; padding: 2px;">■</span></p> </p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>□(3)(vii)-⑥衛星電話設備は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p>	<p>a. 通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞</p> <p>衛星電話設備は、「(1).a..通信連絡設備..(発電所内)」と同じである。 ＜中略＞</p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の□(3)(vii)-⑥衛星電話設備..(固定型)..を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備..(携帯型)..及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P電話及びI P-FAX）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。 ＜中略＞</p> <p>□(3)(vii)-⑥衛星電話設備..(固定型)..は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>□(3)(vii)-⑥中央制御室内に設置する衛星電話設備..(固定型)..は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>□(3)(vii)-⑥衛星電話設備..(携帯型)..は、充電池を使用する設計とする。充電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電池と交換することにより 7 日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>□(3)(vii)-⑥緊急時対策所建屋内に設置する衛星電話設備..(固定型)..及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P電話及びI P-FAX）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>工事の計画の□(3)(vii)-⑥は、設置変更許可申請書（本文）の□(3)(vii)-⑥を具体的に記載しており整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p>	<p>a . 通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</u></p> <p>＜中略＞</p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4.2 通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</u></p> <p>＜中略＞</p>		
<p>データ伝送設備は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。△(3)(vii)-⑦なお、データ伝送設備を構成する緊急時対策支援システム伝送装置は、安全パラメータ表示システム（S.P.D.S）の緊急時対策支援システム伝送装置と同じである。</p>	<p>a . 通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞</p> <p><u>データ伝送設備は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。なお、データ伝送設備を構成する緊急時対策支援システム伝送装置は、「(1) a . 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</u></p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4.2 通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</u></p> <p>＜中略＞</p>		
<p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4.2 通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P電話及びI P-FAX）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</u></p> <p>＜中略＞</p>	<p>工事の計画の△(3)(vii)-⑦は、設置変更許可申請書（本文）の△(3)(vii)-⑦を具体的に記載しており整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p>	<p><u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用）</li> <li>・データ伝送設備</li> <li>・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・燃料給油設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・緊急時対策所用代替電源設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）（10.9 緊急時対策所）</li> </ul> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する通信設備（発電所外）</p> <p><u>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する通信設備（発電所外）は、「(2) a. 通信連絡設備（発電所外）」と同じである。</u></p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4.2 通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞</p> <p>緊急時対策所建屋内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。 ＜中略＞</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4.2 通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に(3)(vii)-(8)設置し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。 ＜中略＞</p>		工事の計画の(3)(vii)-(8)は、設置変更許可申請書（本文）の(3)(vii)-(8)を具体的に記載しており整合している。
<p><u>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信設備（発電所外）は、(3)(vii)-(8)通信設備（発電所外）と同じである。</u></p>				

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
（3）（vii）-⑨緊急時対策支援システム（E.R.S.S.）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及びデータ伝送設備については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動S.sによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。	重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備、緊急時対策支援システム（E.R.S.S.）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、SPDS、データ伝送設備、衛星電話設備、無線連絡設備のうち無線連絡設備（搬帯型）、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動S.sによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。	【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4.2 通信連絡設備（発電所外） <中略> （3）（vii）-⑨重大事故等が発生した場合に必要な通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、基準地震動S.sによる地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。 <中略>	工事の計画の（3）（vii） ⑨は、設置変更許可申請書（本文）の（3）（vi）-⑨と同義であり整合している。	
非常用交流電源設備については、「（2）非常用電源設備の構造」に記載する。	非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。		非常用交流電源設備については、設置変更許可申請書（本文）「（2）非常用電源設備の構造」に示す。	
常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「（2）（iv）代替電源設備」に記載する。	常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び燃料給油設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。		常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、設置変更許可申請書（本文）「（2）（iv）代替電源設備」に示す。	
緊急時対策所用代替電源設備については、「（3）（vi）緊急時対策所」に記載する。	緊急時対策所用代替電源設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。		緊急時対策所用代替電源設備については、設置変更許可申請書（本文）「（3）（vi）緊急時対策所」に示す。	
	非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散等を除く設計方針を適用する。			

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、同一の端末を使用することにより、端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な容量を確保する設計とする。</u></p>	<p>10.12.2.2.3 共用の禁止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 <u>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、同一の端末を使用することにより、端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u> また、これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な容量を確保する設計とする。</p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4.2 通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞ <u>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、同一の端末を使用することにより、端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u> これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な容量を確保する設計とする。 ＜中略＞</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p> <p>又(3)(vii)-⑩送受話器（ページング）（警報装置を含む。） 又(3)(vii)-⑪〔又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用〕 又(3)(vii)-⑫一式</p> <p>加入電話設備（加入電話及び加入FAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 又(3)(vii)-⑪〔又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用〕 又(3)(vii)-⑫一式</p> <p>電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 又(3)(vii)-⑪〔又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用〕 又(3)(vii)-⑫一式</p> <p>テレビ会議システム（社内）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 又(3)(vii)-⑪〔又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用〕 又(3)(vii)-⑫一式</p> <p>専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海発電所及び東海第二発電所共用） 又(3)(vii)-⑪〔又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用〕 又(3)(vii)-⑫一式</p> <p>無線連絡設備（固定型） 又(3)(vii)-⑪〔又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用〕 又(3)(vii)-⑫一式</p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞</p> <p>警報装置として、又(3)(vii)-⑫十分な数量の又(3)(vii)-⑩警報装置の機能を有する送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、又(3)(vii)-⑫十分な数量の又(3)(vii)-⑩送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及び衛星電話設備（携帯型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備（発電所外）として、又(3)(vii)-⑫十分な数量の電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 ＜中略＞</p>	<p>工事の計画の又(3)(vii)-⑩は、設置変更許可申請書（本文）の又(3)(vi)-⑪を具体的に記載しており整合している。</p> <p>「送受話器（ページング）」、「加入電話設備」、「電力保安通信用電話設備」、「テレビ会議システム（社内）」、「専用電話設備」、「無線連絡設備（固定型）」は、設置変更許可申請書（本文）における又(3)(vii)-⑪を工事の計画における登録として「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理している。</p> <p>又(3)(vii)-⑫ 工事計画の「十分な数量」は設置変更許可申請書（本文）の「一式」に含まれることから整合している。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>〔常設重大事故等対処設備〕 衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用） △(3)(vii)-(1)（「△(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） △(3)(vii)-(14)一式</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S） △(3)(vii)-(13)（「△計測制御系統施設の構造及び設備」及び「△(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） △(3)(vii)-(15)一式</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P電話及びI P-FAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用） △(3)(vii)-(13)（「△(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） △(3)(vii)-(14)一式</p> <p>データ伝送設備 △(3)(vii)-(15)一式</p>	<p>第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様</p> <p>(1) 衛星電話設備 衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 兼用する設備は以下のとおり。            • 緊急時対策所（通常運転時等）            • 緊急時対策所（重大事故等時）            • 通信連絡設備（通常運転時等）            使用回線 衛星系回線            個数 ..... 一式</p> <p>(2) S.P.D.S. 兼用する設備は以下のとおり。            • 計装設備（重大事故等対処設備）            • 緊急時対策所（通常運転時等）            • 緊急時対策所（重大事故等時）            • 通信連絡設備（通常運転時等）            a. データ伝送装置            使用回線 有線系回線及び無線系回線            個数 ..... 一式            b. 緊急時対策支援システム伝送装置            使用回線 有線系回線及び無線系回線            個数 ..... 一式            c. S.P.D.Sデータ表示装置            個数 ..... 一式</p> <p>(3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（東海発電所及び東海第二発電所共用） 兼用する設備は以下のとおり。            • 緊急時対策所（通常運転時等）            • 緊急時対策所（重大事故等時）            • 通信連絡設備（通常運転時等）            a. テレビ会議システム（東海発電所及び東海第二発電所共用）            使用回線 有線系回線及び衛星系回線            個数 ..... 一式            b. I.P.電話（東海発電所及び東海第二発電所共用）            使用回線 有線系回線又は衛星系回線            個数 ..... 一式            c. I.P.-F.A.X.（東海発電所及び東海第二発電所共用）            使用回線 有線系回線又は衛星系回線            個数 ..... 一式</p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4.1 通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞ 警報装置として、十分な数量の警報装置の機能を有する送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、十分な数量の送受話器（ページング）、電力保安用電話設備（固定電話機、P H S端末及びF A X）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及び衛星電話設備（携帯型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、△(3)(vii)-(14)必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中心制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）△(3)(vii)-(15)のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びS.P.D.Sデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4.2 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備（発電所外）として、十分な数量の電力保安用電話設備（固定電話機、P H S端末及びF A X）、テレビ会議システム（社内）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、加入電話設備（加入電話及び加入F A X）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）），</p>	<p>「衛星電話設備（固定型）」、「安全パラメータ表示システム（S P D S）」、「統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備」、「データ伝送設備」は、設置変更許可申請書（本文）における△(3)(vii)-(13)を工事の計画における登録として「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理しておらず整合している。</p> <p>△(3)(vii)-(14) 工事計画の「必要な数量」は設置変更許可申請書（本文）の「一式」に含まれることから整合している。</p> <p>工事の計画の△(3)(vii)-(15)は、設置変更許可申請書（本文）の△(3)(vii)-(15)を具体的に記載しており整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(4) データ伝送設備 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>a. 緊急時対策支援システム伝送装置 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 ..... 一式</p>	<p>専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、<del>¶(3)(vii)-⑭必要な数量の衛星電話設備（固定型）</del>を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、<del>¶(3)(vii)-⑭必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）</del>を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備<del>¶(3)(vii)-⑮を緊急時対策所建屋内に設置する</del>設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>〔可搬型重大事故等対処設備〕 携行型有線通話装置 <input checked="" type="checkbox"/> (3) (vii)-⑯ (〔<input checked="" type="checkbox"/> (3) (vi) 緊急時対策所」と兼用) <input checked="" type="checkbox"/> (3) (vii)-⑰ 一式</p> <p>無線連絡設備（携帯型） <input checked="" type="checkbox"/> (3) (vii)-⑯ (〔<input checked="" type="checkbox"/> (3) (vi) 緊急時対策所」と兼用) <input checked="" type="checkbox"/> (3) (vii)-⑰ 一式</p> <p>衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用） <input checked="" type="checkbox"/> (3) (vii)-⑯ (〔<input checked="" type="checkbox"/> (3) (vi) 緊急時対策所」と兼用) <input checked="" type="checkbox"/> (3) (vii)-⑰ 一式</p>	<p>第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様</p> <p>(1) 携行型有線通話装置 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 有線系回線 個数 一式</p> <p>(2) 無線連絡設備 無線連絡設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個数 一式</p> <p>(3) 衛星電話設備 衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 衛星系回線 個数 一式</p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4.1 通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞</p> <p>警報装置として、十分な数量の警報装置の機能を有する送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、十分な数量の送受話器（ページング）、電力保安用通信電話設備（固定電話機、P H S 端末及び F A X）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及び衛星電話設備（携帯型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、<input checked="" type="checkbox"/> (3) (vii)-⑰ 必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、<input checked="" type="checkbox"/> (3) (vii)-⑰ 必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、<input checked="" type="checkbox"/> (3) (vii)-⑰ 必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及び I P - F A X）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p>	<p>「携行型有線通話装置」、「無線連絡設備（携帯型）」、「衛星電話設備（携帯型）」は、設置変更許可申請書（本文）における<input checked="" type="checkbox"/> (3) (vii)-⑯を工事の計画における登録として「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理しておらず、整合していない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> (3) (vii)-⑰ 工事計画の「必要な数量」は設置変更許可申請書（本文）の「一式」に含まれることから整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>携行型有線通話装置、衛星電話設備、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（S P D S）及びデータ伝送設備は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p>		<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）          4.1 通信連絡設備（発電所内）          　　＜中略＞          警報装置として、十分な数量の警報装置の機能を有する送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、十分な数量の送受話器（ページング）、電力保安用通信電話設備（固定電話機、P H S 端末及びF A X）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及び衛星電話設備（携帯型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。          また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）を設置する設計とする。          　　＜中略＞</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。          緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D Sデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。          　　＜中略＞</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）          4.2 通信連絡設備（発電所外）          設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要な箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備（発電所外）として、十分な数量の電</p>	設置変更許可申請書（本文）で「設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。」としている通信設備については、工事の計画の「4.1 通信連絡設備（発電所内）」及び「4.2 通信連絡設備（発電所外）」で設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用することを詳細に設計しており整合している。	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>力保安通信用電話設備（固定電話機，P H S 端末及びF A X），<u>テレビ会議システム（社内）（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。））</u>，加入電話設備（加入電話及び加入F A X）（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向）（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），衛星電話設備（固定型），衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（<u>テレビ会議システム，I P電話及びI P-F A X</u>）（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として，<u>データ伝送設備</u>を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">&lt;中略&gt;</p> <p>重大事故等が発生した場合において，発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として，必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し，必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（<u>テレビ会議システム，I P電話及びI P-F A X</u>）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として，緊急時対策支援システム伝送装置で構成する<u>データ伝送設備</u>を緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">&lt;中略&gt;</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(viii) 代替淡水貯槽</p> <p>代替淡水貯槽には、<u>（viii）-①低圧代替注水系（常設）による原子炉への注入水、（viii）-②代替燃料プール注水系（常設）による使用済燃料プールへの注入水、並びに<u>（viii）-③代替格納容器スプレイ冷却系（常設）及び格納容器下部注水系（常設）による原子炉格納容器への注入水を貯留する。</u></u></p> <p>また、<u>（viii）-①低圧代替注水系（可搬型）による原子炉への注入水、（viii）-②代替燃料プール注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注入水、並びに<u>（viii）-③代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）及び格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器への注入水を貯留する。</u></u></p> <p>基 数 1 容 量 約 5,000 m<sup>3</sup></p>	<p>9.12 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備</p> <p>9.12.2 設計方針</p> <p>(1) 重大事故等の収束に必要となる水源</p> <p>a. 代替淡水貯槽を水源とした場合に用いる設備</p> <p>想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）、格納容器下部注水系（常設）及び格納容器下部注水系（可搬型）の水源として、また、格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置へのスクラビング水補給の水源として、さらに、使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である代替燃料プール注水系（注水ライン）、代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッダ）及び代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）の水源として、代替淡水貯槽を使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替淡水貯槽</li> </ul> <p>各系統の詳細については、「4.3 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」、「5.9 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「9.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」及び「9.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」に記載する。</p>	<p>【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】（基本設計方針）</p> <p>4.7.1 重大事故等の収束に必要となる水源</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>代替淡水貯槽は、想定される重大事故等時において、<u>（viii）-②使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である代替燃料プール注水系（注水ライン）、代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッダ）及び代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）</u>の水源として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針）</p> <p>4. 残留熱除去設備</p> <p>4.4 水源、代替水源供給設備</p> <p>4.4.1 重大事故等の収束に必要となる水源</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>代替淡水貯槽及び西側淡水貯水設備は、想定される重大事故等時において、格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置へのスクラビング水補給の水源として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5.8.1 重大事故等の収束に必要となる水源</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>代替淡水貯槽は、想定される重大事故等時において、<u>（viii）-①原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（常設）及び低圧代替注水系（可搬型）</u>の水源として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【原子炉格納施設】（基本設計方針）</p> <p>3.7.1 重大事故等の収束に必要となる水源</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>代替淡水貯槽は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水及び<u>（viii）-③原子炉格納容器へのスプレイ</u>に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）、格納容器下部注水系（常設）及び格納容器下部注水系（可搬型）の水源として、また、格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置へのスクラビング水補給の水源として使用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>工事計画の<u>（viii）-①、（viii）-②、（viii）-③</u>は、設置変更許可申請書（本文）の<u>（viii）-①、（viii）-②、（viii）-③</u>と同義であり整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																				
		<p style="text-align: center;"><b>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】</b>  <b>（要目表）</b></p> <p>6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る次の事項      6.7 低圧代替注水系</p> <p style="text-align: center;">(3) 貯蔵槽の名称、種類、容積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: right;">変更前</th> <th style="text-align: right;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td colspan="2">代替淡水貯槽<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>一</td> <td colspan="2">鉄筋コンクリート貯槽</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td colspan="2">4300 以上 (5000<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>最 高 使用 圧 力<sup>*3, *4</sup></td> <td>MPa</td> <td colspan="2">静水頭</td> </tr> <tr> <td>最 高 使用 温 度<sup>*3, *4</sup></td> <td>℃</td> <td colspan="2">66</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>内 径 mm 高さ mm 壁 厚さ mm 床 厚さ mm</td> <td colspan="2">20000<sup>*2</sup> 21500<sup>*2</sup> 3000<sup>*2</sup> 3000<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>一</td> <td colspan="2">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一</td> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>取 付 管 所</td> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td colspan="2">代替淡水貯槽 低圧代替注水系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td colspan="2">屋外 EL. -18,50 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 水 防 護 上 の 配 憲 が 必 要 な 高 底</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注記 *1：残留熱除去設備（格納容器圧力逃がし装置、代替水源供給設備）及び非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（代替水源供給設備）、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却化設備（代替燃料プール注水系、代替水源供給設備）、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（代替格納容器スプレイ冷却系、格納容器下部注水系、低圧代替注水系、代替水源供給設備）及び圧力低減設備その他の安全設備の圧力逃がし装置（格納容器圧力逃がし装置、代替水源供給設備）と並用する。      *2：公称値を示す。      *3：原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備に使用する場合の事項を記載。      *4：重大事故等時における使用時の値を示す。</p>			変更前	変更後	名 称		代替淡水貯槽 <sup>*1</sup>		種 類	一	鉄筋コンクリート貯槽		容 量	m <sup>3</sup> /個	4300 以上 (5000 <sup>*2</sup> )		最 高 使用 圧 力 <sup>*3, *4</sup>	MPa	静水頭		最 高 使用 温 度 <sup>*3, *4</sup>	℃	66		主 要 寸 法	内 径 mm 高さ mm 壁 厚さ mm 床 厚さ mm	20000 <sup>*2</sup> 21500 <sup>*2</sup> 3000 <sup>*2</sup> 3000 <sup>*2</sup>		材 料	一	鉄筋コンクリート		個 数	一	1		取 付 管 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	代替淡水貯槽 低圧代替注水系			設 置 床	屋外 EL. -18,50 m			設 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—			設 水 防 護 上 の 配 憲 が 必 要 な 高 底	—			
		変更前	変更後																																																					
名 称		代替淡水貯槽 <sup>*1</sup>																																																						
種 類	一	鉄筋コンクリート貯槽																																																						
容 量	m <sup>3</sup> /個	4300 以上 (5000 <sup>*2</sup> )																																																						
最 高 使用 圧 力 <sup>*3, *4</sup>	MPa	静水頭																																																						
最 高 使用 温 度 <sup>*3, *4</sup>	℃	66																																																						
主 要 寸 法	内 径 mm 高さ mm 壁 厚さ mm 床 厚さ mm	20000 <sup>*2</sup> 21500 <sup>*2</sup> 3000 <sup>*2</sup> 3000 <sup>*2</sup>																																																						
材 料	一	鉄筋コンクリート																																																						
個 数	一	1																																																						
取 付 管 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	代替淡水貯槽 低圧代替注水系																																																						
	設 置 床	屋外 EL. -18,50 m																																																						
	設 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—																																																						
	設 水 防 護 上 の 配 憲 が 必 要 な 高 底	—																																																						

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(ix) 西側淡水貯水設備</p> <p>西側淡水貯水設備には、<u>又(viii)-④</u>低圧代替注水系（可搬型）による原子炉への注入水、<u>又(viii)-⑤</u>代替燃料プール注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注入水、並びに<u>又(viii)-⑥</u>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）及び格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器への注入水を貯留する。</p> <p>基 数 1</p> <p>容 量 約 5,000 m<sup>3</sup></p>	<p>b. 西側淡水貯水設備を水源とした場合に用いる設備</p> <p>想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（可搬型）、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）及び格納容器下部注水系（可搬型）の水源として、また、格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置へのスクラビング水補給の水源として、さらに、使用済燃料プールの注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である代替燃料プール注水系（注水ライン）の水源として、西側淡水貯水設備を使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西側淡水貯水設備</li> </ul> <p>各系統の詳細については、「4.3 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」、「5.9 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「9.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」及び「9.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」に記載する。</p>	<p>【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】（基本設計方針）</p> <p>4.7.1 重大事故等の収束に必要となる水源</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>西側淡水貯水設備は、想定される重大事故等時において、<u>又(viii)-④</u>使用済燃料プールの注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である代替燃料プール注水系（注水ライン）の水源として使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針）</p> <p>4. 残留熱除去設備</p> <p>4.4 水源、代替水源供給設備</p> <p>4.4.1 重大事故等の収束に必要となる水源</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>代替淡水貯槽及び西側淡水貯水設備は、想定される重大事故等時において、格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置へのスクラビング水補給の水源として使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>5.8.1 重大事故等の収束に必要となる水源</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>西側淡水貯水設備は、想定される重大事故等時において、<u>又(viii)-④</u>原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（可搬型）の水源として使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>【原子炉格納施設】（基本設計方針）</p> <p>3.7.1 重大事故等の収束に必要となる水源</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>西側淡水貯水設備は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水及び<u>又(viii)-⑥</u>原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（可搬型）、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）及び格納容器下部注水系（可搬型）の水源として、また、格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置へのスクラビング水補給の水源として使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>工事計画の<u>又(viii)-④</u>、<u>又(viii)-⑤</u>、<u>又(viii)-⑥</u>は、設置変更許可申請書（本文）の<u>又(viii)-④</u>、<u>又(viii)-⑤</u>、<u>又(viii)-⑥</u>と同義であり整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																						
		<p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 (要目表)</p> <p>6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る次の事項 6.7 低圧代替注水系</p> <p>(3) 貯蔵槽の名称、種類、容積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">変更前</th> <th style="text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td></td> <td style="text-align: center;">西側淡水貯水設備<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td style="text-align: center;">一</td> <td style="text-align: center;">鉄筋コンクリート貯槽</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td style="text-align: center;"><math>m^3</math>/個</td> <td style="text-align: center;">4300 以上 (5000<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力<sup>*3, *4</sup></td> <td style="text-align: center;">MPa</td> <td style="text-align: center;">静水頭</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度<sup>*3, *4</sup></td> <td style="text-align: center;">°C</td> <td style="text-align: center;">66</td> </tr> <tr> <td>た て</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td style="text-align: center;">51500<sup>*5</sup></td> </tr> <tr> <td>横</td> <td></td> <td style="text-align: center;">40000<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td style="text-align: center;">5000<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>壁 厚 さ ( 東 西 側 )</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td style="text-align: center;">2500<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>壁 厚 さ ( 南 北 側 )</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td style="text-align: center;">3000<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>床 厚 さ</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td style="text-align: center;">3000<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td style="text-align: center;">一</td> <td style="text-align: center;">鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td style="text-align: center;">一</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">西側淡水貯水設備 低圧代替注水系</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">屋外 EL. -21.00 m</td> </tr> <tr> <td>沿 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>沿 水 防 護 上 の 配 潟 が 必 要 な 高 さ</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：残留熱除去設備（格納容器圧力逃がし装置、代替水源供給設備）及び非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（代替水源供給設備）、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却強化設備（代替燃料フレール注水系、代替水源供給設備）、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他安全設備の原子炉格納容器安全設備（代替格納容器フタレイ冷却系、格納容器下部注水系、低圧代替注水系、代替水源供給設備）及び圧力低減設備その他の安全設備の圧力逃がし装置（格納容器圧力逃がし装置、代替水源供給設備）と兼用する。 *2：公称値を示す。 *3：原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備に使用する場合の事項を記載。 *4：重大事故等における使用時の値を示す。</p>		変更前	変更後	名 称		西側淡水貯水設備 <sup>*1</sup>	種 類	一	鉄筋コンクリート貯槽	容 量	$m^3$ /個	4300 以上 (5000 <sup>*2</sup> )	最 高 使 用 圧 力 <sup>*3, *4</sup>	MPa	静水頭	最 高 使 用 温 度 <sup>*3, *4</sup>	°C	66	た て	mm	51500 <sup>*5</sup>	横		40000 <sup>*2</sup>	高 さ	mm	5000 <sup>*2</sup>	壁 厚 さ ( 東 西 側 )	mm	2500 <sup>*2</sup>	壁 厚 さ ( 南 北 側 )	mm	3000 <sup>*2</sup>	床 厚 さ	mm	3000 <sup>*2</sup>	材 料	一	鉄筋コンクリート	個 数	一	1	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	西側淡水貯水設備 低圧代替注水系	設 置 床	—	屋外 EL. -21.00 m	沿 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	沿 水 防 護 上 の 配 潟 が 必 要 な 高 さ	—	—		
	変更前	変更後																																																								
名 称		西側淡水貯水設備 <sup>*1</sup>																																																								
種 類	一	鉄筋コンクリート貯槽																																																								
容 量	$m^3$ /個	4300 以上 (5000 <sup>*2</sup> )																																																								
最 高 使 用 圧 力 <sup>*3, *4</sup>	MPa	静水頭																																																								
最 高 使 用 温 度 <sup>*3, *4</sup>	°C	66																																																								
た て	mm	51500 <sup>*5</sup>																																																								
横		40000 <sup>*2</sup>																																																								
高 さ	mm	5000 <sup>*2</sup>																																																								
壁 厚 さ ( 東 西 側 )	mm	2500 <sup>*2</sup>																																																								
壁 厚 さ ( 南 北 側 )	mm	3000 <sup>*2</sup>																																																								
床 厚 さ	mm	3000 <sup>*2</sup>																																																								
材 料	一	鉄筋コンクリート																																																								
個 数	一	1																																																								
系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	西側淡水貯水設備 低圧代替注水系																																																								
設 置 床	—	屋外 EL. -21.00 m																																																								
沿 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																								
沿 水 防 護 上 の 配 潟 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																								

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
(x) 代替淡水源  設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保し、かつ、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な(xviii)-⑦設備を設ける。  代替淡水貯槽を水源として重大事故等の対応を実施する際には、西側淡水貯水設備を代替淡水源とし、西側淡水貯水設備を水源として重大事故等の対応を実施する際には、代替淡水貯槽を代替淡水源とする。	<p>9.12 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 9.12.2 設計方針</p> <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備のうち、重大事故等の収束に必要となる水源として、代替淡水貯槽、西側淡水貯水設備、サプレッション・チェンバ及びほう酸水貯蔵タンクを設ける。これら重大事故等の収束に必要となる水源とは別に、代替淡水源として多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンクを設ける。</p> <p>代替淡水貯槽を水源として重大事故等の対応を実施する際には、西側淡水貯水設備を代替淡水源とし、西側淡水貯水設備を水源として重大事故等の対応を実施する際には、代替淡水貯槽を代替淡水源とする。また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用できる設計とする。</p> <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備のうち、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備として、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプを設ける。また、海を利用するために必要な設備として、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプを設ける。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>e. 代替淡水源を水源とした場合に用いる設備 想定される重大事故等時において、代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備へ水を供給するための水源であるとともに、格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置へのスクラビング水補給の水源として、代替淡水源である多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンクを使用する。</p>	<p>【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】（基本設計方針） 4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 4.7 水源、代替水源供給設備 4.7.1 重大事故等の収束に必要となる水源 設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な水の量を供給するために必要な(xviii)-⑦重大事故等対処設備として、代替淡水貯槽及び西側淡水貯水設備を重大事故等の収束に必要となる水源として設ける設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針） 4. 残留熱除去設備 4.4 水源、代替水源供給設備 4.4.1 重大事故等の収束に必要となる水源 設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な水の量を供給するために必要な(xviii)-⑦重大事故等対処設備として、代替淡水貯槽、西側淡水貯水設備及びサプレッション・チェンバを重大事故等の収束に必要となる水源として設ける設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 5.8 水源、代替水源供給設備 5.8.1 重大事故等の収束に必要となる水源 設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な水の量を供給するために必要な(xviii)-⑦重大事故等対処設備として、代替淡水貯槽、西側淡水貯水設備、サプレッション・チェンバ及びほう酸水貯蔵タンクを重大事故等の収束に必要となる水源として設ける設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>【原子炉格納施設】（基本設計方針） 3. 圧力低減設備その他の安全設備 3.7 水源、代替水源供給設備 3.7.1 重大事故等の収束に必要となる水源 設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故</p>		工事計画の(xviii)-⑦は、設置変更許可申請書(本文)の(xviii)-⑦を具体的に記載しており、整合している。

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な水の量を供給するために必要な⑥(ⅱ)-⑦重大事故等対処設備として、代替淡水貯槽、西側淡水貯水設備、サブレッショング・チェンバ及びほう酸水貯蔵タンクを重大事故等の収束に必要となる水源として設ける設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】（基本設計方針）</p> <p>4.7.1 重大事故等の収束に必要となる水源</p> <p>＜中略＞</p> <p>代替淡水貯槽を水源として重大事故等の対応を実施する際には、西側淡水貯水設備を代替淡水源とし、西側淡水貯水設備を水源として重大事故等の対応を実施する際には、代替淡水貯槽を代替淡水源とする。また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用できる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】（基本設計方針）</p> <p>4.4.1 重大事故等の収束に必要となる水源</p> <p>＜中略＞</p> <p>代替淡水貯槽を水源として重大事故等の対応を実施する際には、西側淡水貯水設備を代替淡水源とし、西側淡水貯水設備を水源として重大事故等の対応を実施する際には、代替淡水貯槽を代替淡水源とする。また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用できる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>5.8.1 重大事故等の収束に必要となる水源</p> <p>＜中略＞</p> <p>代替淡水貯槽を水源として重大事故等の対応を実施する際には、西側淡水貯水設備を代替淡水源とし、西側淡水貯水設備を水源として重大事故等の対応を実施する際には、代替淡水貯槽を代替淡水源とする。また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用できる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>【原子炉格納施設】（基本設計方針）</p> <p>3.7.1 重大事故等の収束に必要となる水源 ＜中略＞</p> <p>代替淡水貯槽を水源として重大事故等の対応を実施する際には、西側淡水貯水設備を代替淡水源とし、西側淡水貯水設備を水源として重大事故等の対応を実施する際には、代替淡水貯槽を代替淡水源とする。また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用できる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】（基本設計方針）</p> <p>4.7.1 重大事故等の収束に必要となる水源 ＜中略＞</p> <p>（viii）-⑦代替淡水源である淡水タンク（多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク）は、想定される重大事故等時において、代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備へ水を供給するための水源として使用できる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 (基本設計方針)</p> <p>4.4.1 重大事故等の収束に必要となる水源 ＜中略＞</p> <p>（viii）-⑦代替淡水源である淡水タンク（多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク）は、想定される重大事故等時において、代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備へ水を供給するための水源として使用できる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>5.8.1 重大事故等の収束に必要となる水源 ＜中略＞</p> <p>（viii）-⑦代替淡水源である淡水タンク（多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク）は、想定される重大事故等時において、代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備へ水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（可搬型）の水源として使用できる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>【原子炉格納施設】（基本設計方針）</p> <p>3.7.1 重大事故等の収束に必要となる水源 ＜中略＞</p> <p>図(viii)-⑦代替淡水源である淡水タンク（多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク）は、想定される重大事故等時において、代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備へ水を供給するための水源であるとともに、格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置へのスクラビング水補給の水源として使用できる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】（基本設計方針）</p> <p>4.7.2 代替水源供給設備 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備及び海を利用するために必要な設備として、図(viii)-⑦可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプを設ける設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 (基本設計方針)</p> <p>4.4.2 代替水源供給設備 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備及び海を利用するために必要な設備として、図(viii)-⑦可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプを設ける設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>5.8.2 代替水源供給設備 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備及び海を利用するために必要な設備として、図(viii)-⑦可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプを設ける設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【原子炉格納施設】（基本設計方針）</p> <p>3.7.2 代替水源供給設備 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備及び海を利用するために必要な設備として、図(viii)-⑦可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプを設ける設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																																							
<p>a. 多目的タンク</p> <p>基 数 1</p> <p>容 量 約 1,500 m<sup>3</sup></p>	<p>5.12.1.4 主要仕様</p> <p>f. 多目的タンク</p> <p>個 数 1</p> <p>容 量 約 1,500m<sup>3</sup></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>【その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備】 (要目表)</p> <p>4 火災防護設備 2 消火設備に係る次の事項 2.1 消火系 (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>常設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td></td> <td>多目的タンク（東海、東海第二発電所共用）*1</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>たて置円筒形</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td>1500 以上 (1500*)</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>胴 内 径</td> <td>mm</td> <td>13560*2</td> </tr> <tr> <td>胴 板 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>(6, 0*) (7, 0*) (8, 0*)</td> </tr> <tr> <td>屋 根 板 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>□ (4, 5*)</td> </tr> <tr> <td>底 板 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>6, 0 (6, 0*)</td> </tr> <tr> <td>出 口 管 台 外 径</td> <td>mm</td> <td>318, 5*2</td> </tr> <tr> <td>出 口 管 台 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>17, 4*2</td> </tr> <tr> <td>構 内 消 水 出 口 管 台 外 径</td> <td>mm</td> <td>216, 3*2</td> </tr> <tr> <td>構 内 消 水 出 口 管 台 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>12, 7*2</td> </tr> <tr> <td>側 マンホール 管 台 外 径</td> <td>mm</td> <td>626, 0*2</td> </tr> <tr> <td>側 マンホール 管 台 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>8, 0*2</td> </tr> <tr> <td>側 マンホールふた 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>□ (16, 0*)</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>13256*2</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td></td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>胴 板</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>屋 根 板</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>底 板</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>側 マンホールふた</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td></td> <td>多目的タンク 消火系 屋外 EL. 11, 00 m</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 ( ラ イ ン 名 )</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 配 潜 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 本設備は既存の設備である。 *2: 公称値を示す。</p>		変 更 前	変 更 後	名 称		多目的タンク（東海、東海第二発電所共用）*1	種 類	—	たて置円筒形	容 量	m <sup>3</sup> /個	1500 以上 (1500*)	最 高 使 用 圧 力	MPa	静水頭	最 高 使 用 温 度	℃	50	胴 内 径	mm	13560*2	胴 板 厚 さ	mm	(6, 0*) (7, 0*) (8, 0*)	屋 根 板 厚 さ	mm	□ (4, 5*)	底 板 厚 さ	mm	6, 0 (6, 0*)	出 口 管 台 外 径	mm	318, 5*2	出 口 管 台 厚 さ	mm	17, 4*2	構 内 消 水 出 口 管 台 外 径	mm	216, 3*2	構 内 消 水 出 口 管 台 厚 さ	mm	12, 7*2	側 マンホール 管 台 外 径	mm	626, 0*2	側 マンホール 管 台 厚 さ	mm	8, 0*2	側 マンホールふた 厚 さ	mm	□ (16, 0*)	高 さ	mm	13256*2	材 料		SS400	胴 板	—	SS400	屋 根 板	—	SS400	底 板	—	SS400	側 マンホールふた	—	SS400	個 数	—	—	取 付 箇 所		多目的タンク 消火系 屋外 EL. 11, 00 m	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—	設 置 床	—	—	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—	溢 水 防 護 上 の 配 潜 が 必 要 な 高 さ	—	—		
	変 更 前	変 更 後																																																																																									
名 称		多目的タンク（東海、東海第二発電所共用）*1																																																																																									
種 類	—	たて置円筒形																																																																																									
容 量	m <sup>3</sup> /個	1500 以上 (1500*)																																																																																									
最 高 使 用 圧 力	MPa	静水頭																																																																																									
最 高 使 用 温 度	℃	50																																																																																									
胴 内 径	mm	13560*2																																																																																									
胴 板 厚 さ	mm	(6, 0*) (7, 0*) (8, 0*)																																																																																									
屋 根 板 厚 さ	mm	□ (4, 5*)																																																																																									
底 板 厚 さ	mm	6, 0 (6, 0*)																																																																																									
出 口 管 台 外 径	mm	318, 5*2																																																																																									
出 口 管 台 厚 さ	mm	17, 4*2																																																																																									
構 内 消 水 出 口 管 台 外 径	mm	216, 3*2																																																																																									
構 内 消 水 出 口 管 台 厚 さ	mm	12, 7*2																																																																																									
側 マンホール 管 台 外 径	mm	626, 0*2																																																																																									
側 マンホール 管 台 厚 さ	mm	8, 0*2																																																																																									
側 マンホールふた 厚 さ	mm	□ (16, 0*)																																																																																									
高 さ	mm	13256*2																																																																																									
材 料		SS400																																																																																									
胴 板	—	SS400																																																																																									
屋 根 板	—	SS400																																																																																									
底 板	—	SS400																																																																																									
側 マンホールふた	—	SS400																																																																																									
個 数	—	—																																																																																									
取 付 箇 所		多目的タンク 消火系 屋外 EL. 11, 00 m																																																																																									
系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—																																																																																									
設 置 床	—	—																																																																																									
溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—																																																																																									
溢 水 防 護 上 の 配 潜 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																																																									

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																																												
<p>b. 原水タンク</p> <p>基.....数 1 容.....量 約 1,000 m<sup>3</sup></p>	<p>5.12.1.4 主要仕様 &lt;中略&gt;</p> <p>a. 原水タンク 個.....数 1 容.....量 約 1,000m<sup>3</sup> &lt;中略&gt;</p>	<p>【その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備】 (要目表)</p> <p>4 火災防護設備 2 消火設備に係る次の事項 2.1 消火系 (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">常設</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td></td> <td></td> <td>原水タンク（東海、東海第二発電所共用）</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>一</td> <td></td> <td>たて置円筒形</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td></td> <td>1000 以上 (1000*)</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td></td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td></td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>mm</td> <td></td> <td>11620*</td> </tr> <tr> <td>胸 内 径</td> <td>mm</td> <td></td> <td>(6.0*)</td> </tr> <tr> <td>胸 板 厚 さ</td> <td>mm</td> <td></td> <td>(9.0*)</td> </tr> <tr> <td>屋 根 板 厚 さ</td> <td>mm</td> <td></td> <td>(11.0*)</td> </tr> <tr> <td>底 板 厚 さ</td> <td>mm</td> <td></td> <td>(4.5*)</td> </tr> <tr> <td>出 口 管 台 外 径</td> <td>mm</td> <td></td> <td>(12.0*)</td> </tr> <tr> <td>出 口 管 台 厚 さ</td> <td>mm</td> <td></td> <td>216.3*</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td></td> <td>12.7*</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>mm</td> <td></td> <td>11412*</td> </tr> <tr> <td>胸 板</td> <td>—</td> <td></td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>屋 根 板</td> <td>—</td> <td></td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>底 板</td> <td>—</td> <td></td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>系 統 名 (ライイン名)</td> <td>—</td> <td>原水タンク 消火系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>屋外 EL. 11.00 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢 水 防 護 上 の 画 番 号</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢 水 防 護 上 の 配 憲 が 必 要 な 高 さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 * : 公称値を示す。</p>	常設		変更前	変更後	名 称			原水タンク（東海、東海第二発電所共用）	種 類	一		たて置円筒形	容 量	m <sup>3</sup> /個		1000 以上 (1000*)	最 高 使 用 圧 力	MPa		静水頭	最 高 使 用 温 度	℃		50	主 要 寸 法	mm		11620*	胸 内 径	mm		(6.0*)	胸 板 厚 さ	mm		(9.0*)	屋 根 板 厚 さ	mm		(11.0*)	底 板 厚 さ	mm		(4.5*)	出 口 管 台 外 径	mm		(12.0*)	出 口 管 台 厚 さ	mm		216.3*	高 さ	mm		12.7*	材 料	mm		11412*	胸 板	—		SS400	屋 根 板	—		SS400	底 板	—		SS400	個 数	—		—	取 付 箇 所	系 統 名 (ライイン名)	—	原水タンク 消火系		設 置 床	—	屋外 EL. 11.00 m		溢 水 防 護 上 の 画 番 号	—	—		溢 水 防 護 上 の 配 憲 が 必 要 な 高 さ	—	—		
常設		変更前	変更後																																																																																													
名 称			原水タンク（東海、東海第二発電所共用）																																																																																													
種 類	一		たて置円筒形																																																																																													
容 量	m <sup>3</sup> /個		1000 以上 (1000*)																																																																																													
最 高 使 用 圧 力	MPa		静水頭																																																																																													
最 高 使 用 温 度	℃		50																																																																																													
主 要 寸 法	mm		11620*																																																																																													
胸 内 径	mm		(6.0*)																																																																																													
胸 板 厚 さ	mm		(9.0*)																																																																																													
屋 根 板 厚 さ	mm		(11.0*)																																																																																													
底 板 厚 さ	mm		(4.5*)																																																																																													
出 口 管 台 外 径	mm		(12.0*)																																																																																													
出 口 管 台 厚 さ	mm		216.3*																																																																																													
高 さ	mm		12.7*																																																																																													
材 料	mm		11412*																																																																																													
胸 板	—		SS400																																																																																													
屋 根 板	—		SS400																																																																																													
底 板	—		SS400																																																																																													
個 数	—		—																																																																																													
取 付 箇 所	系 統 名 (ライイン名)	—	原水タンク 消火系																																																																																													
	設 置 床	—	屋外 EL. 11.00 m																																																																																													
	溢 水 防 護 上 の 画 番 号	—	—																																																																																													
	溢 水 防 護 上 の 配 憲 が 必 要 な 高 さ	—	—																																																																																													

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																											
c. ろ過水貯蔵タンク 基 数 1 容 量 約 1,500 m <sup>3</sup>	c. ろ過水貯蔵タンク 個 数 1 容 量 約 1,500 m <sup>3</sup> <中略>	<p>【その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備】 (要目表)</p> <p>4 火災防護設備 2 消火設備に係る次の事項 2.1 消火系 (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・常設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>ろ過水貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用）*1</td> <td>ろ過水貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用）*1</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>たて置円筒形</td> <td>たて置円筒形</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>1500 以上 (1500*)</td> <td>1500 以上 (1500*)</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>静水頭</td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>内 径</td> <td>13560*2</td> <td>13560*2</td> </tr> <tr> <td>板 厚</td> <td>(6, 0*2) (8, 0*2) (9, 0*2)</td> <td>(6, 0*2) (8, 0*2) (9, 0*2)</td> </tr> <tr> <td>屋 根 板 厚</td> <td>(4, 5*2)</td> <td>(4, 5*2)</td> </tr> <tr> <td>底 板 厚</td> <td>(12, 0*2)</td> <td>(12, 0*2)</td> </tr> <tr> <td>出 口 管 台 外 径</td> <td>318, 5*2</td> <td>318, 5*2</td> </tr> <tr> <td>出 口 管 台 厚</td> <td>17, 4*2</td> <td>17, 4*2</td> </tr> <tr> <td>側 マンホール 管 台 外 径</td> <td>628, 0*2</td> <td>628, 0*2</td> </tr> <tr> <td>側 マンホール 管 台 厚</td> <td>9, 0*2</td> <td>9, 0*2</td> </tr> <tr> <td>側 マンホール ふた 厚</td> <td>(16, 0*2)</td> <td>(16, 0*2)</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>13262*2</td> <td>13262*2</td> </tr> <tr> <td>板</td> <td>SS400</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>屋 根 板</td> <td>SS400</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>底 板</td> <td>SS400</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>側 マンホール ふた</td> <td>SS400</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>系 統 名 (ライイン名)</td> <td>ろ過水貯蔵タンク</td> <td>ろ過水貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>消火系</td> <td>消火系</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>屋外 EL. 11, 00 m</td> <td>屋外 EL. 11, 00 m</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 本設備は既存の設備である。 *2: 公称値を示す。</p>		変 更 前	変 更 後	名 称	ろ過水貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用）*1	ろ過水貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用）*1	種 類	たて置円筒形	たて置円筒形	容 量	1500 以上 (1500*)	1500 以上 (1500*)	最 高 使 用 圧 力	静水頭	静水頭	最 高 使 用 温 度	50	50	内 径	13560*2	13560*2	板 厚	(6, 0*2) (8, 0*2) (9, 0*2)	(6, 0*2) (8, 0*2) (9, 0*2)	屋 根 板 厚	(4, 5*2)	(4, 5*2)	底 板 厚	(12, 0*2)	(12, 0*2)	出 口 管 台 外 径	318, 5*2	318, 5*2	出 口 管 台 厚	17, 4*2	17, 4*2	側 マンホール 管 台 外 径	628, 0*2	628, 0*2	側 マンホール 管 台 厚	9, 0*2	9, 0*2	側 マンホール ふた 厚	(16, 0*2)	(16, 0*2)	高 さ	13262*2	13262*2	板	SS400	SS400	屋 根 板	SS400	SS400	底 板	SS400	SS400	側 マンホール ふた	SS400	SS400	個 数	1	1	系 統 名 (ライイン名)	ろ過水貯蔵タンク	ろ過水貯蔵タンク	設 置 床	消火系	消火系	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	屋外 EL. 11, 00 m	屋外 EL. 11, 00 m	溢 水 防 護 上 の 配慮が必要な高さ	—	—		
	変 更 前	変 更 後																																																																													
名 称	ろ過水貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用）*1	ろ過水貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用）*1																																																																													
種 類	たて置円筒形	たて置円筒形																																																																													
容 量	1500 以上 (1500*)	1500 以上 (1500*)																																																																													
最 高 使 用 圧 力	静水頭	静水頭																																																																													
最 高 使 用 温 度	50	50																																																																													
内 径	13560*2	13560*2																																																																													
板 厚	(6, 0*2) (8, 0*2) (9, 0*2)	(6, 0*2) (8, 0*2) (9, 0*2)																																																																													
屋 根 板 厚	(4, 5*2)	(4, 5*2)																																																																													
底 板 厚	(12, 0*2)	(12, 0*2)																																																																													
出 口 管 台 外 径	318, 5*2	318, 5*2																																																																													
出 口 管 台 厚	17, 4*2	17, 4*2																																																																													
側 マンホール 管 台 外 径	628, 0*2	628, 0*2																																																																													
側 マンホール 管 台 厚	9, 0*2	9, 0*2																																																																													
側 マンホール ふた 厚	(16, 0*2)	(16, 0*2)																																																																													
高 さ	13262*2	13262*2																																																																													
板	SS400	SS400																																																																													
屋 根 板	SS400	SS400																																																																													
底 板	SS400	SS400																																																																													
側 マンホール ふた	SS400	SS400																																																																													
個 数	1	1																																																																													
系 統 名 (ライイン名)	ろ過水貯蔵タンク	ろ過水貯蔵タンク																																																																													
設 置 床	消火系	消火系																																																																													
溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	屋外 EL. 11, 00 m	屋外 EL. 11, 00 m																																																																													
溢 水 防 護 上 の 配慮が必要な高さ	—	—																																																																													
d. 純水貯蔵タンク 基 数 1 容 量 約 500 m <sup>3</sup>	e. 純水貯蔵タンク 個 数 1 容 量 約 500 m <sup>3</sup> <中略>			設置許可申請書（本文）において許可を受けた「純水貯蔵タンク」は、本工事計画の対象外である。																																																																											